

# 龍郷町

## 高齢者保健福祉計画

### 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



みんなで支えあい  
健やかで自分らしい暮らしを  
選択できるまちづくり

令和3年3月  
鹿児島県 龍郷町



## はじめに

我が国の人口は2009年をピークに減少を続ける中、老年人口は増加をし、2025年には国民の3割が65歳以上になると推計され、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。そして2050年には、1人の若者が1人の高齢者を支えるという厳しい社会が訪れることが予想されています。



龍郷町においては、2045年には生産年齢人口割合45%に対し、高齢化率が40%を超える推計になり、国よりもさらに難しい状況に置かれる見込みになっています。

このような状況を踏まえ、龍郷町では令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「龍郷町高齢者福祉計画」ならびに「第8期介護保険事業計画」を策定しました。「みんなで支え合い、健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり」を基本理念と定め、町民がみんなで支え合い、健康の保持増進に努め、自分らしい暮らしを考え、選択し、一人ひとりが尊厳を持ちながら住み続けられるまちづくりを推進していきます。

本計画の上位計画とする「第5次龍郷町総合振興計画」に掲げる施策の大綱のひとつ「健やかで、安心して生活できるくらしづくり」の実現をめざし、町民・地域・事業者・関係者等と連携しながら、「わきゃシマどうくさネット」を柱に地域包括ケア体制の深化を図ってまいります。また、ライフステージに応じた事業の展開による介護予防の強化と、ケアマネジメントの適正化による介護保険サービスの提供に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたってご尽力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま、アンケート調査等を通じ多くの貴重な意見をくださった町民の皆さまに、心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

龍郷町長 竹田 泰典





## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 他計画との関連 .....	2
4 計画の期間 .....	2
5 計画の策定体制 .....	3
6 介護保険制度の改正経緯 .....	4
7 令和3年4月施行基本指針の主な改正内容 .....	5
8 日常生活圏域の設定 .....	7
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>8</b>
1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計 .....	8
2 高齢者年齢3区分別人口及び構成の推移及び推計 .....	8
3 高齢者世帯の推移 .....	9
4 年齢3区分別認定者割合 .....	10
5 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計 .....	10
6 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較） .....	11
7 認知症高齢者の推移 .....	12
8 介護サービスの利用状況 .....	14
9 高齢者等実態調査からみる本町の状況 .....	17
10 第7期計画の進捗状況 .....	34
11 本町が取り組むべき主な課題とその視点 .....	35
<b>第3章 基本理念・基本的視点</b> .....	<b>36</b>
1 基本理念 .....	36
2 基本的視点 .....	36
3 地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進 .....	38
4 龍郷町地域包括ケア体制図 .....	40
5 施策の体系 .....	42
6 事業の体系 .....	43
7 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する指標 .....	45
<b>第4章 高齢者保健福祉サービス</b> .....	<b>47</b>
1 健康づくり・介護予防の推進 .....	47

2 地域生活の支援.....	57
3 安心・安全の暮らしづくり .....	69
4 社会参加・生きがいつくり .....	72
<b>第5章 地域支援事業.....</b>	<b>75</b>
1 介護予防・日常生活支援総合事業 .....	75
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） .....	81
3 包括的支援事業（社会保障充実分） .....	83
4 任意事業.....	95
<b>第6章 介護保険サービス .....</b>	<b>97</b>
1 居宅サービス等・介護予防サービス等 .....	97
2 地域密着型サービス.....	102
3 施設サービス .....	105
<b>第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定 .....</b>	<b>106</b>
1 財源構成.....	106
2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計 .....	107
3 サービスごとの給付費の見込み .....	108
4 地域支援事業費の見込み.....	110
5 標準給付費等の見込み .....	112
6 第1号被保険者の所得段階区分 .....	113
7 所得段階別加入者数の推計 .....	114
8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定 .....	115
9 介護保険料の設定 .....	116
10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料.....	116
<b>第8章 計画の推進 .....</b>	<b>117</b>
1 サービス提供のための体制づくり .....	117
2 人材の確保及び資質の向上 .....	118
3 計画の点検と評価 .....	118
<b>資料編.....</b>	<b>119</b>
1 龍郷町老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱 .....	119
2 龍郷町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿 .....	121
3 用語解説.....	122

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画の趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。

このような状況を踏まえ、令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「龍郷町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

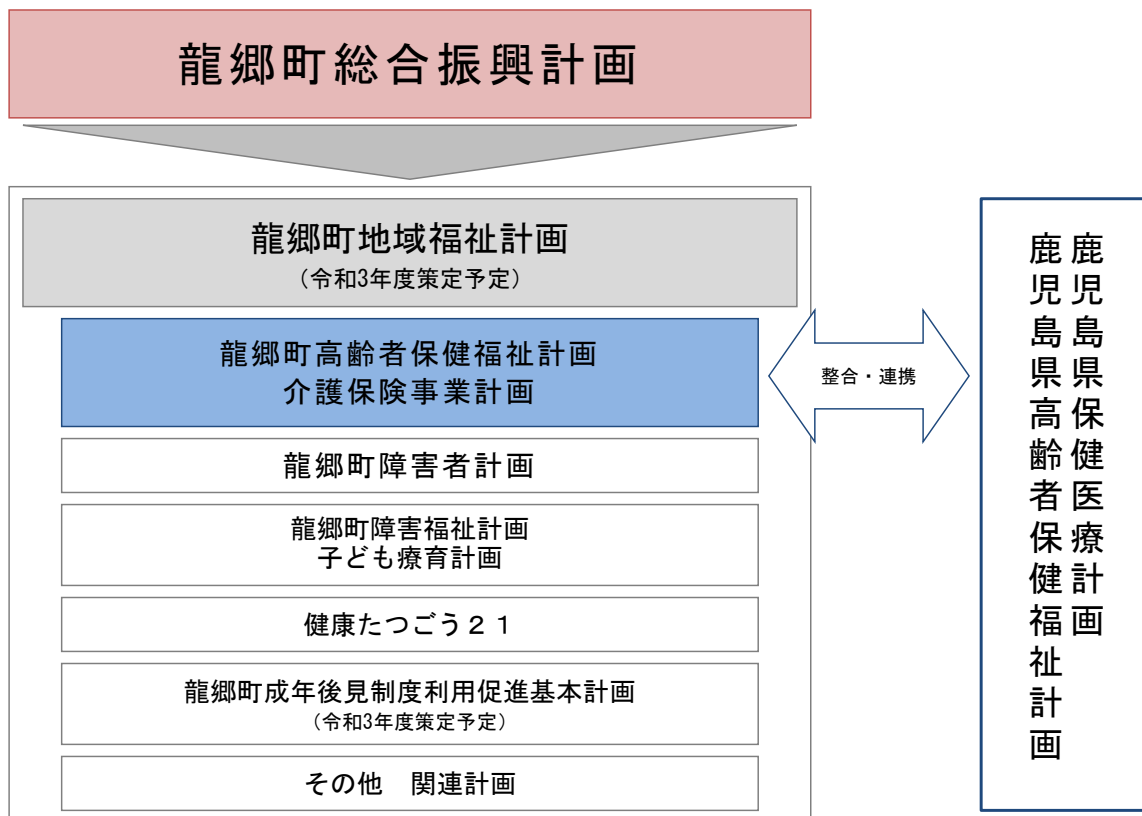
### 2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法第20条の8」、介護保険事業計画は「介護保険法第117条」により規定され、それぞれはお互い整合性をもって作成することとされており、高齢者に関する施策全般の計画として、その内容において介護保険事業計画を包含するもので、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

介護保険事業計画は、介護サービス基盤の整備に関しては、介護保険事業計画において、地域における要介護者等の人数やサービスの利用移行等を勘案して、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込み量の確保のための方策等を定めるものです。

### 3 他計画との関連

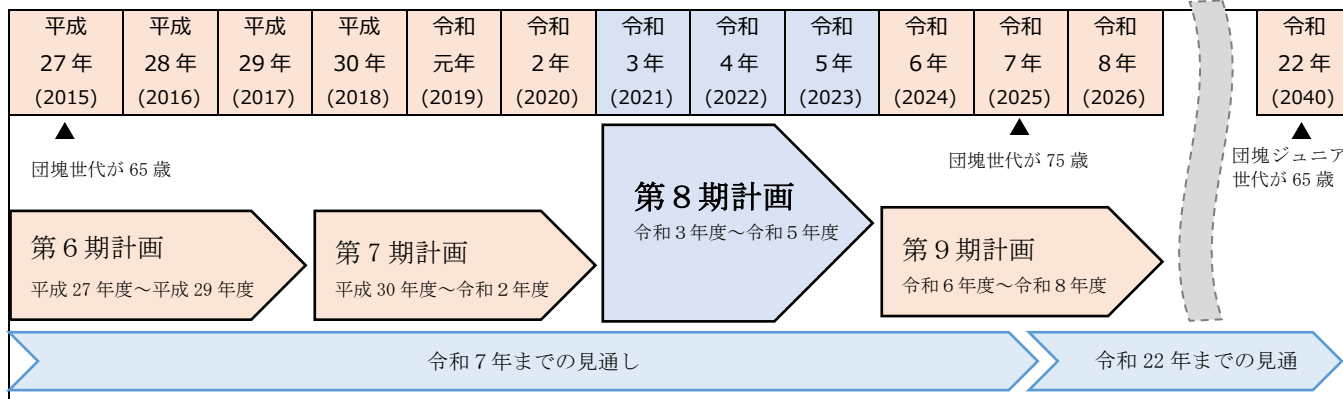
本計画は、「龍郷町総合振興計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「鹿児島県高齢者保健福祉計画」、「鹿児島県保健医療計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



### 4 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和3年度から令和5年度までとします。

また、本計画は、団塊世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年の高齢者のあるべき姿と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



## 5 計画の策定体制

この計画に町民の意見を反映させるため、「龍郷町高齢者福祉計画等策定委員会」を開催しました。

また、既存データでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

さらに、本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するために、パブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

### （1）龍郷町高齢者福祉計画等策定委員会の開催

本計画に町民の意見を反映させるため、被保険者代表・関係団体代表等を構成員とする「龍郷町高齢者福祉計画等策定委員会」を設置し、検討を行いました。

回	日時	内容
第1回	令和2年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状交付</li> <li>○委員長・副委員長選出</li> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険計画について</li> <li>・介護保険事業について</li> <li>・龍郷町の高齢者福祉について</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和2年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画及び第8期計画素案について</li> <li>・第8期介護保険料シミュレーションについて</li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和3年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期介護保険料の見込みについて</li> <li>・龍郷町高齢者保健福祉計画等の素案について</li> </ul> </li> </ul>
第4回	令和3年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期介護保険料について</li> <li>・龍郷町高齢者保健福祉計画等案について</li> </ul> </li> </ul>

### （2）高齢者等アンケート調査の実施

本計画策定に向け、地域の高齢者の状況を把握することで、地域課題を把握し地域の目標を設定するとともに、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや社会参加の促進等各種福祉サービスの検討など計画策定の基礎資料とすることを目的として国・県調査と合わせてアンケート調査を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するために、令和3年2月10日から2月18日まで、龍郷町役場保健福祉課と龍郷町ホームページ上にて、パブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

## 6 介護保険制度の改正経緯

介護を家族だけでなく、社会全体で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。平成24年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始され、平成27年には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、要支援者向けの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。平成29年には、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されました。

### 介護保険制度の改正の経緯

第1期 (平成12年度～)	平成12年4月 介護保険法施行
第2期 (平成15年度～)	<p>平成17年改正(平成18年4月等施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>介護予防の重視</b>(要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施)</li> <li>○<b>施設給付の見直し</b>(食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付)(平成17年10月)</li> <li>○地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定 など</li> </ul>
第3期 (平成18年度～)	<p>平成20年改正(平成21年5月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化 など</li> </ul>
第4期 (平成21年度～)	<p>平成23年改正(平成24年4月等施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>地域包括ケアの推進</b>。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日)</li> <li>○介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護</li> <li>○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し など</li> </ul>
第5期 (平成24年度～)	<p>平成26年改正(平成27年4月等施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの構築に向けた<b>地域支援事業の充実</b>(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等)</li> <li>○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む<b>地域支援事業に移行し、多様化</b></li> <li>○低所得の第1号被保険者の<b>保険料の軽減割合を拡大</b></li> <li>○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ(平成27年8月) など</li> </ul>
第6期 (平成27年度～)	<p>平成29年改正(平成30年4月等施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全市町村が保険者機能を発揮し、<b>自立支援・重度化防止</b>に向けて取り組む仕組みの制度化</li> <li>○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、<b>介護医療院の創設</b></li> <li>○介護保険と障害福祉制度に新たな<b>共生型サービスを位置づけ</b></li> <li>○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への<b>総報酬割の導入</b> など</li> </ul>
第7期 (平成30年度～)	

## 7 令和3年4月施行基本指針の主な改正内容

令和3年4月1日から運用される基本指針の主な改正内容は以下のとおりです。

### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）において、市町村介護保険事業計画は当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載する。

### (2) 地域共生社会の実現

地域共生社会は、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会であり、その実現に当たっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。これを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防の推進に関しては

- ・ PDCAサイクルに沿った推進に当たってデータの利活用を進めることやそのための環境整備
- ・ 専門職の関与
- ・ 他の事業と連携を行う事
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象者や価格の上限の弾力化を踏まえて介護保険事業（支援）計画を作成すること
- ・ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること
- ・ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

等が重要である。これらを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

改正法により老人福祉法（昭和38年法律第133号）が改正され、都道府県が有料老人ホームの届出に関する情報を市町村に通知すること、また、市町村が未届けの有料老人ホームを発見した場合には都道府県に情報提供するよう努めるものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載する。



有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基本指針において、必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むため、市町村が都道府県と連携し、これらの設置状況等の情報を積極的に把握する旨を記載する。

#### **(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、更に強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられた。

この認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載する。

- ・ 普及啓発・本人発信支援
- ・ 予防
- ・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ・ 研究開発・産業促進・国際展開

#### **(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

現状の介護人材不足に加え、2025(令和7)年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となるため、介護人材の確保については、各都道府県・市町村において、介護保険事業(支援)計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化及び質の向上に資する取組を強化することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載する。

#### **(7) 災害や感染症対策に係る体制整備**

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、基本指針において、これらへの備えの重要性について記載する。

## 8 日常生活圏域の設定

### (1) 日常生活圏域とは（国の考え）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

### (2) 本町の日常生活圏域の設定

介護が必要となっても住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、第8期計画も、第7期計画に引き続き、町を1つの「日常生活圏域」として設定します。

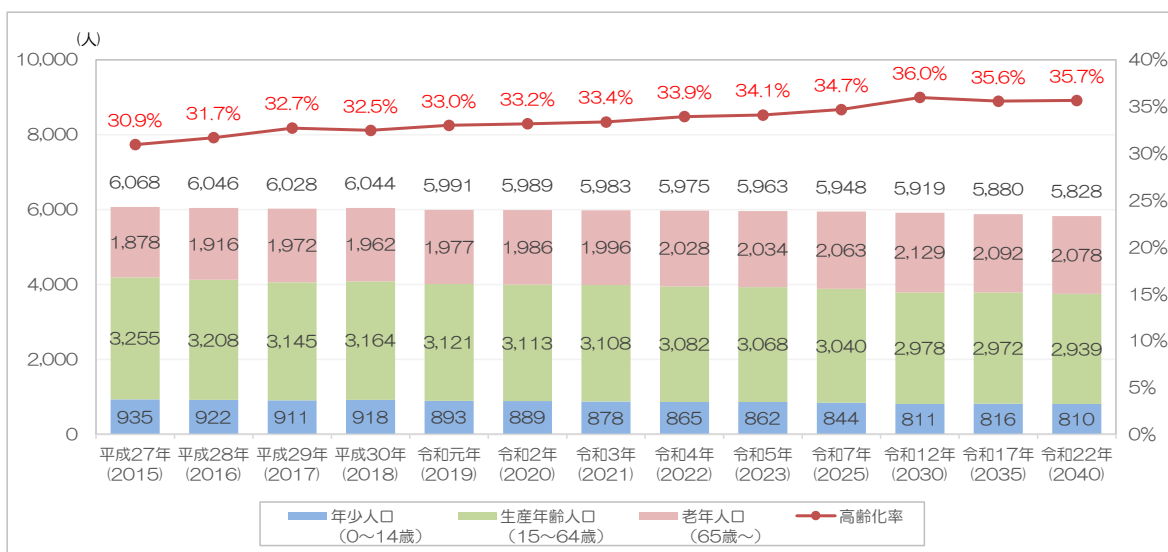


## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

本町の総人口は令和2年10月現在で5,989人となっており、65歳以上の老年人口は1,986人、総人口に占める割合は33.2%となっています。

少子高齢化の進展により、総人口は減少し続け、令和22年には総人口5,828人、高齢化率35.7%となることが予測されています。

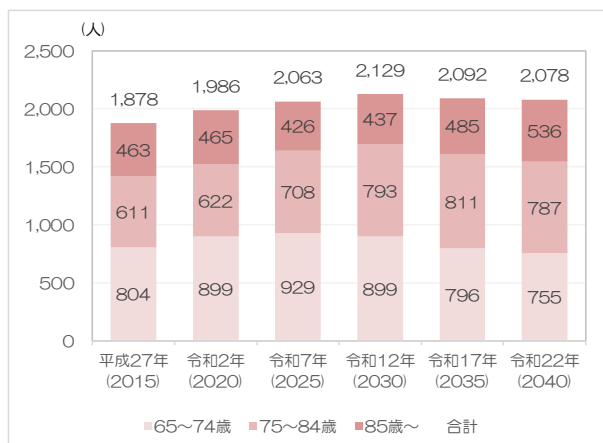


出典：住民基本台帳（平成27年～令和2年）、見える化システム推計値（令和3年～）

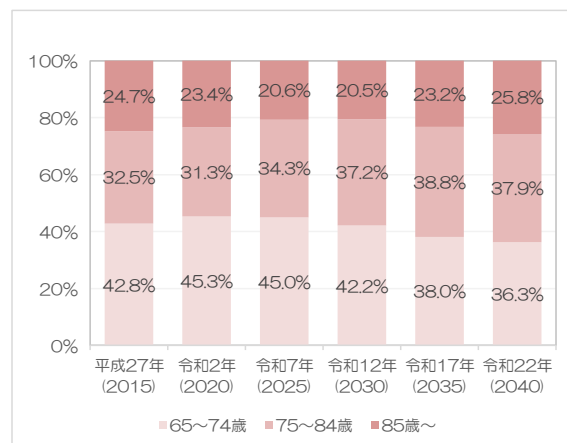
### 2 高齢者年齢3区分別人口及び構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者の構成割合が増加していく予測となっており、令和22年の後期高齢者人口は1,323人、構成割合は63.7%となることが予測されています。

【高齢者年齢3区分人口】



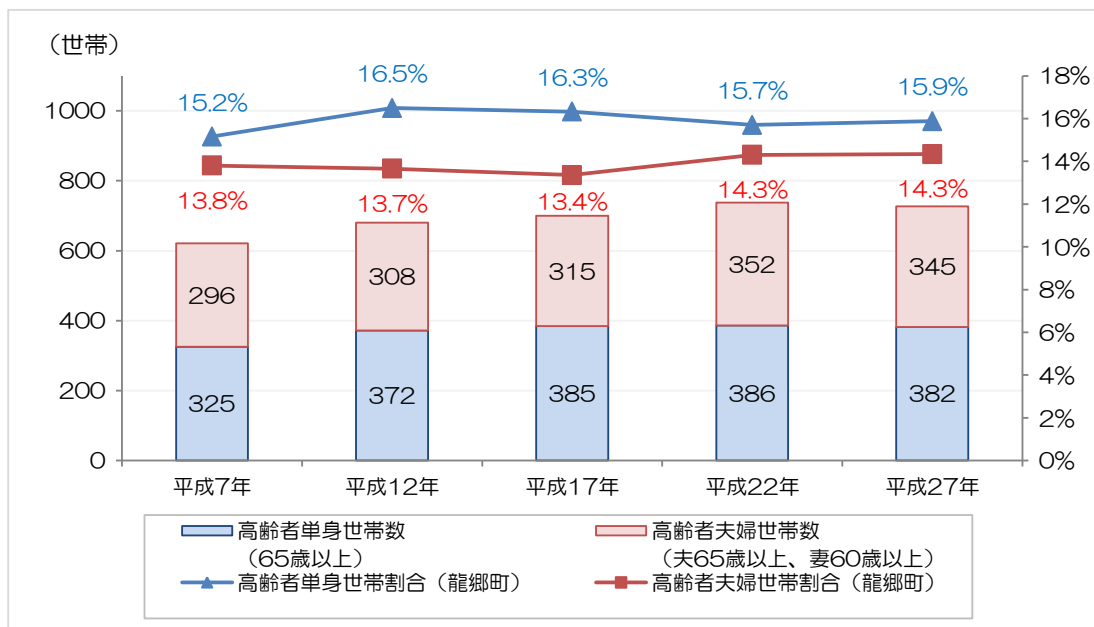
【高齢者年齢3区分構成割合】



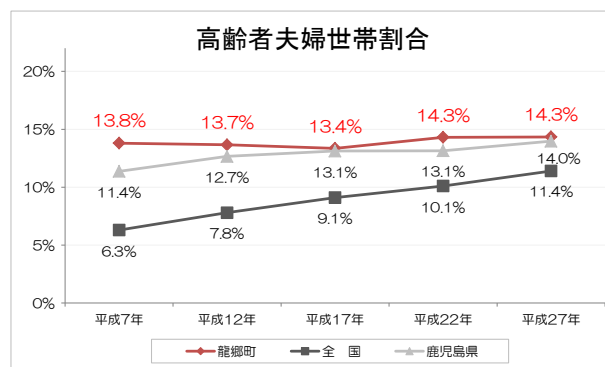
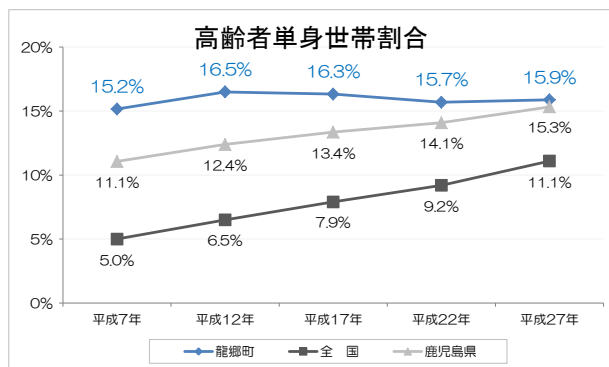
出典：住民基本台帳（平成27年、令和2年）、見える化システム推計値（令和7年～）

### 3 高齢者世帯の推移

平成27年の高齢者単身世帯は382世帯、一般世帯に占める割合は15.9%、高齢者夫婦世帯は345世帯で14.3%となっており、いずれも全国平均、鹿児島県平均を上回っています。

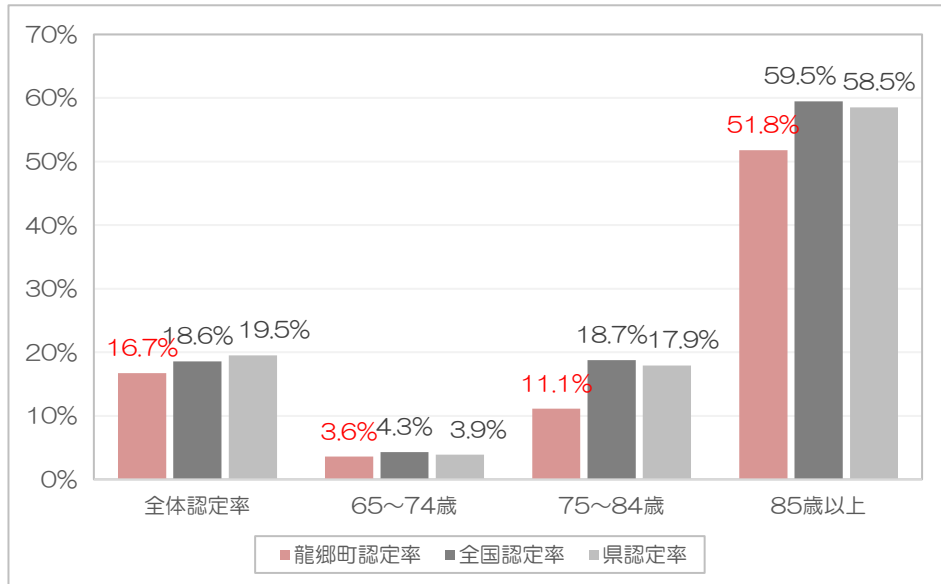


出典：国勢調査



#### 4 年齢3区分別認定者割合

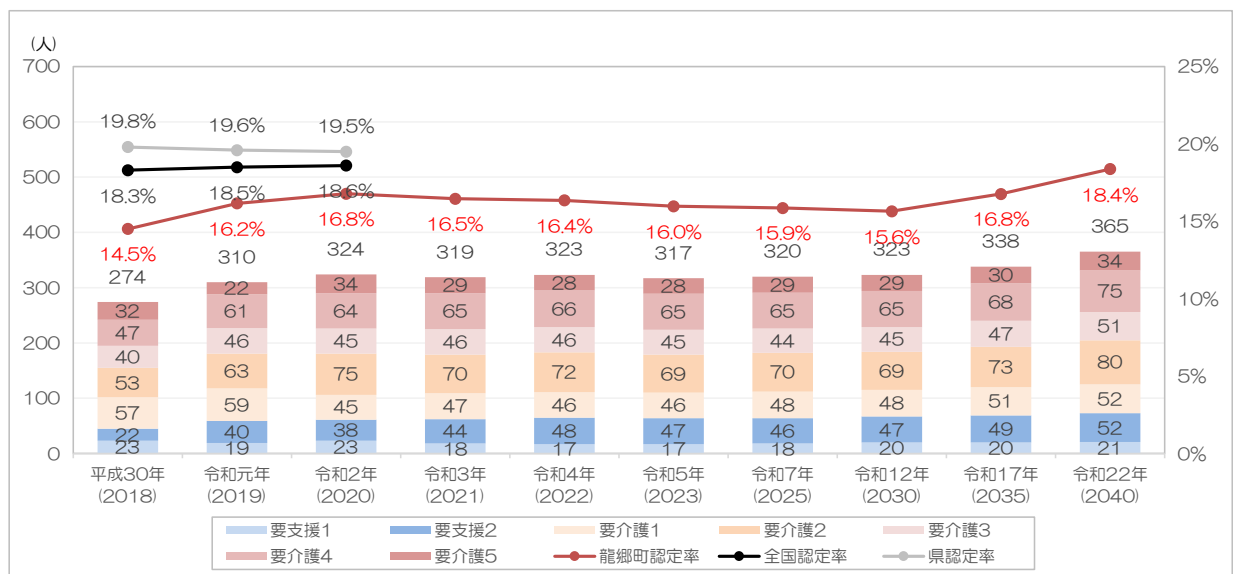
令和2年9月時点での認定者割合は、65～74歳が3.6%、75～84歳が11.1%、85歳以上が51.8%となっています。



出典：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月分）

#### 5 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計

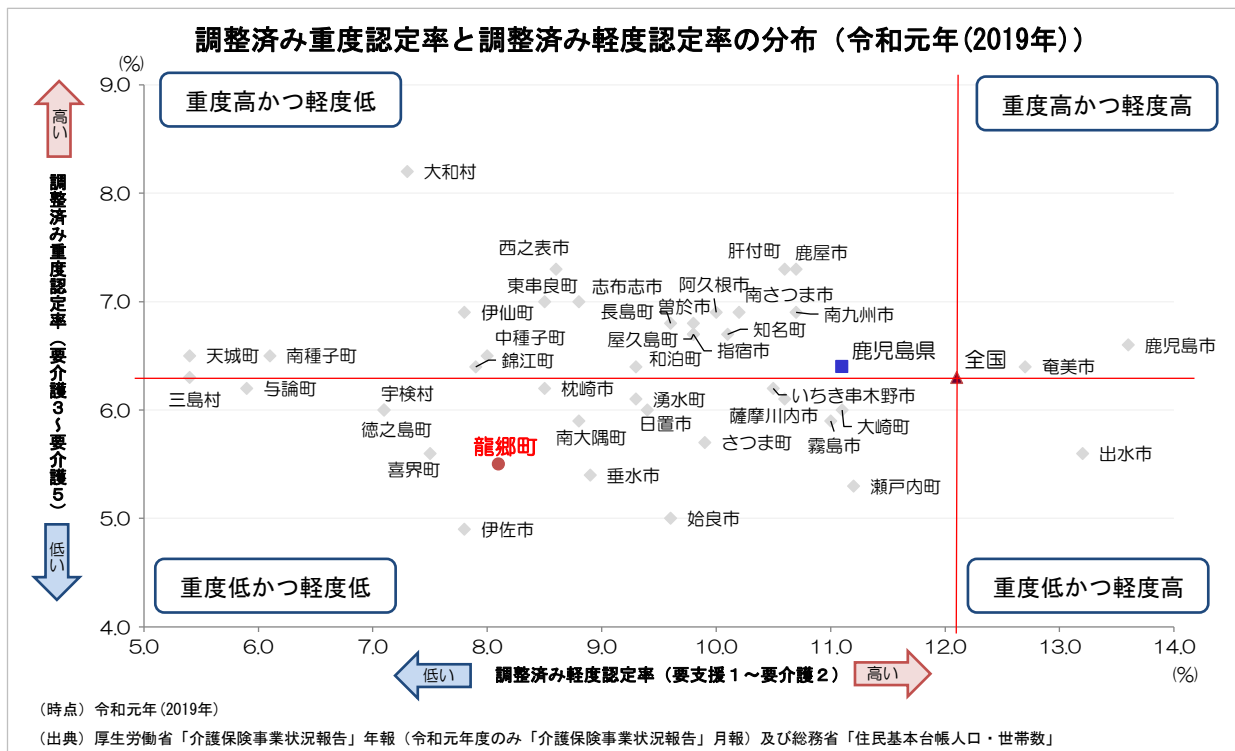
令和12年までの要介護認定率は、減少傾向で推移する予測となっていますが、令和17年から上昇に転じる予測となっています。85歳以上人口の構成割合の増加が主要因と考えられます。



出典：見える化システム

## 6 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較）

本町の調整済み「軽度（要支援1～要介護2）認定率」と「重度（要介護3～要介護5）認定率」の状況をみると、軽度認定率、重度認定率のいずれも全国・県平均を下回っています。



出典：見える化システム

※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

## 7 認知症高齢者の推移

### (1) 年齢別高齢者に占める要介護認定者と認知症高齢者の状況

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の出現率は、令和2年10月時点で、高齢者全体で7.8%となっています。

年齢が高くなるほど認知症高齢者の割合が高くなり、85歳以上では20.4%となっています。

年齢区分	被保険者数	要介護認定者	認知症高齢者の日常生活自立度			
			Ⅰ以上		Ⅱ以上	
			人数	割合	人数	割合
65～69歳	478	13	3	0.6%	7	1.5%
70～74歳	420	18	1	0.2%	11	2.6%
75～79歳	349	31	5	1.4%	23	6.6%
80～84歳	272	36	7	2.6%	20	7.4%
85歳以上	461	217	38	8.2%	94	20.4%
合計	1,980	315	54	2.7%	155	7.8%

出典：保健福祉課資料（令和2年10月1日現在）

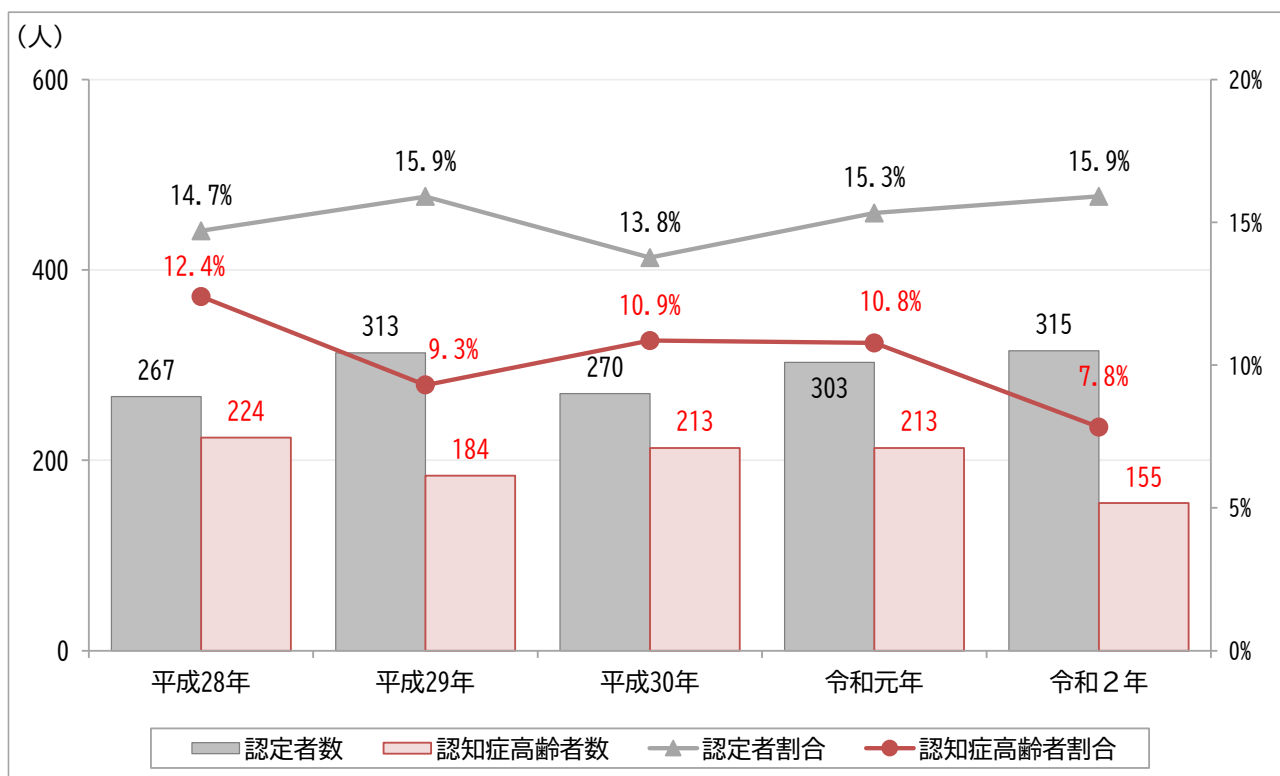
### 【参考】認知症高齢者の日常生活自立度判断基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる。	たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理等、それまでできたことにミスが目立つ等。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱaの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等、一人で留守番ができない等。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。
Ⅲb	夜間を中心として、上記Ⅲaの状態が見られる。	
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。



## (2) 要介護認定者と認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の推移

第1号被保険者に占める認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は、200人前後で推移していましたが、令和2年度は155人と減少しています。



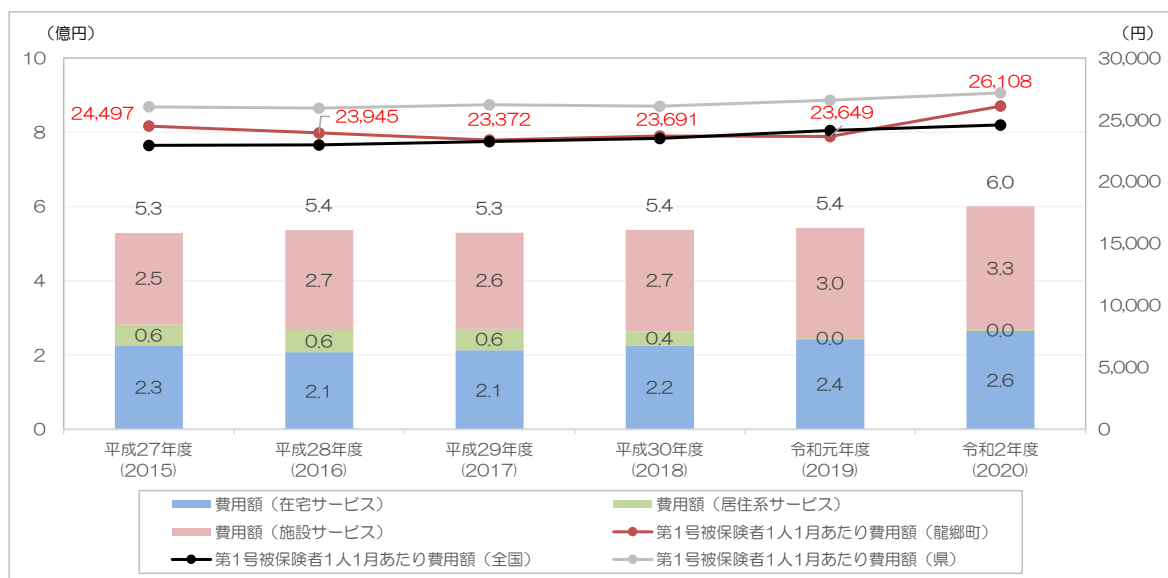
出典：介護保険事業状況報告（月報）、保健福祉課資料（各年10月1日現在）

注）各年の要介護（要支援）認定者数・認定者割合は、介護保険事業状況報告（月報）からの出典のため10ページの「4 要介護（要支援）認定者の状況」の認定者数・認定者割合と数値が異なります。

## 8 介護サービスの利用状況

### (1) 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移

本町の介護費用額は令和元年度までは5.5億円前後で推移していましたが、令和2年度は約6億円となる見込みとなっています。また、令和2年度の第1号被保険者1人1月当たり費用額は26,108円で、県平均を下回っていますが全国平均を上回っています。



出典：見える化システム

### ※「施設サービス」、「居住系サービス」、「在宅サービス」の内訳

指標名	含まれるサービス	
	県指定	市町村指定
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問入浴介護 訪問介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護福祉用具貸与 特定福祉用具購入費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援 住宅改修

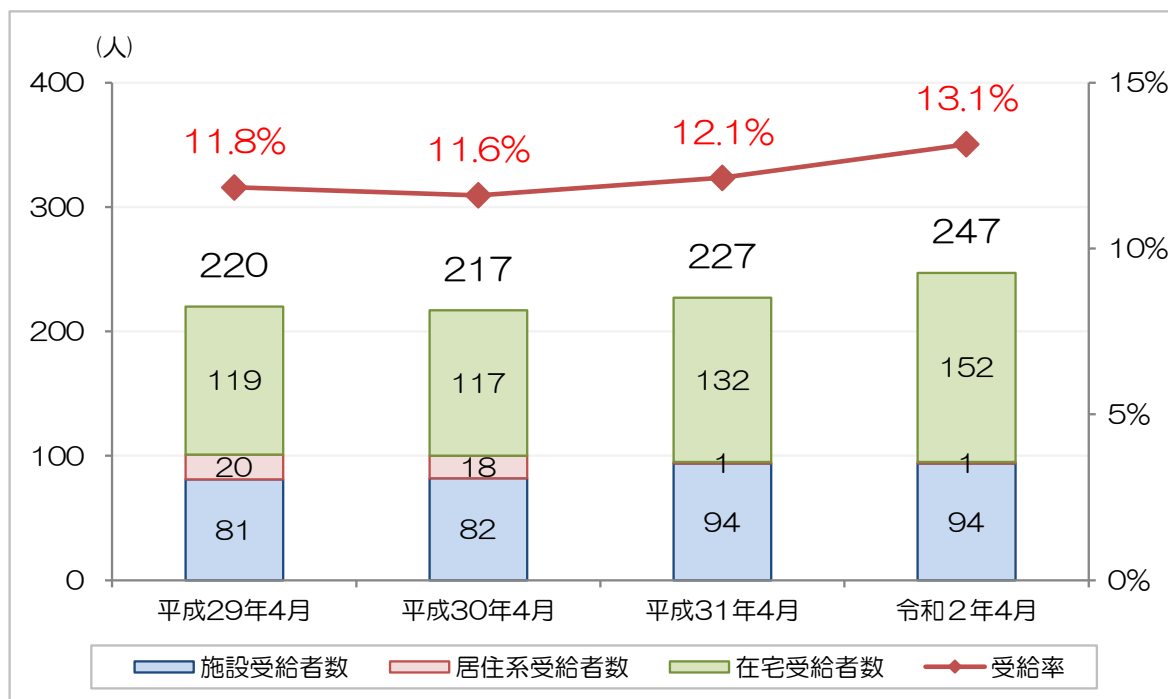
(2) 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移

本町の令和2年4月の施設受給者数は94人、居住系受給者数は1人、在宅受給者数は152人で、第1号被保険者に占める受給率は13.1%となっています。

サービスごとの受給者数の推移をみると、居住系受給者数が平成30年から平成31年にかけて大幅に減少している一方、在宅受給者数、施設受給者数は増加傾向にあります。

	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月
①施設受給者数	81人	82人	94人	94人
②居住系受給者数	20人	18人	1人	1人
③在宅受給者数	119人	117人	132人	152人
④合計受給者数 (①+②+③)	220人	217人	227人	247人
⑤第1号被保険者数	1,857人	1,870人	1,871人	1,879人
⑥受給率 (④/⑤×100)	11.8%	11.6%	12.1%	13.1%

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

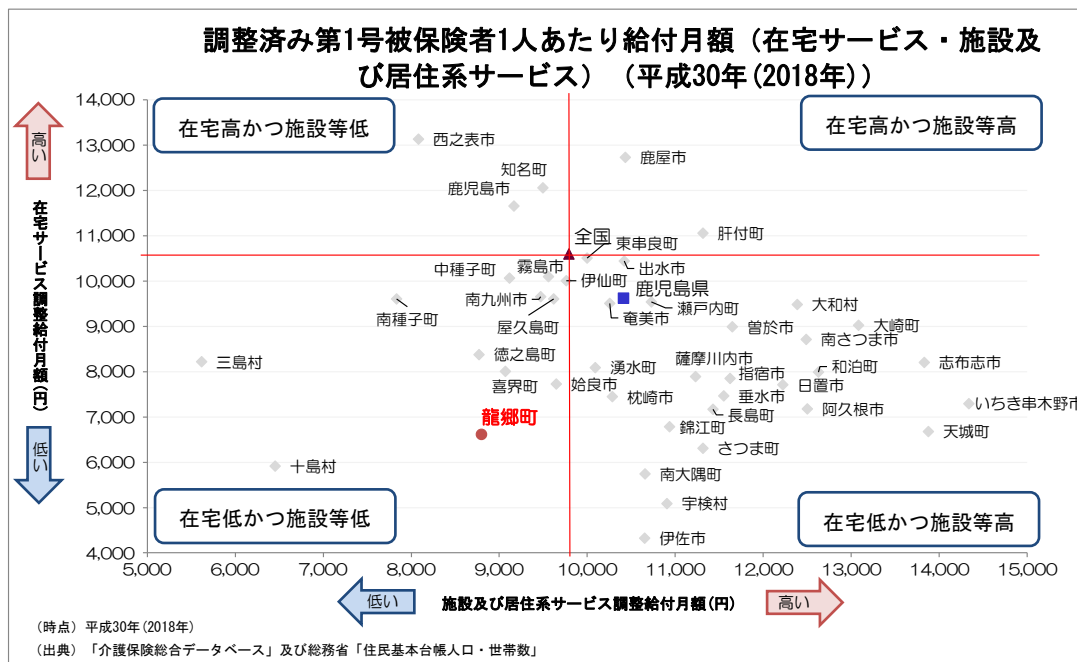


(3) 第1号被保険者1人あたり給付月額分布（保険者比較）

本町の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の状況をみると、在宅サービス、施設及び居住系サービス給付月額のいずれも全国・県平均を下回っています。

調整済み要支援・要介護認定率も低い水準であることから、給付費が低い一因であると考えられます。

【調整済みの分布】



出典：見える化システム

※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

## 9 高齢者等実態調査からみる本町の状況

### (1) 調査の概要

#### ① 調査実施時期

令和元年12月から令和2年1月まで実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

##### ア) 一般高齢者調査

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

##### イ) 在宅要介護（要支援）者調査

要介護（要支援）認定者で介護保険施設に入所していない方を対象とし、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）や役場看護師等による配布・回収を行いました。

##### ウ) 若年者調査

40歳以上65歳未満で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

#### ③ 配布数・回収数

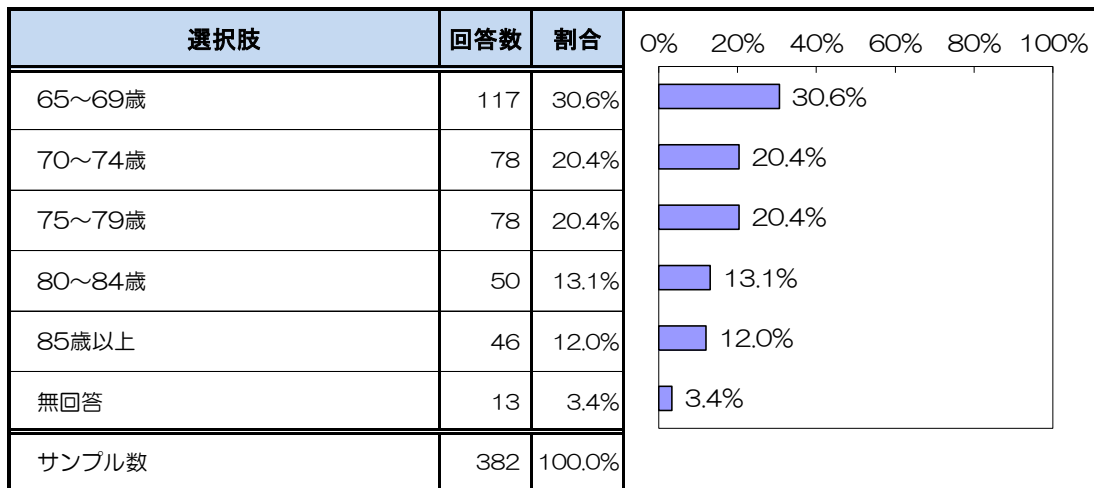
調査種別	配付数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者調査	400	382	95.5%
在宅要介護（要支援）者調査	130	128	98.5%
若年者調査	400	349	87.3%

#### ④ 調査結果利用上の注意

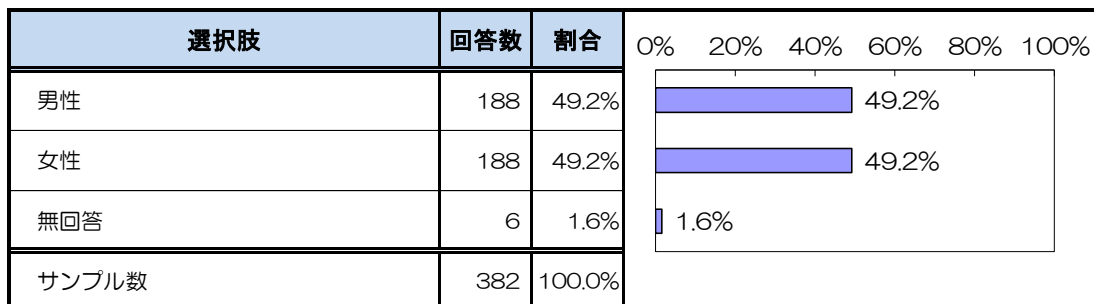
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・数表及び図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果 (一般高齢者調査 抜粋)

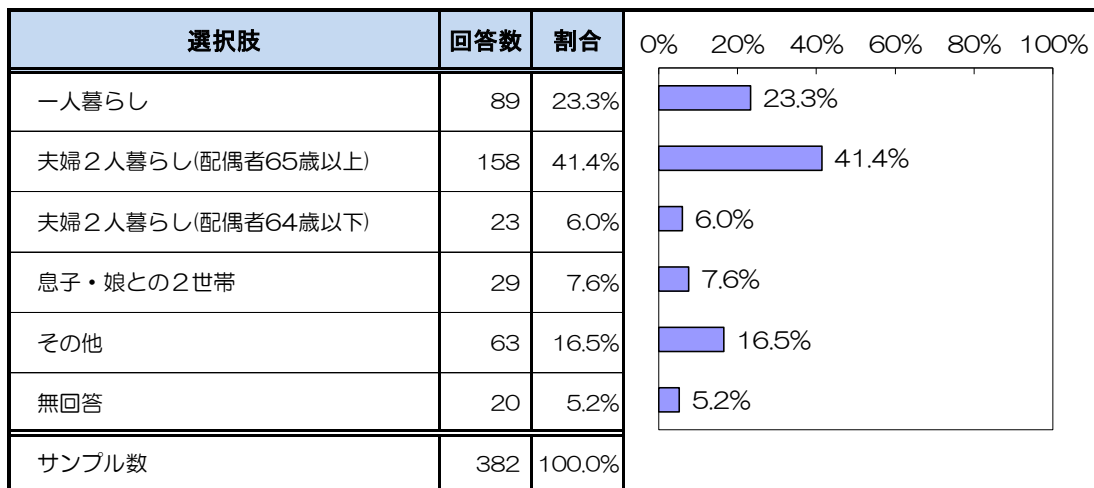
① 年齢



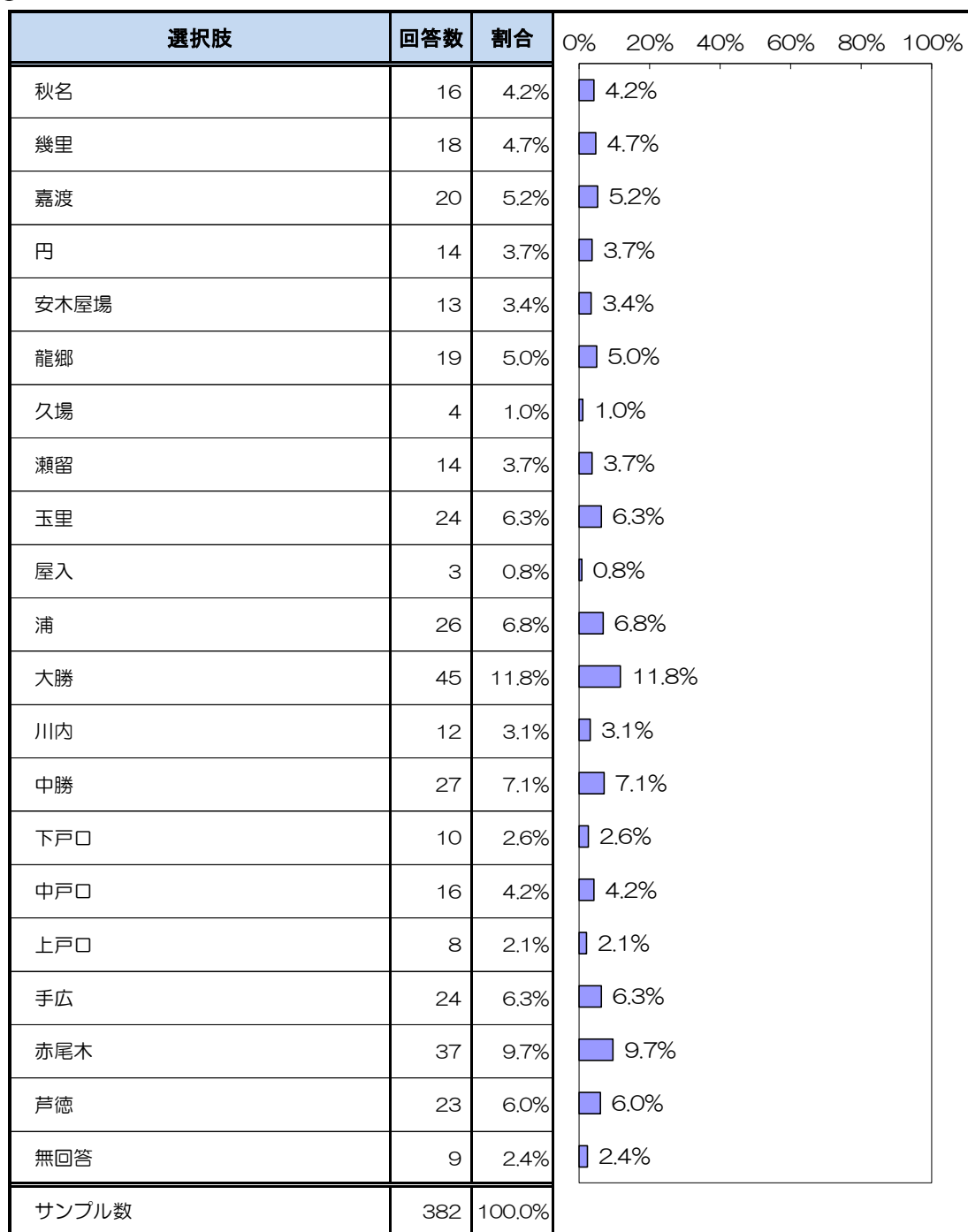
② 性別



③ 家族構成



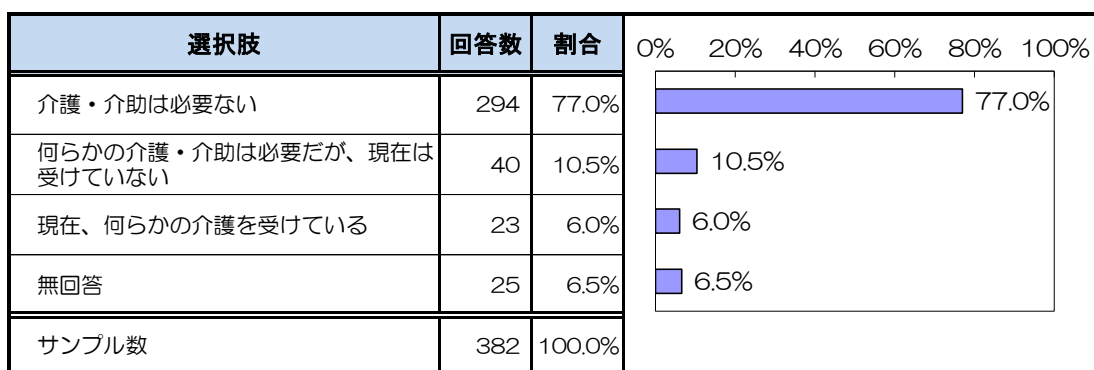
④ 居住集落





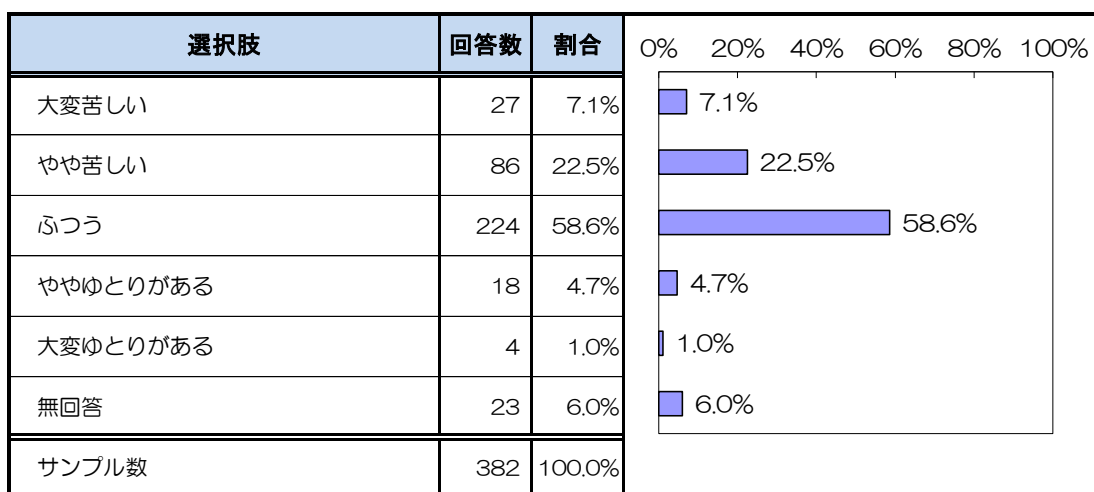
⑤ 介護・介助の必要性

介護保険サービスは利用していないが、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」の合計が16.5%となっています。



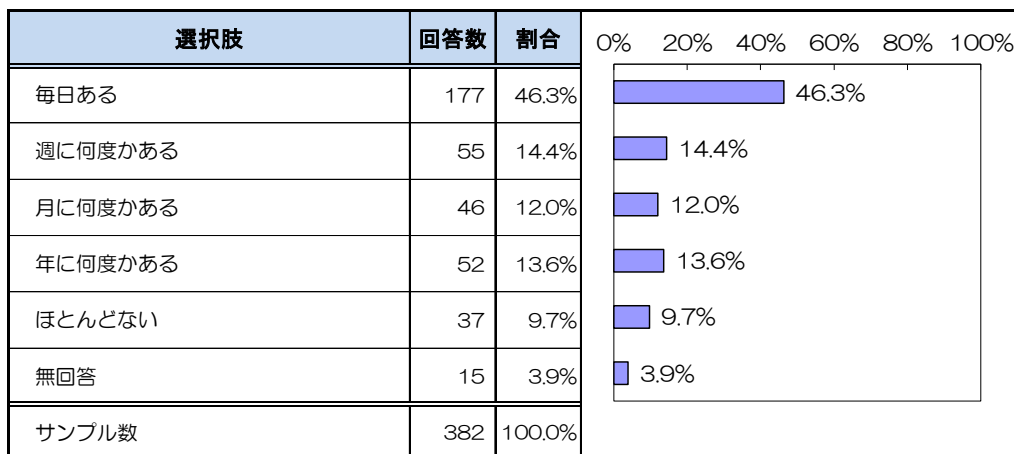
⑥ 経済的にみた現在の暮らしの状況

「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計が29.6%となっています。



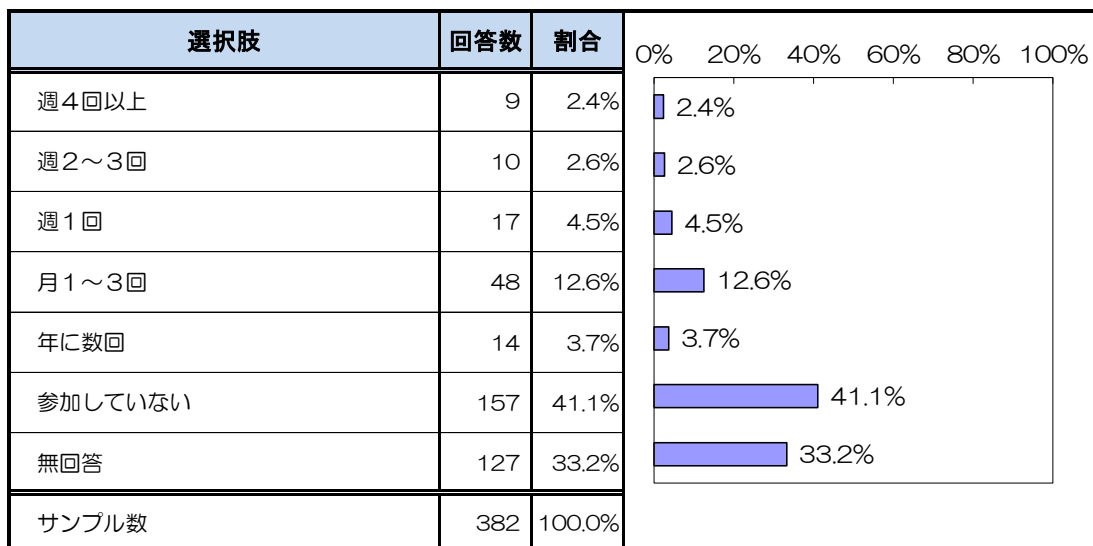
⑦ だれかと食事を共にする機会があるか

「ほとんどない」が9.7%となっています。



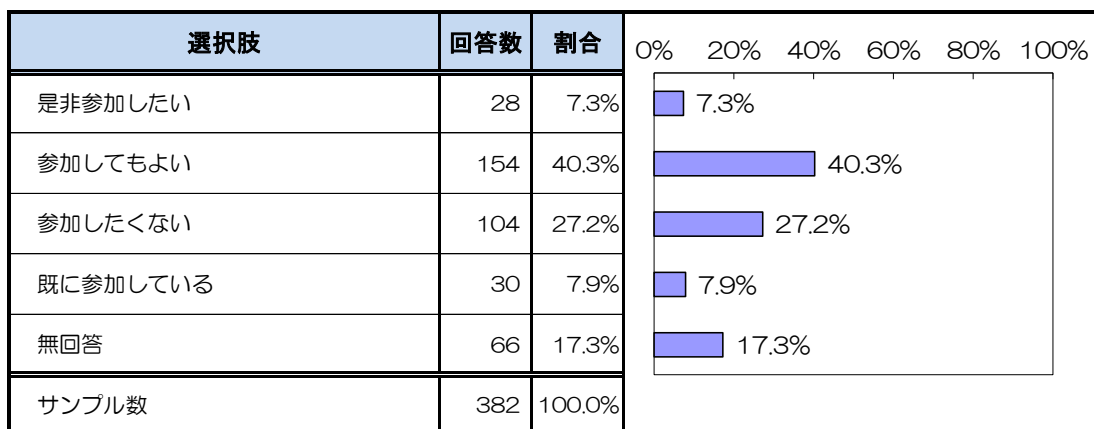
⑧ 「どうくさ会」「楽しく体操」「てくてく体操」などの介護予防のための通いの場に  
参加しているか

「参加していない」が41.1%となっています。



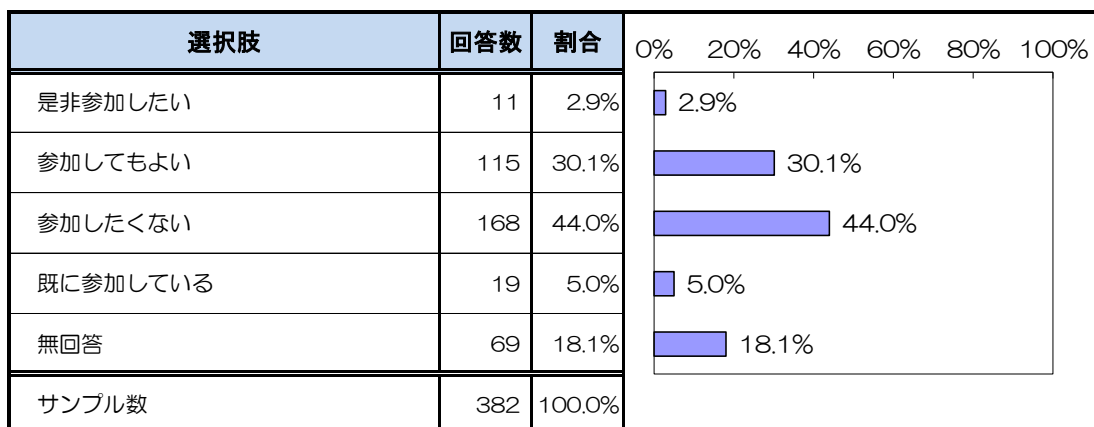
⑨ 住民主体のグループ活動への参加意向

「既に参加している」が7.9%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が47.6%となっています。



⑩ 住民主体のグループ活動での企画・運営（お世話役）の意向

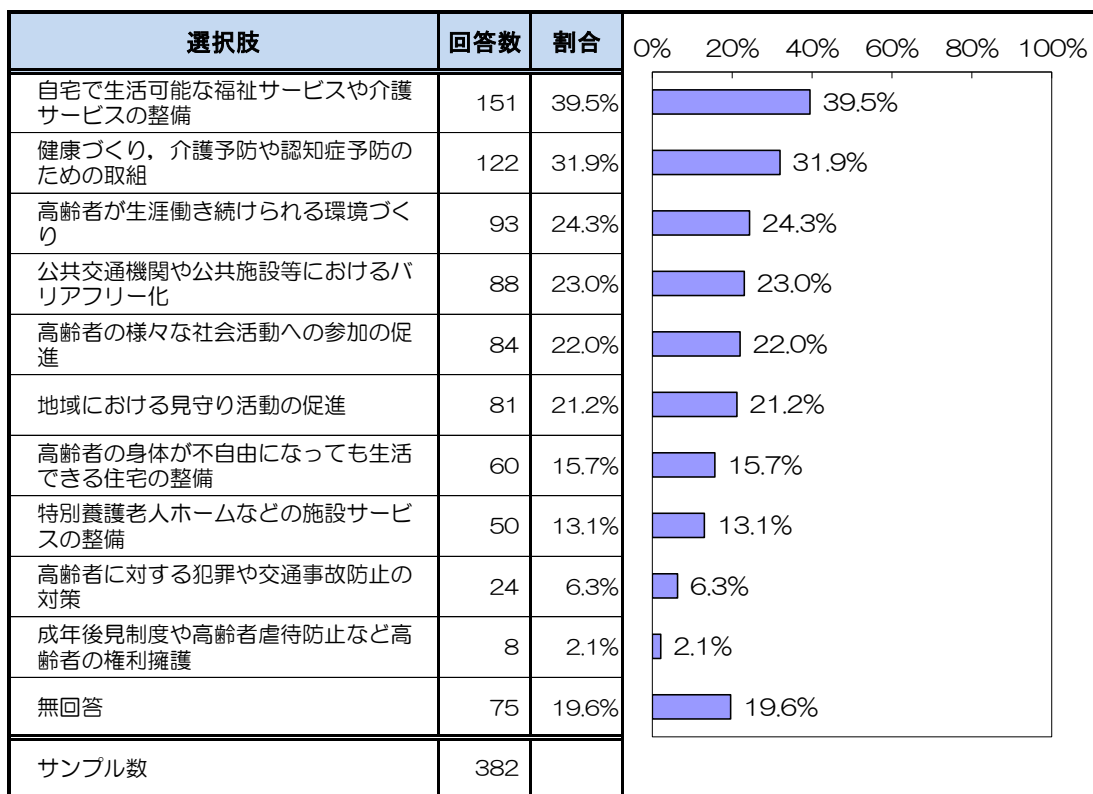
「既に参加している」が5.0%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が33.0%となっています。



⑪ 高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域づくりに向けて、県や市町村は、特にどのようなことに力を入れていくべきだと思うこと

「自宅で生活可能な福祉サービスや介護サービスの整備」が39.5%と最も高く、次いで、「健康づくり，介護予防や認知症予防のための取組」の31.9%、「高齢者が生涯働き続けられる環境づくり」の24.3%の順となっています。

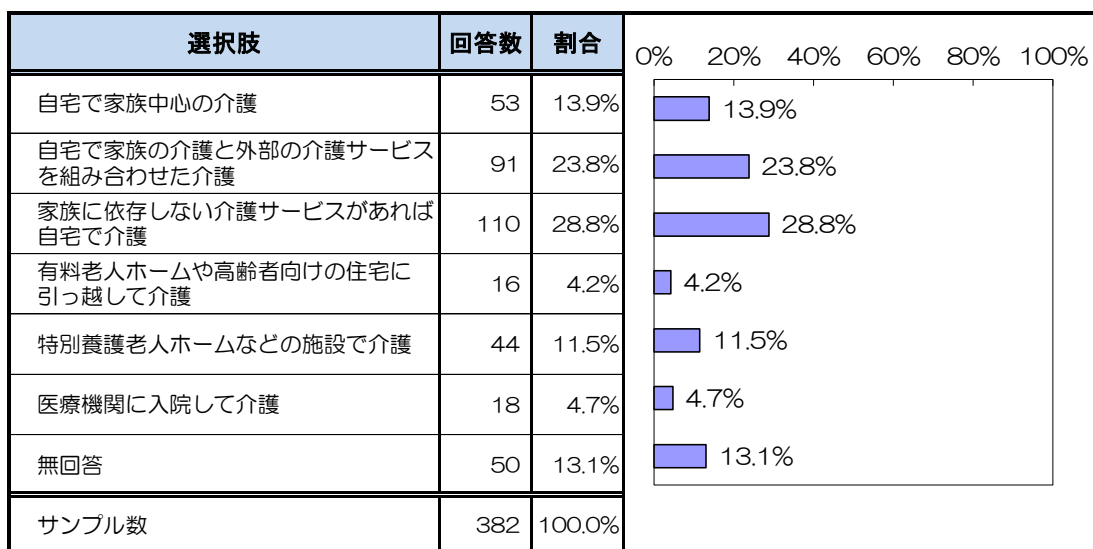
	単純集計 全体	性別			年齢					
		男性	女性	無回答	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答
サンプル数	382	188	188	6	117	78	78	50	46	13
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自宅で生活可能な福祉サービスや介護サービスの整備	151	76	72	3	43	33	31	24	16	4
	39.5%	40.4%	38.3%	50.0%	36.8%	42.3%	39.7%	48.0%	34.8%	30.8%
健康づくり，介護予防や認知症予防のための取組	122	66	54	2	32	23	30	16	17	4
	31.9%	35.1%	28.7%	33.3%	27.4%	29.5%	38.5%	32.0%	37.0%	30.8%
高齢者が生涯働き続けられる環境づくり	93	59	34	0	41	25	14	6	4	3
	24.3%	31.4%	18.1%	0.0%	35.0%	32.1%	17.9%	12.0%	8.7%	23.1%
公共交通機関や公共施設等におけるバリアフリー化	88	44	43	1	29	26	13	11	8	1
	23.0%	23.4%	22.9%	16.7%	24.8%	33.3%	16.7%	22.0%	17.4%	7.7%
高齢者の様々な社会活動への参加の促進	84	46	37	1	35	15	17	10	5	2
	22.0%	24.5%	19.7%	16.7%	29.9%	19.2%	21.8%	20.0%	10.9%	15.4%
地域における見守り活動の促進	81	38	42	1	25	20	19	7	8	2
	21.2%	20.2%	22.3%	16.7%	21.4%	25.6%	24.4%	14.0%	17.4%	15.4%
高齢者の身体が不自由になっても生活できる住宅の整備	60	24	36	0	22	11	8	10	6	3
	15.7%	12.8%	19.1%	0.0%	18.8%	14.1%	10.3%	20.0%	13.0%	23.1%
特別養護老人ホームなどの施設サービスの整備	50	27	23	0	13	12	8	8	8	1
	13.1%	14.4%	12.2%	0.0%	11.1%	15.4%	10.3%	16.0%	17.4%	7.7%
高齢者に対する犯罪や交通事故防止の対策	24	10	13	1	7	5	9	2	1	0
	6.3%	5.3%	6.9%	16.7%	6.0%	6.4%	11.5%	4.0%	2.2%	0.0%
成年後見制度や高齢者虐待防止など高齢者の権利擁護	8	5	2	1	2	4	1	0	1	0
	2.1%	2.7%	1.1%	16.7%	1.7%	5.1%	1.3%	0.0%	2.2%	0.0%
無回答	75	28	45	2	16	9	20	11	15	4
	19.6%	14.9%	23.9%	33.3%	13.7%	11.5%	25.6%	22.0%	32.6%	30.8%



⑫ 将来的な介護サービスの意向

「家族に依存しない介護サービスがあれば自宅で介護」が 28.8%と最も高く、次いで、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護」の23.8%、「自宅で家族中心の介護」の13.9%の順となっており、自宅で介護を望む方の合計は66.5%となっています。

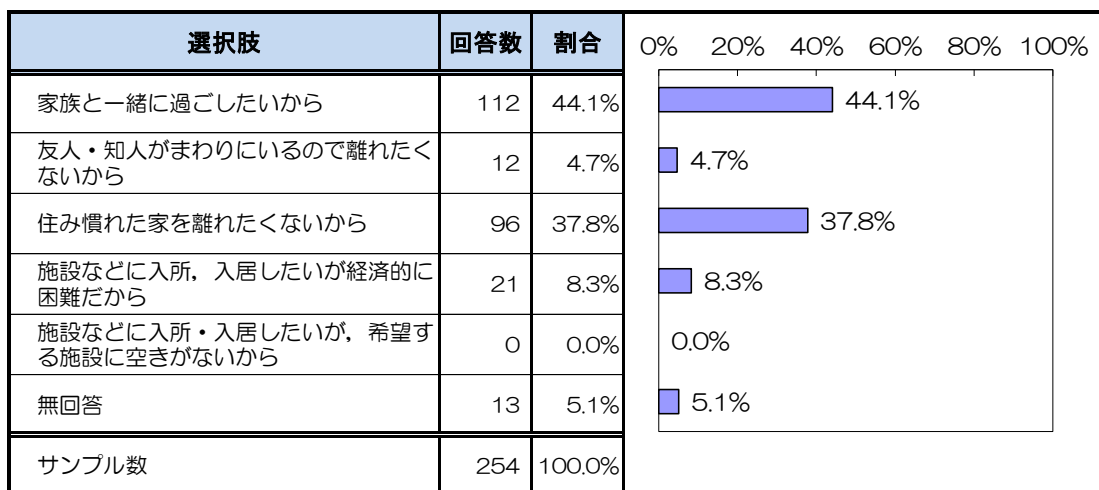
	単純集計				年齢						
	全体	男性	女性	無回答	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答	
サンプル数	382	188	188	6	117	78	78	50	46	13	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
自宅で家族中心の介護	53	32	19	2	20	10	9	5	6	3	
	13.9%	17.0%	10.1%	33.3%	17.1%	12.8%	11.5%	10.0%	13.0%	23.1%	
自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護	91	49	40	2	24	14	22	15	14	2	
	23.8%	26.1%	21.3%	33.3%	20.5%	17.9%	28.2%	30.0%	30.4%	15.4%	
家族に依存しない介護サービスがあれば自宅で介護	110	49	61	0	41	24	20	13	8	4	
	28.8%	26.1%	32.4%	0.0%	35.0%	30.8%	25.6%	26.0%	17.4%	30.8%	
有料老人ホームや高齢者向けの住宅に引っ越して介護	16	8	7	1	4	5	2	4	0	1	
	4.2%	4.3%	3.7%	16.7%	3.4%	6.4%	2.6%	8.0%	0.0%	7.7%	
特別養護老人ホームなどの施設で介護	44	22	22	0	11	13	10	4	5	1	
	11.5%	11.7%	11.7%	0.0%	9.4%	16.7%	12.8%	8.0%	10.9%	7.7%	
医療機関に入院して介護	18	8	10	0	6	4	5	1	2	0	
	4.7%	4.3%	5.3%	0.0%	5.1%	5.1%	6.4%	2.0%	4.3%	0.0%	
無回答	50	20	29	1	11	8	10	8	11	2	
	13.1%	10.6%	15.4%	16.7%	9.4%	10.3%	12.8%	16.0%	23.9%	15.4%	



⑬ 前項目にて「在宅で介護を受けたい」と思う理由

「家族と一緒に過ごしたいから」が44.1%と最も高く、次いで、「住み慣れた家を離れたくないから」の37.8%、「施設などに入所、入居したいが経済的に困難だから」の8.3%の順となっています。

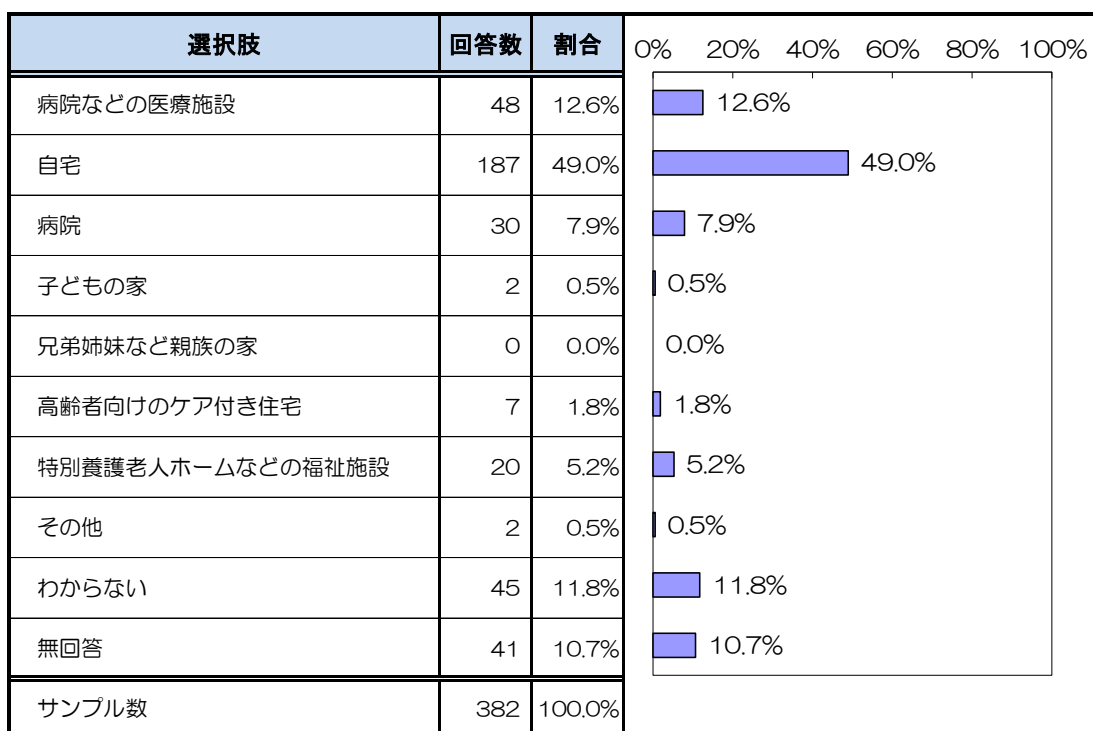
	単純集計				年齢					
	全体	男性	女性	無回答	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答
サンプル数	254	130	120	4	85	48	51	33	28	9
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家族と一緒に過ごしたいから	112	67	43	2	39	19	24	16	9	5
	44.1%	51.5%	35.8%	50.0%	45.9%	39.6%	47.1%	48.5%	32.1%	55.6%
友人・知人がまわりにいるので離れたくないから	12	3	9	0	7	2	3	0	0	0
	4.7%	2.3%	7.5%	0.0%	8.2%	4.2%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
住み慣れた家を離れたくないから	96	41	54	1	28	19	20	13	14	2
	37.8%	31.5%	45.0%	25.0%	32.9%	39.6%	39.2%	39.4%	50.0%	22.2%
施設などに入所、入居したいが経済的に困難だから	21	11	10	0	8	7	2	1	2	1
	8.3%	8.5%	8.3%	0.0%	9.4%	14.6%	3.9%	3.0%	7.1%	11.1%
施設などに入所・入居したいが、希望する施設に空きがないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	13	8	4	1	3	1	2	3	3	1
	5.1%	6.2%	3.3%	25.0%	3.5%	2.1%	3.9%	9.1%	10.7%	11.1%



⑭ 最期を迎えたいと思う場所

「自宅」が 49.0%と最も高く、次いで、「病院などの医療施設」の 12.6%、「わからない」の 11.8%の順となっています。

	単純集計				性別						
	全体	男性	女性	無回答	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答	
サンプル数	382	188	188	6	117	78	78	50	46	13	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
病院などの医療施設	48	23	25	0	19	12	9	3	4	1	
	12.6%	12.2%	13.3%	0.0%	16.2%	15.4%	11.5%	6.0%	8.7%	7.7%	
自宅	187	108	77	2	58	41	37	23	23	5	
	49.0%	57.4%	41.0%	33.3%	49.6%	52.6%	47.4%	46.0%	50.0%	38.5%	
病院	30	14	16	0	8	5	10	3	2	2	
	7.9%	7.4%	8.5%	0.0%	6.8%	6.4%	12.8%	6.0%	4.3%	15.4%	
子どもの家	2	0	2	0	1	0	0	1	0	0	
	0.5%	0.0%	1.1%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	
兄弟姉妹など親族の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
高齢者向けのケア付き住宅	7	4	3	0	3	1	0	2	1	0	
	1.8%	2.1%	1.6%	0.0%	2.6%	1.3%	0.0%	4.0%	2.2%	0.0%	
特別養護老人ホームなどの福祉施設	20	5	15	0	6	3	5	2	4	0	
	5.2%	2.7%	8.0%	0.0%	5.1%	3.8%	6.4%	4.0%	8.7%	0.0%	
その他	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0	
	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	
わからない	45	15	29	1	14	9	9	6	6	1	
	11.8%	8.0%	15.4%	16.7%	12.0%	11.5%	11.5%	12.0%	13.0%	7.7%	
無回答	41	18	20	3	8	6	8	9	6	4	
	10.7%	9.6%	10.6%	50.0%	6.8%	7.7%	10.3%	18.0%	13.0%	30.8%	



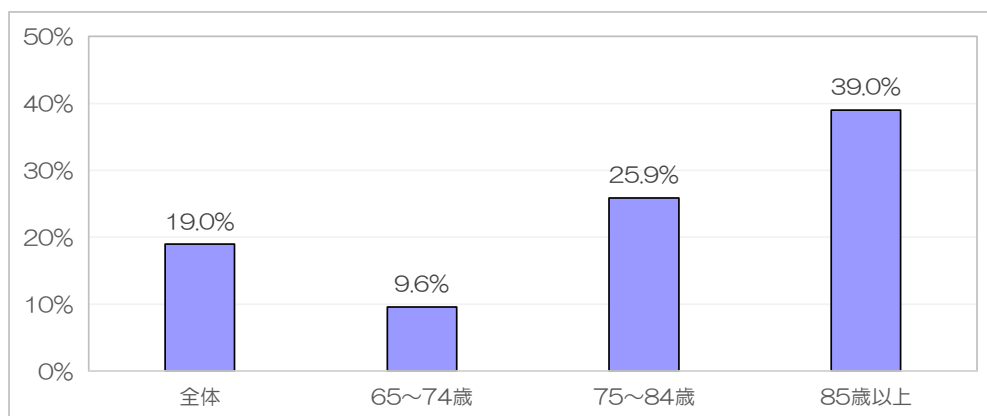


### (3) 主な判定結果（一般高齢者調査判定結果）

#### ① 運動器機能の低下

運動器機能の低下に該当する人の割合は全体で 19.0%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 39.0%で最も高くなっています。

【運動器機能の低下 該当者の割合】



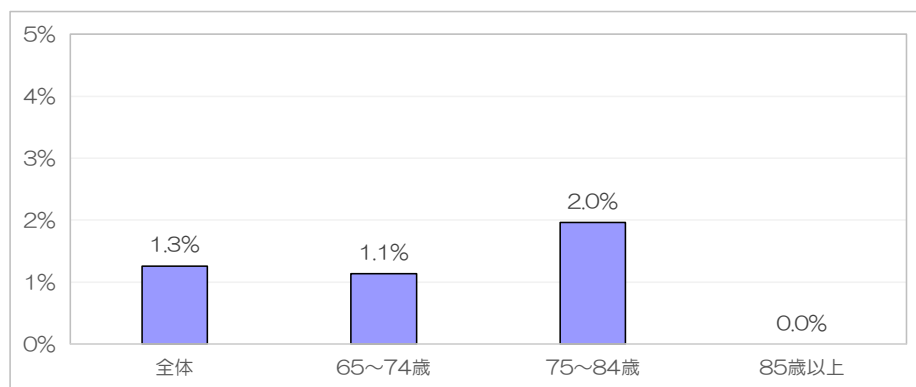
以下の設問のうち3問以上、該当する選択肢が回答された場合に、運動器機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15分位続けて歩いていますか	3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

② 低栄養状態

低栄養状態に該当する人の割合は全体で 1.3%となっています。  
年代別にみると 75～84 歳が 2.0%で最も高くなっています。

【低栄養状態 該当者の割合】



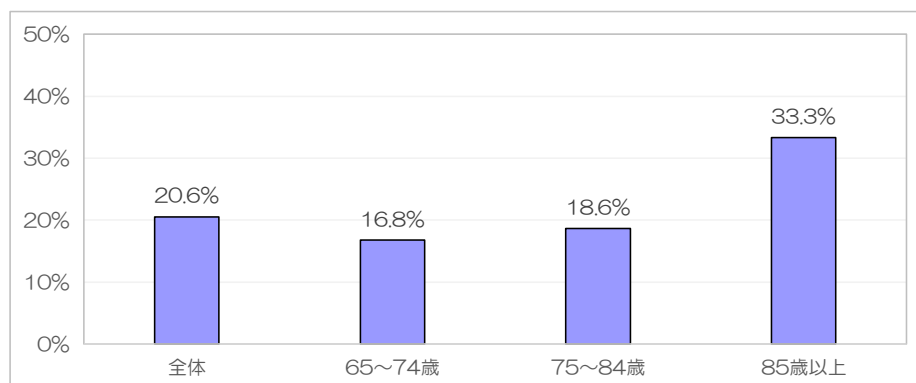
身長・体重から算出されるBMI（体重（kg）÷ {身長（m）×身長（m）}）が 18.5 以下で、下記の設問で該当する選択肢が回答された場合に低栄養状態であると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
身長・体重	( ) cm ( ) kg
6 か月間で 2～3 kg 以上の体重減少がありましたか	1. 減少があった

③ 口腔機能の低下

口腔機能の低下に該当する人の割合は全体で 20.5%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 33.3%で最も高くなっています。

【口腔機能の低下 該当者の割合】



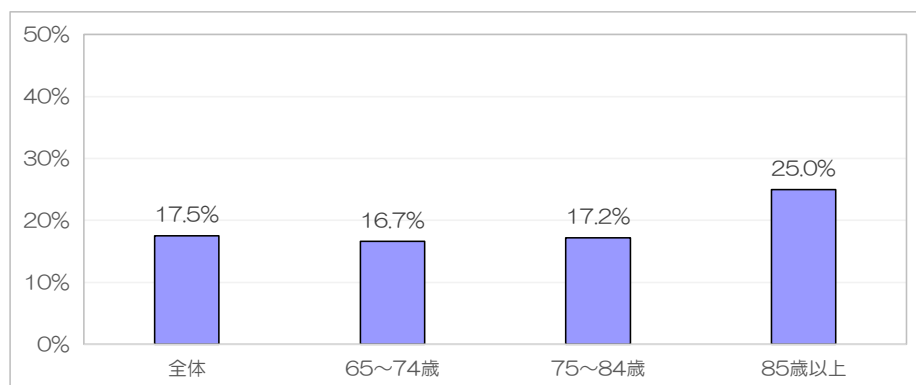
以下の設問のうち2問以上、該当する選択肢が回答された場合に、口腔機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい
お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい
口の渇きが気になりますか	1. はい

#### ④ 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向に該当する人の割合は全体で 17.5%となっています。年代別にみると 85 歳以上が 25.0%で最も高くなっています。

【閉じこもり傾向 該当者の割合】



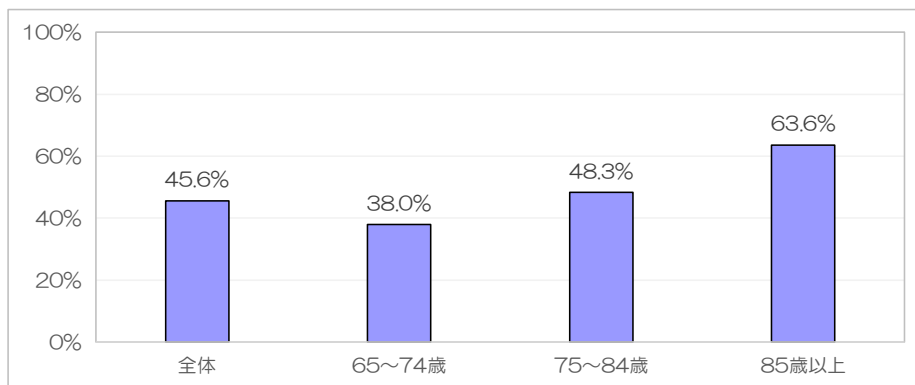
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、閉じこもり傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

⑤ 認知機能の低下

認知機能の低下に該当する人の割合は全体で 45.6%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 63.6%で最も高くなっています。

【認知機能の低下 該当者の割合】



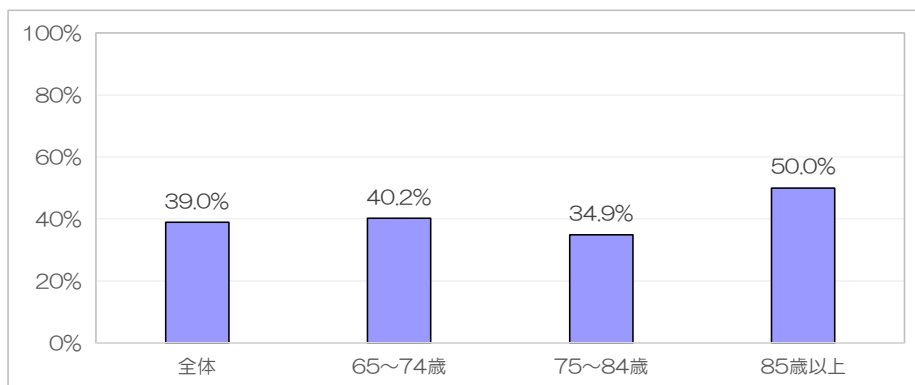
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、認知機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	1. はい

⑥ うつ傾向

うつ傾向に該当する人の割合は全体で 39.0%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 50.0%で最も高くなっています。

【うつ傾向 該当者の割合】



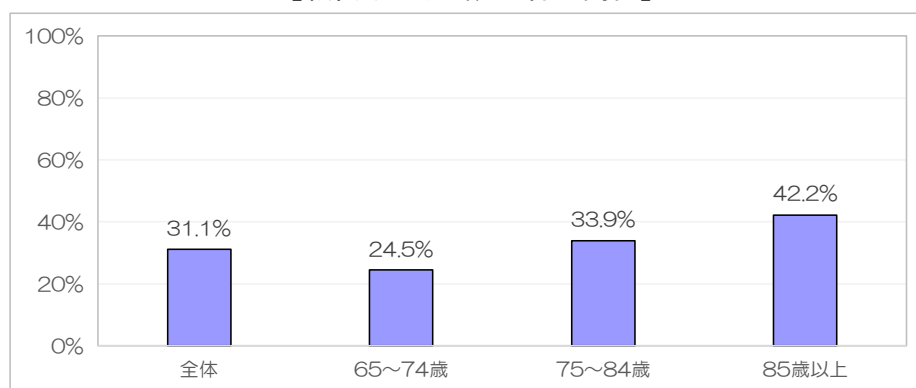
以下の設問でいずれか1問でも、該当する選択肢が回答された場合に、うつ傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

### ⑦ 転倒リスク

転倒リスクに該当する人の割合は全体で31.1%となっています。年代別にみると85歳以上が42.2%で最も高くなっています。

【転倒リスク 該当者の割合】



以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に転倒リスクがあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある

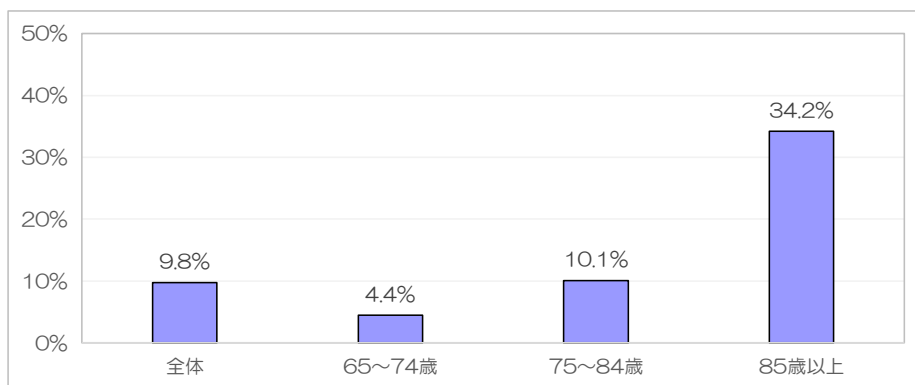
⑧ IADL（手段的日常生活能力）

手段的日常生活動作（IADL）は「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指します。

IADLが低い人の割合は全体で9.8%となっています。

年代別にみると85歳以上が34.2%で最も高くなっています。

【IADLが低い人の割合】

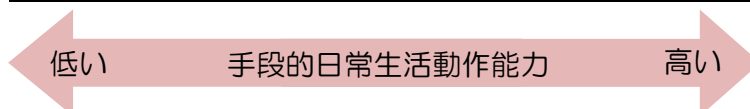


以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「1. できるし、している」又は 「2. できるけどしていない」に1点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	

【合計点数 判定基準】

0～3点	4点	5点
低い	やや低い	高い



## (4) 全国推計値との比較

全国推計値と比較して「介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合」が20.1ポイント下回っており、多くの高齢者が参加していることがうかがえます。

	指標内容	龍郷町	全国推計値
1	介護が必要な高齢者の割合	6.0%	7.8%
2	介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	10.5%	8.3%
3	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	29.6%	30.1%
4	だれかと食事を共にする機会が「ほとんどない」高齢者の割合	9.7%	7.4%
5	だれかと食事を共にする機会が「年に何度かある」高齢者の割合	13.6%	11.6%
6	介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合	41.1%	61.2%
9	地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	47.6%	52.6%
10	地域づくりへのお世話役としての参加意向のある高齢者の割合	33.0%	32.6%
11	運動器機能リスク高齢者の割合	19.0%	17.3%
12	閉じこもりリスク高齢者の割合	17.5%	16.9%
13	認知症リスク高齢者の割合	45.6%	43.1%
14	うつリスク高齢者の割合	39.0%	40.1%
15	転倒リスク高齢者の割合	31.1%	32.4%
16	IADLが低い高齢者の割合	9.8%	8.5%

出典：「見える化」システム

※ 全国推計値は2019年度調査を実施した355市区町村及び2020年度調査を実施した157市区町村の合計512市区町村分の推定値

## 10 第7期計画の進捗状況

### (1) 第1号被保険者数等

計画値とほぼ同等若しくは下回って推移しています。

	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度
第1号被保険者数 (人)	1,860	1,874	1,867	1,899	99.6%	98.7%
要介護認定者数 (人)	270	303	284	281	95.1%	107.8%
要介護認定率 (%)	14.5	16.2	15.2	14.8	95.4%	109.3%
総給付費 (円)	483,875,719	488,936,725	522,202,000	560,033,000	92.7%	87.3%
施設サービス (円)	245,354,796	267,031,958	255,418,000	255,533,000	96.1%	104.5%
居住系サービス (円)	34,652,385	1,956,861	54,983,000	55,008,000	63.0%	3.6%
在宅サービス (円)	203,868,538	219,947,906	211,801,000	249,492,000	96.3%	88.2%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	260,148.2	260,905.4	279,701.1	294,909.4	93.0%	88.5%

出典：見える化システム

### (2) 各サービスの総給付費

施設サービスの介護老人福祉施設、居住系サービスの訪問介護、訪問看護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、介護予防支援・居宅介護支援が計画値を上回って推移しています。

	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)		
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度	
施設サービス	小計 (円)	245,354,796	267,031,958	255,418,000	255,533,000	96.1%	104.5%
	介護老人福祉施設 (円)	145,589,407	158,119,314	130,645,000	130,704,000	111.4%	121.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護老人保健施設 (円)	99,765,389	108,912,644	124,773,000	124,829,000	80.0%	87.2%
	介護医療院 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護療養型医療施設 (円)	0	0	0	0	-	-
居住系サービス	小計 (円)	34,652,385	1,956,861	54,983,000	55,008,000	63.0%	3.6%
	特定施設入居者生活介護 (円)	2,184,768	1,956,861	4,283,000	4,285,000	51.0%	45.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (円)	32,467,617	0	50,700,000	50,723,000	64.0%	0.0%
在宅サービス	小計 (円)	203,868,538	219,947,906	211,801,000	249,492,000	96.3%	88.2%
	訪問介護 (円)	51,984,729	59,321,470	45,489,000	48,276,000	114.3%	122.9%
	訪問入浴介護 (円)	6,221,826	3,727,134	4,491,000	4,700,000	138.5%	79.3%
	訪問看護 (円)	12,026,567	11,767,254	7,442,000	7,490,000	161.6%	157.1%
	訪問リハビリテーション (円)	1,096,047	1,357,884	1,333,000	1,351,000	82.2%	100.5%
	居宅療養管理指導 (円)	1,151,325	1,348,958	1,224,000	1,224,000	94.1%	110.2%
	通所介護 (円)	15,092,946	23,414,471	26,867,000	27,283,000	56.2%	85.8%
	地域密着型通所介護 (円)	35,745,228	43,615,252	30,393,000	7,230,000	117.6%	603.3%
	通所リハビリテーション (円)	23,733,576	20,111,579	24,652,000	25,747,000	96.3%	78.1%
	短期入所生活介護 (円)	16,017,440	17,183,967	27,797,000	28,816,000	57.6%	59.6%
	短期入所療養介護(老健) (円)	5,932,548	3,190,716	11,282,000	12,478,000	52.6%	25.6%
	短期入所療養介護(病院等) (円)	0	0	0	0	-	-
	福祉用具貸与 (円)	8,125,644	9,184,757	7,129,000	7,519,000	114.0%	122.2%
	特定福祉用具販売 (円)	724,707	558,167	201,000	201,000	360.6%	277.7%
	住宅改修 (円)	2,959,370	2,649,630	1,686,000	1,686,000	175.5%	157.2%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円)	0	0	0	0	-	-
	夜間対応型訪問介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護 (円)	2,999,106	0	3,237,000	3,150,000	92.7%	0.0%
	小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	53,044,000	-	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (円)	20,057,479	22,516,667	18,578,000	19,297,000	108.0%	116.7%

出典：見える化システム



## 1.1 本町が取り組むべき主な課題とその視点

### (1) 高齢者の社会参加と生きがいの創出

高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域活動の担い手となることは、地域づくりの観点からも重要となることから、高齢者と社会とのつながりの確保、社会参加と生きがいの場や環境づくりが必要となっています。

### (2) 健康づくりの推進及び介護予防の充実

生活習慣の改善による生活習慣病の予防や生活の質の向上を図り、町民一人ひとりの主体的な生活習慣病予防、また早期発見・早期対応による介護予防の充実が必要となります。

### (3) 地域包括ケアシステムの推進

高齢化が進展する中、認知症高齢者等の増加が見込まれています。

認知症の症状が軽度な段階での早期発見・早期対応ができるよう、認知症の人や家族が地域で孤立してしまわないよう、支援が必要となっています。

また、要介護認定者が増加する中で、在宅でも安心して暮らせるよう、医療分野と介護分野の一層の連携が図られる仕組みの強化が必要となります。

### (4) 地域での支え合い

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できることを望む高齢者が多くなっています。

地域の住民・関係機関・団体等が連携して、自助・互助・共助・公助による高齢者を地域全体で見守り、支える仕組みづくりが必要となります。

### (5) 介護を受ける者・介護を手助けする者への支援

家庭における長期間の介護は、介護者にとって肉体的・精神的に大きな負担となることがあります。さらに、介護者が高齢になれば、介護者自身の健康状態も危ぶまれる可能性があります。今後は、介護をする人に対する支援も充実させていく必要があります。

### (6) 介護人材確保への支援

介護サービス事業所等における人材不足が顕在化してきており、今後も生産年齢人口の減少が見込まれることから、さらなる介護人材の不足が予測されます。

このため、県や介護サービス事業所等と連携した人材確保の取り組みを推進するとともに、新たな社会資源の掘り起こしや育成が必要となっています。これらと併せて、介護現場の業務負担軽減に向けた支援も必要となります。

## 第3章 基本理念・基本的視点

### 1 基本理念

町民がみんなで支え合い、健康の保持増進に努め、自分らしい暮らしを考え、選択し、一人一人が尊厳を持ちながら住み続けられるまちづくりを推進するため、第8期計画の基本理念を下記のとおり定め、町民・地域・事業者・関係者等と連携しながら、その実現に努めていきます。

#### 【基本理念】

みんなで支えあい

健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり

### 2 基本的視点

本計画の基本理念に向けた取組を進めるために、5つの基本的視点を掲げ施策を総合的に推進していきます。

#### 【基本的視点】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営



### (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。

また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。

### (2) 地域共生社会の実現

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、一層の推進を図ります。

また、認知症施策推進大綱も踏まえて認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

### (3) 尊厳が守られる暮らしの実現

介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

### (4) 安心・安全な暮らしの実現

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援や感染症対策の取組を進めます。

### (5) 介護保険事業の適切な運営

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

### 3 地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進

#### (1) 地域包括ケアシステム構築の背景

国においては、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる令和7年度(2025年度)までの間に、各地域の実情に応じた「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築することを目標として、第6期以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、令和7年度(2025年度)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

#### (2) 本町における地域包括ケア体制推進のための6つの柱

本町における「地域包括ケア体制」の推進にあたっては、以下の6つ柱に基づいて取り組んでいきます。

##### ① 高齢者を地域で支え合い自助互助を守り育てる

- ・ 自助力や自己決定力を高める（わんノートの普及）
- ・ 「助けられ上手」は「助け上手」を普及し自己開示を促進
- ・ 龍郷町の強みとしての互助を確認
- ・ 家族介護力への支援
- ・ 趣味などの個人の強みを活かした活動の場の拡大
- ・ 世代間交流の促進
- ・ 生活支援体制づくりの充実

##### ② 医療・介護連携の推進（チームケア体制の充実）

- ・ 規範的統合の拡大
- ・ 関係機関・関係団体との連携強化
- ・ 地域ケア会議を通じた連携強化及び充実
- ・ 地域連携パスの開発
- ・ 医療従事者、介護従事者向け研修の充実
- ・ 事例の発見、予防、継続支援のスムーズな展開
- ・ 現場スタッフまでの徹底

**③ 認知症高齢者支援の充実**

- 認知症医療体制（早期診断・主治医との連携など）の確立
- 地域への理解普及（理解者拡大と地域への開示）
- 認知症の人と家族への支援

**④ 社会参加の促進と介護予防の充実**

- 地域社会での介護予防の取組強化
- シルバー人材センターの促進、充実

**⑤ 社会資源の拡充と情報の一元化**

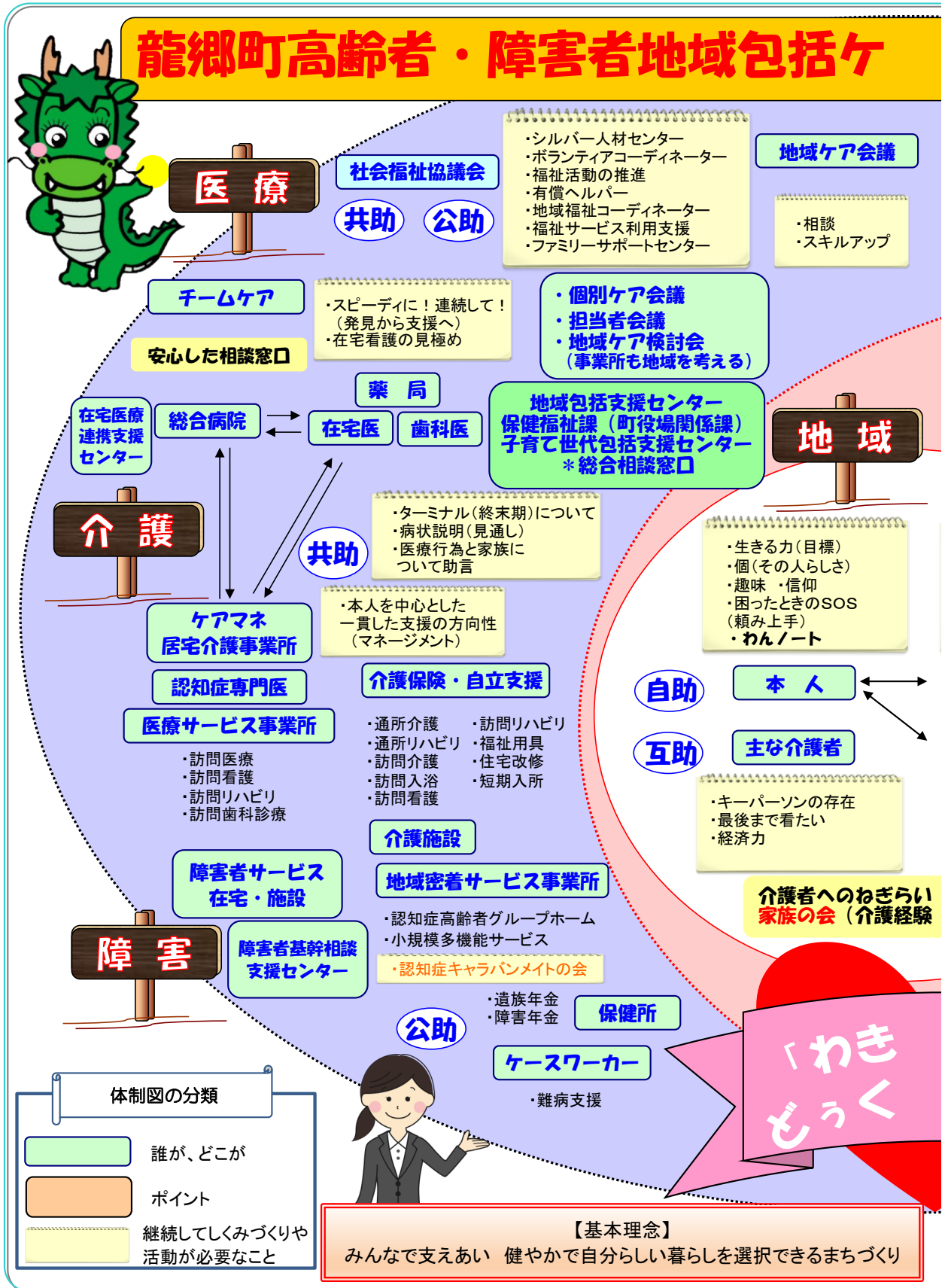
- 町民用宿泊設備の確保（公民館の活用）
- 介護保険外支援サービスの検討
- 保険内外の支援サービス情報の一元的提供

**⑥ Iターン高齢者の受け入れと支援**

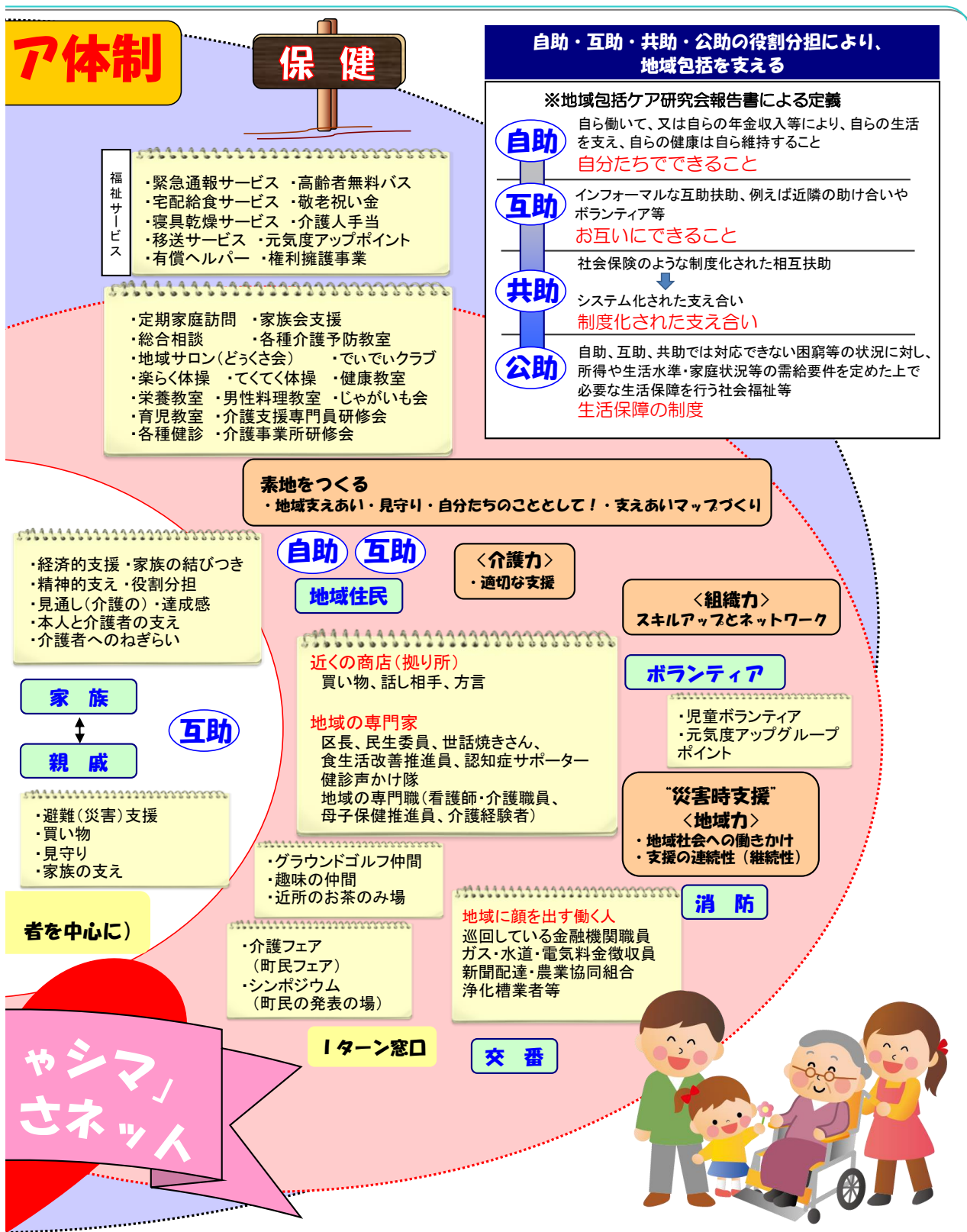
- Iターン高齢者転居の事前把握
- 転居前相談（地域、生活、医療、福祉、介護など）
- 島口学習
- Iターン者によるIターン者支援システム



4 龍郷町地域包括ケア体制図







この図は、町民・保健・医療介護福祉の関係者から声を出してもらい、今、本町にある資源や、今後必要な取り組みを「わきやシマ」どうくさネットとしてまとめあげたものです。

## 5 施策の体系

### 【 基本理念 】

みんなで支えあい  
健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり

### 【 基本的視点 】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営

### 【 地域包括ケア体制推進 】

- 1 高齢者を地域で支え合い自助互助を守り育てる
- 2 医療・介護連携の推進（チームケア体制の充実）
- 3 認知症高齢者支援の充実
- 4 社会参加の促進と介護予防の充実
- 5 社会資源の拡充と情報の一元化
- 6 Iターン高齢者の受け入れと支援

### 高齢者保健福祉サービス

- 1 健康づくり・介護予防の推進
- 2 地域生活の支援
- 3 安心・安全の暮らしづくり
- 4 社会参加・生きがいづくり

### 地域支援事業

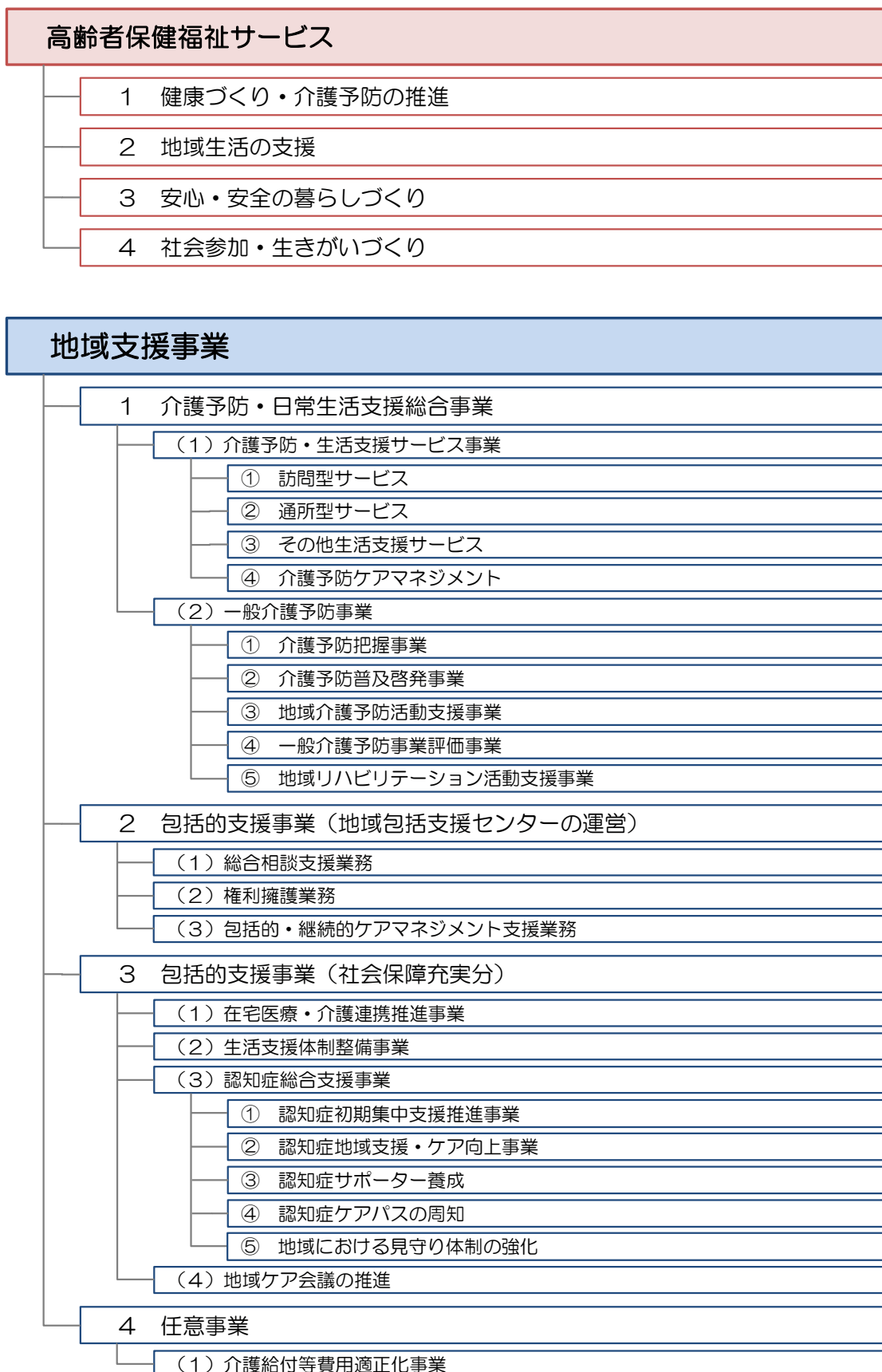
- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
- 4 任意事業

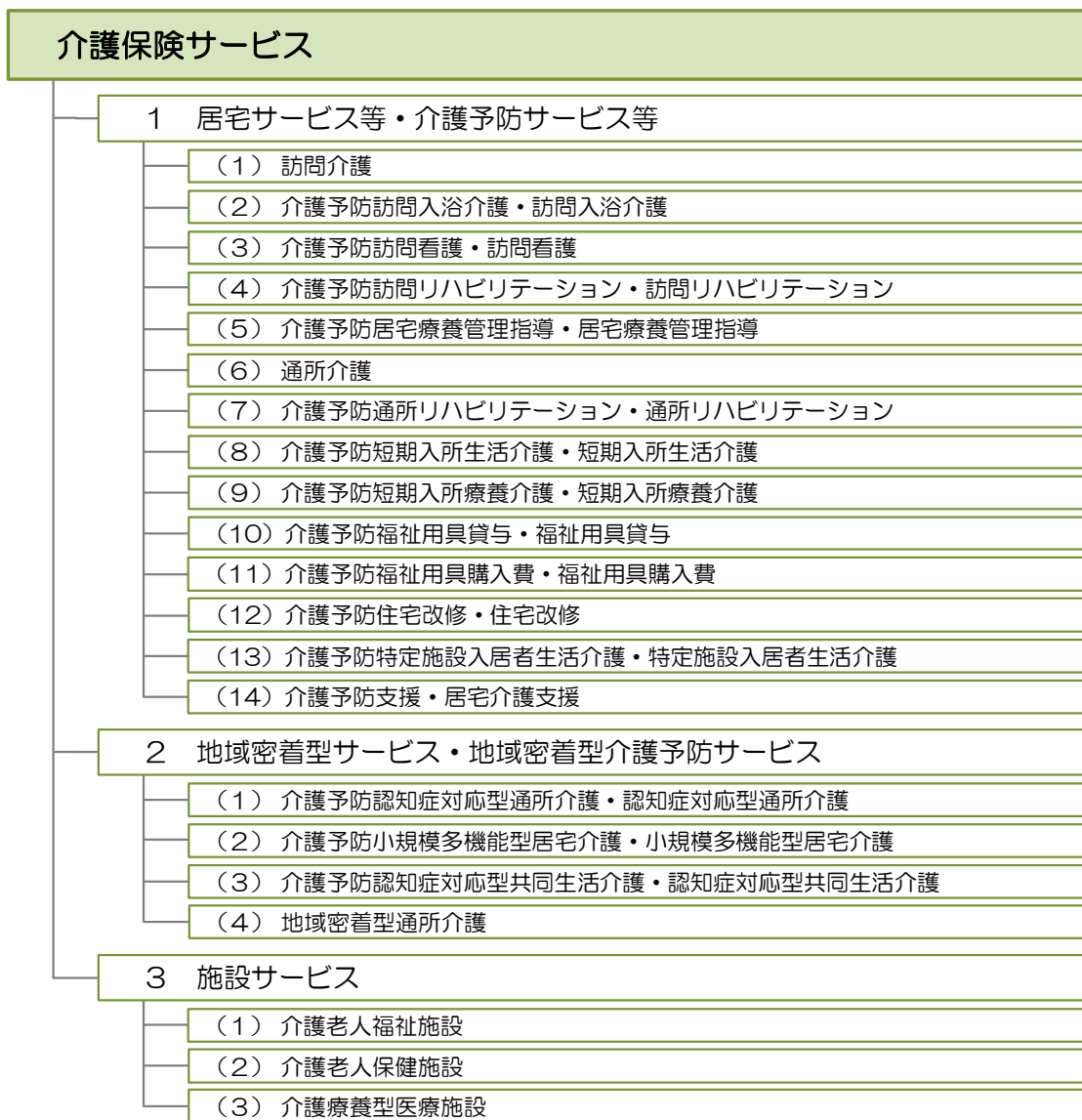
### 介護保険サービス

- 1 居宅サービス等・介護予防サービス等
- 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- 3 施設サービス



## 6 事業の体系





## 7 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する指標

本町は、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の維持に向けて、以下の指標について目標値を設定することで、保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止等に取り組み、その達成状況を評価します。

### (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

指標	単位	現状	目標値		
		R2	R3	R4	R5
世話焼きさん（地域福祉推進員）の養成数	人	302	320	330	340
介護予防運動教室（楽しく体操）開催地区数	か所	11	11	12	13
介護予防教室等への参加率（参加実人数/高齢者人口）	%	23	25	30	35
どうくさ会実施箇所数	か所	15	16	17	18
要介護認定者数	人	324	323	322	317
要介護認定率	%	15.9	15.8	15.5	15.2

### (2) 地域共生社会の実現

指標	単位	現状	目標値		
		R2	R3	R4	R5
わんノート普及率（参加実人数/高齢者人口）	%	17.3	20.0	22.0	24.0
地域ケア会議（多職種調整会議）開催回数	回	4	6	6	6
地域ケア会議（包括支援センター調整会議）開催回数	回	5	5	5	5
介護支援専門員研修会開催回数	回	7	7	7	7
介護保険事業所調整会議開催回数	回	1	1	1	1
地域在宅医療推進連絡協議会開催回数	回	1	1	1	1
在宅医療等に関する研修会や事例研修会の開催回数	回	1	1	1	1

(3) 尊厳が守られる暮らしの実現

指標	単位	現状	目標値		
		R2	R3	R4	R5
認知症サポーター養成数	人	687	700	720	740
認知症カフェ開催回数	回	1	増加		
徘徊模擬訓練の実施	回	—	1	1	1
徘徊 SOS ネットワークの普及	回	—	1	1	1
認知症に関する講演会の実施	回	0	2	2	2
認知症初期集中支援チーム員会議の開催回数	回	1	3	3	3
認知症ケアパスの定期的な見直しと普及	回	1	1	1	1
家族の会の開催支援	回	9	維持		

(4) 安心・安全な暮らしの実現

指標	単位	現状	目標値		
		R2	R3	R4	R5
第1層生活支援体制整備推進協議会の開催	回	1	1	1	1
第2層生活支援体制整備推進協議会の開催	回	—	1	1	1
生活サポーター養成数	人	—	10	15	20

(5) 介護保険事業の適切な運営

指標	単位	現状	目標値		
		R2	R3	R4	R5
主要5事業の実施事業数	数	5	5	5	5
認定調査結果に係るチェック実施率	%	100	100	100	100
介護給付費通知回数	回	1	1	1	1
住宅改修前の現地確認率	%	0	30	50	70
福祉用具購入の計画書確認率	%	100	100	100	100
ケアプラン点検事業所数	か所	3	3	3	3
居宅介護支援事業所ケアマネジャーのケアプラン点検	人	6	6	6	6
医療情報との突合・縦覧点検の実施	回	4	4	4	4
地域密着型サービス事業所の実地指導率（3年に1回）	回	0	1	1	0

## 第4章 高齢者保健福祉サービス

### 1 健康づくり・介護予防の推進

高齢者の多くは生活習慣病などの慢性疾患を抱えて生活しています。このことは、将来的に認知症や要介護状態を引き起こすおそれがあり、早期に介入することが介護予防にもつながります。

町民一人一人が生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護予防に取り組めるよう、若年層に対しても介護予防への動機づけを行います。

#### (1) 特定健診・長寿健診事業

事業概要	特定健診は、国民健康保険加入者で40歳から74歳までの被保険者に対し、健診の受診を促すとともに健診結果のデータを有効に活用し、被保険者に必要な保健指導を効果的に実施する事業です。また、長寿健診は、75歳以上の後期高齢者を対象として健診を実施しています。					
実施状況	令和元年度の特定健診の受診率は47.4%で、国の目標とする60%には到達していない状況です。人間ドック事業費を拡充し、積極的な受診勧奨を実施しています。また、病院からの情報提供収集に関しては、個人へ直接的にアプローチしています。					
今後の方向性	早朝スピード健診の実施や健診会場の環境整備においては、今後病院での個別契約を実施する方向で検討中です。また、国保連合会や健診委託機関との連携を密に積極的な受診勧奨を実施していきます。情報提供収集については、職場健診のデータ回収を必須に事業所との連携も構築していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	44.5%	44.7%	50.0%	52.0%	55.0%	58.0%
長寿健診受診率	30.5%	27.7%	30.0%	33.0%	36.0%	40.0%



(2) がん検診

事業概要	がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がん等の各種検診を実施しています。胃がん、肺がん、大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性が対象となります。					
実施状況	特定健診と一緒に受診できる複合健診の実施や、各集落を巡回・脱漏検診を実施するなど検診の機会を年間数回設け、受診率の向上に努めています。また、待ち時間を少なくするため、受付時間を割り振りした案内を送付し実施しています。					
今後の方向性	検診の受診率は横ばいで、以前として低い状況が続いているため、今後もアプローチの仕方など工夫し受診率向上を図ります。また、検診による早期発見・早期治療の重要性の周知も図っていきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん受診率	6.5%	6.1%	3.8%	7.0%	8.0%	10.0%
肺がん受診率	8.4%	8.7%	6.4%	8.0%	10.0%	11.0%
大腸がん受診率	11.8%	11.5%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
子宮がん受診率	14.8%	13.2%	11.5%	15.0%	16.0%	17.0%
乳がん受診率	11.7%	11.5%	11.2%	13.0%	14.0%	15.0%

(3) 歯周疾患検診

事業概要	歯周疾患検診は、40歳以上の住民を対象に、歯周病予防や歯の喪失を予防することにより、高齢期における健康を維持し、日常生活における生活の質を向上させるために実施するものです。
実施状況	7月の特定健診時と10月の厚生連健診時に集団健診として40歳以上の方に無料の検診として実施していますが、歯科通院や、歯を見せることに抵抗があることから、受診率は低い状況にあります。
今後の方向性	令和3年度からは7月の特定健診時のみ実施となりますが、受診率の向上を図っていきます。

**(4) 骨粗しょう症検診**

事業概要	骨粗しょう症検診は、骨量の減少や骨質の劣化を早期に発見し、骨が弱くなって、骨折や骨の変形を起こしやすくなる骨粗しょう症を予防する検診です。
実施状況	5月の女性がん検診時と10月の厚生連健診時に、40歳以上の住民を対象に実施しています。検診の結果で要精密検査となった方の病院受診の状況が、他の検診と比べ低い状況があります。
今後の方向性	令和3年4月から、予約制の女性がん検診に骨粗しょう検診を追加実施し、受診率の向上を図ります。

**(5) 健康教育**

事業概要	40歳以上の住民を対象に、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図る事業です。
実施状況	検診の機会や健診の結果報告会、特定保健指導集団における教室の場などの機会を活用し、健康教育を実施しています。
今後の方向性	個人のインセンティブにつながる健康教育を実施する予定にしています。

**(6) 健康相談**

事業概要	40歳以上の住民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行う事業です。
実施状況	検診会場や健診結果報告会、町民フェアなどの機会に実施しています。また、役場の窓口において随時相談に応じています。
今後の方向性	健康の自己管理の知識普及を目的に継続実施します。

**(7) 訪問指導**

事業概要	心身の状況や置かれている環境等に照らし、療養上の保健指導が必要な住民を対象に、保健師等が訪問指導する事業です。
実施状況	必要時に訪問を行っています。特定健診未受診者の受診勧奨訪問・特定保健指導・健康教育実施のための訪問・糖尿病重症化予防事業における訪問・脳卒中予防における訪問・慢性腎臓病予防における訪問も行っています。
今後の方向性	特定健診未受診者の受診勧奨、後期高齢者の糖尿病重症化予防事業訪問なども計画に沿って行っていきます。



(8) 高齢者・地域サロン（どうくさ会）

事業概要	集落の高齢者を対象に、介護予防の講話や体操・口腔・栄養の知識の普及を図り、高齢者の介護予防の拠点となっています。また、集落の高齢者が気軽に集まり、会話を楽しんだりするサロンとして活用されています。					
実施状況	現在、介護予防に資する筋力トレーニング「楽しく体操」や認知機能にも効果があるスクエアステップ「てくてく体操」を取り入れながら実施できるよう支援しています。地域福祉推進員（世話焼きさん）の協力のもと、自主運営の集落も増えており、運動の他にもレクリエーションや季節の行事等を取り入れ、集落の希望に沿った集いの場や支え合いの場となっています。運動や住民交流の機会となることで、認知症予防に資する取り組みとなっています。まだ全集落で実施できていないため、今後も生活支援コーディネーターと協働で実施に向け支援していく必要があります。					
今後の方向性	効果的な介護予防活動及び他者との交流の場として充実できるよう、どうくさ会の必要性や効果を啓発し多くの方に利用してもらえるよう周知していきます。また、住民主体の取組として集落の特性に応じて開催できるよう支援していきます。					
実績値及び計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	293回	275回	196回	250回	280回	300回
参加延べ人数	5,196人	4,572人	2,314人	4,000人	4,600人	5,200人

【高齢者・地域サロン（どうくさ会）】





(9) 高齢者体操教室

事業概要	各集落公民館等で運動機能の向上のための体操や筋力トレーニング等の指導を行い、日常生活の中で運動が習慣化され介護予防へとつながることを目的とし実施する事業です。					
実施状況	運動機能向上のための体操として、週1回の筋力トレーニング「楽しく体操」とスクエアステップ「てくてく体操」を普及しています。どうくさ会やサロン等で紹介し、現在各集落での取組が広がっています。					
今後の方向性	介護予防の推進のため「楽しく体操」「てくてく体操」を普及していきます。自主教室となるため適切に実施しているか、評価も含め地域リハビリテーション事業とも連携しながら実施していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	20回	20回	8回	20回	20回	20回
参加延べ人数	334人	351人	129人	350人	400人	450人

【高齢者体操教室 その1】



【高齢者体操教室 その2】



(10) 高齢者体操教室OB教室（でいでいクラブ）

事業概要	元氣はつらつ教室で運動機能向上のための予防教室を受講し終了した方々が再び悪化し要介護状態とならないよう、状態を維持するための介護予防教室です。					
実施状況	元氣はつらつ教室を終了した方の運動機能や生活機能の維持改善のため、毎週1回りゅうがく館において運動指導士による運動機能向上トレーニングを実施しています。業務は委託しており、現在は参加者が年々増加し介護予防や重症化予防へとつながっています。					
今後の方向性	住民への普及啓発に努め、要介護化の恐れがある対象者を早期に発見し、当サービスにおいて改善が図れるよう支援していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	50回	46回	36回	50回	50回	50回
参加延べ人数	464人	402人	308人	450人	480人	510人

【高齢者体操教室OB教室（でいでいクラブ）】



(11) 介護予防事業のPDCAサイクルに沿った推進

<p>今後の方向性</p>	<p>通いの場の取組を始めとする介護予防事業について、リハビリ職・栄養士・歯科衛生士等各種専門職の関与も得ながら、多様な関係機関と連携して事業の充実を図っていきます。</p> <p>またこうした取組をより効果的・効率的に行うために、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）に沿った推進に取り組んでいきます。</p> <p>評価の方法としては、アウトカム指標（それぞれの事業や高齢者全体の状況等を判断する指標）やプロセス指標（実施体制や関係団体の参画などの具体的な取組状況が把握できる指標）を組み合わせることで評価していくこと等、検討していきます。</p>
---------------	--

(12) 介護予防普及啓発

<p>事業概要</p>	<p>介護予防に係るパンフレットや町内の介護予防事業所等の紹介、さらに「広報たつごう」等により介護予防に関する知識の普及啓発を行う事業です。</p>
<p>実施状況</p>	<p>各種介護予防教室や、町内老人クラブ総会・家庭訪問の際介護予防の周知を行う他、パンフレットの全戸配布等状況に応じ普及啓発しています。また、令和元年度より「どうくさだより」を発行し、地域包括支援センターの周知や各集落のどうくさ会や楽しく体操教室・てくてく体操教室等の活動紹介を行っています。</p>

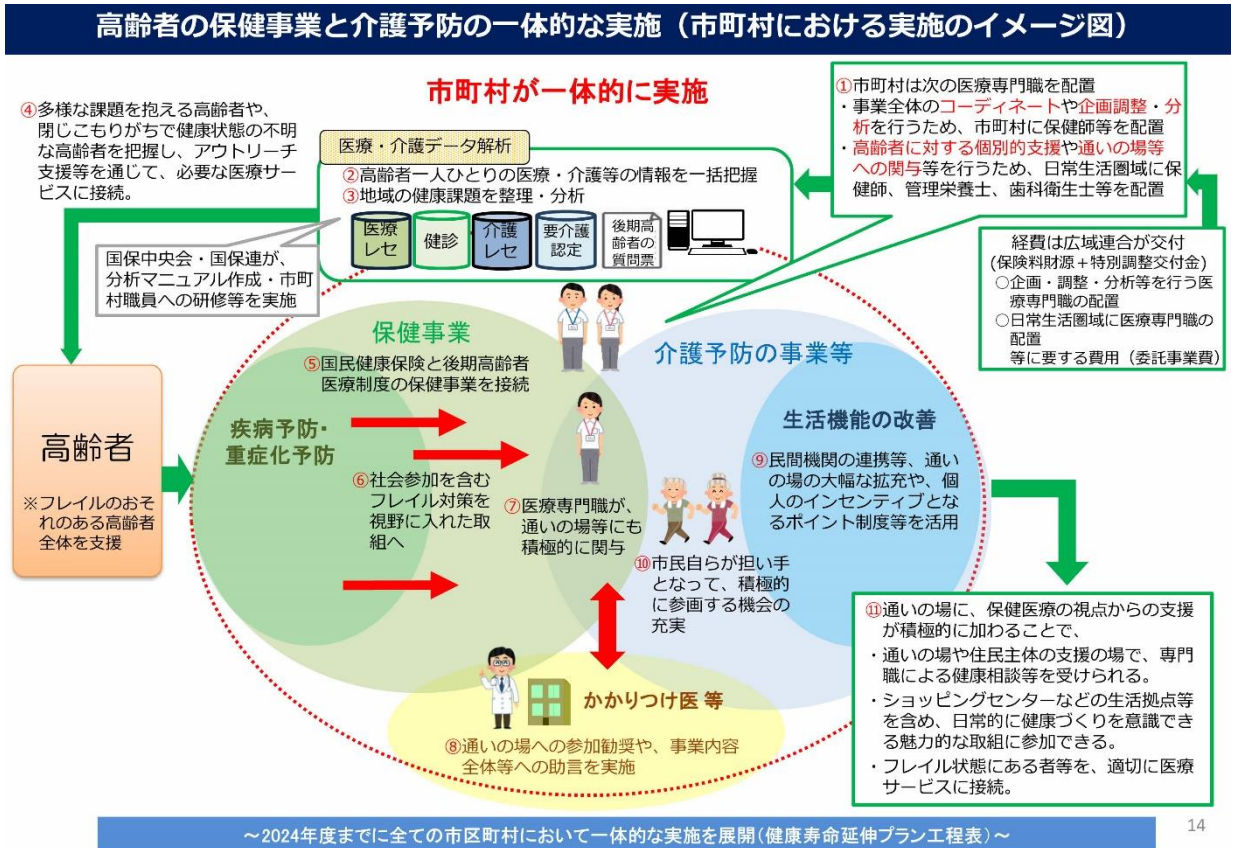


今後の方向性	様々な機会を利用して、介護予防の周知啓発を充実させていきます。また、高齢者予備群への働きかけを増やしていきます。
--------	--

(13) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

実施状況	令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。後期高齢者保健事業・国保保健事業と連携し、KDBシステムを活用して健康課題の分析・介護予防対象者の把握を行い、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場におけるフレイル予防教室・健康講話（ポピュレーションアプローチ）等を実施しています。
今後の方向性	後期高齢者保健事業・国保保健事業と連携し、本町の地域特性や健康課題、高齢者一人一人の状況の把握に努め、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、フレイル状態にある高齢者が適切な医療や介護サービスにつながることで、疾病予防・重症化予防の促進や健康寿命の延伸を推進します。

【参考 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施イメージ図】



出典：厚生労働省資料

(14) リハビリテーション提供体制の整備

今後の方向性	<p>リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。</p> <p>このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、国や県と連携し、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組みます。</p>
--------	--

(15) 講演会の開催等

事業概要	高齢者や高齢者予備群を対象に、介護予防や認知症等についての講演会を開催し知識の普及啓発を行う事業です。					
実施状況	毎年1回、「地域包括ケア体制づくり」を目的に「わきゃしまどうくさ ネット むんばなしのゆらい」として介護予防も含めた講演会を実施しています。また、テーマを設け講師による知識の普及や住民や事業所など様々な立場から活動発表のパネルディスカッションを行い、町内全域に活動が広がるよう開催しています。					
今後の方向性	継続して住民や関係団体の知識の普及啓発を行っていきます。					
実績値及び計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	1回	0回	2回	2回	2回
参加実人数	432人	100人	0人	440人	440人	440人

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が0回となっています。



【講演会の開催等】



## 2 地域生活の支援

介護サービスや福祉サービスなど、行政が主体となって行うフォーマルなサービスだけでなく、自助・互助・共助・公助が一体となって高齢になっても、安心して地域で生活できるよう、地域の住民や事業所に協力をいただき、支えあい、心ふれあうまちを目指して、地域支え合いネットワークの構築を図っていきます。

また、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安全で安心して暮らせるよう、様々な生活支援サービスの充実を図ります。





(1) 地域で支え合う仕組みづくりの促進

① 地域共生社会実現のための取組

今後の方向性	<p>今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、国では包括的支援体制構築事業や重層的支援体制整備事業など様々なモデル事業を提示しています。</p> <p>今後の国の動向を踏まえモデル事業の実施を検討していきます。なお、令和3年度に龍郷町地域福祉計画を策定します。</p>
--------	---

【重層的支援体制 イメージ】

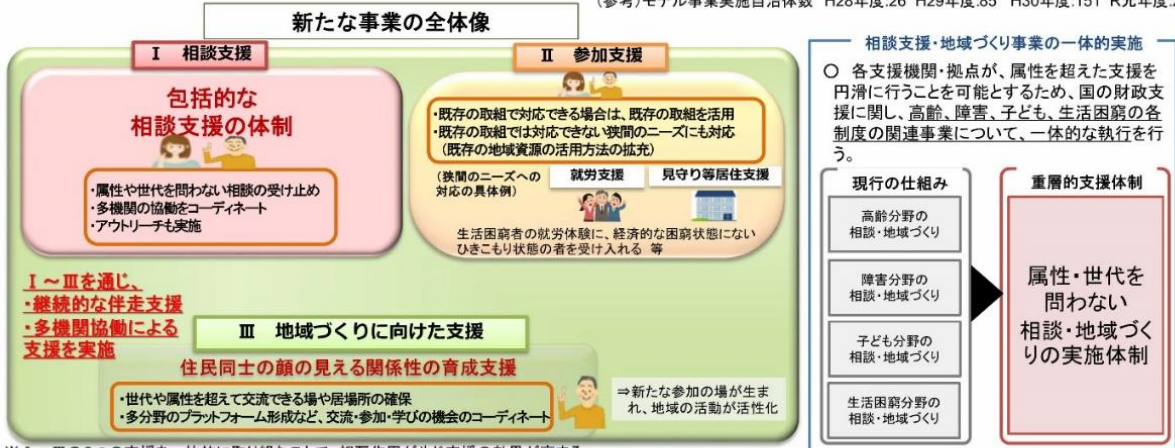
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省資料



② 世話焼きさん（地域福祉推進員）指導者養成

事業概要	介護予防に関するボランティア等の人材養成研修を行い、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を目的としています。高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防のための事業を担う地域リーダー（世話焼きさん）を養成し、どくうさ会などの住民主体の集いの場の活性化を図る事業です。					
実施状況	世話焼きさん養成研修会を年に5～6回実施しています。今後のサロン等の集いの場づくりにむけて、健康づくりや介護予防に関する知識や技術の普及を図っています。しかし、地区組織がなく参加していない集落もあり、今後全集落に住民主体の介護予防活動を担うリーダーを配置できるよう働きかけが必要です。					
今後の方向性	互助活動への意識が高まり、世話焼きさん（地域福祉推進員）が増え集落の特性に応じた活動が展開できています。今後、研修会を通じてリーダーの意識を高め、研修会を行っていきます。また、世話焼きさんのいない集落においては、該当集落における高齢者の現状を確認し、生活支援コーディネーターと協働で活動の立ち上げを支援していきます。					
実績値及び計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成人数	224人	277人	302人	320人	330人	340人

【世話焼きさん（地域福祉推進員）指導者養成 その1】



【世話焼きさん（地域福祉推進員）指導者養成 その2】



③ 地域支えあいネットワーク構築事業

<p>事業概要</p>	<p>高齢者マップづくりを行い、集落の住民が自ら地域における高齢者の課題や気になる高齢者を抽出、連絡票を作成し地域の見守り体制の構築を図り、地域の課題を何らかの方法で解決するため、現状の資源や今後必要な資源等を検討し、地域包括ケアの推進を図る事業です。</p>
<p>実施状況</p>	<p>地域福祉推進員は年々増加しており、災害時等においても連携の下、円滑に支援しています。ただし、集落によって活動にばらつきがあるため、全集落へ拡大を目指す必要性があります。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>地域福祉推進員は地域支えあいネットワークづくりの重要な担い手となるため、各機関との連携を密にし、地域包括ケア体制の自助活動の要として事業の推進を図っていきます。</p>

④ わんノート

事業概要	地域包括ケアシステムの「植木鉢」図では、地域生活の継続を選択するにあたって「本人の選択」が最も重視されるべきという観点から、土台部分が「本人の選択と本人・家族の心構え」になっています。本町においては、「本人の選択」に該当する「今後どのように生活したいか」を伝えるため、わんノートの普及・啓発を行っています。					
実施状況	各種研修会やシンポジウム、広報誌にて周知を行い、集落単位で説明会を開催し実際の記入まで支援を行っています。その他家庭訪問の際、対象者に説明・普及を行っています。また必要に応じて地域ケア会議の中でわんノートの見直しを行い、修正を加えながら使用しています。					
今後の方向性	説明会が未実施の集落もあるため、どうくさ会や老人クラブ等に働きかけ、更なる普及を図っていきます。また介護支援専門員を通じて、担当ケースへの周知・普及も推進してまいります。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及率	15.0%	14.7%	17.3%	20.0%	22.0%	24.0%

【わんノート】





「わんノート」は、  
“もしもの時”に備えて  
自分の情報や想いを書き  
留めておくノートです。

**わんノート**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための  
～ 私の思いを伝える伝言手帳 ～

「わん」  
わたしの  
だけの！

これがあれば、きおふうさりよっと！

「わん」  
世界に  
ひとつ  
だけ！



龍郷町地域包括支援センター


**わんノート**

**「もしもの時」のために**

**「もしもの時は」思いがけずやってくるもの**  
今は元気だとしても、病気や事故で入院したり、  
認知症になって色々な判断が難しくなったり・・・


そんな時、あなたに関する情報を知ることは  
あなたを支える家族や地域の人、介護・医療の支  
援者にとって大きな助けになります

**家族への大切な伝言となります**




**わんノート**

**こんな時に助かります！**



- 1 自分のことを知ってもらえる**  
●認知症になったり、寝たきりなど意思を伝えることが難しくなったときに、これまでの人生や習慣、楽しみなど伝えることができます。
- 2 今後どのように生活したいか伝えられる**  
●病気をしたり介護が必要になったとき、治療や介護の希望、お葬式・お墓などどうしたいのか伝えられます。
- 3 緊急時に役立つ**  
●急病時や日頃の見守り体制づくり・連絡先一覧など、緊急のとき役立ちます。



**わ ん ノ ー ト**


**どんなことを書くの？**

**1 自分のことを知ってもらえる**

- 趣味や特技、好きな歌や音楽・テレビ番組、好きな食べ物、嫌いな食べ物・生活リズムなど
- 子供の頃のこと（楽しかった思い出や遊び）
- 仕事、結婚、家族、大切にしていること・大切な人

**2 今後どのように生活したいか伝えられる**

- 治療中の病気のこと、健康に気を付けていること
- 病名や余命の告知、介護が必要なときどこで過ごしたいか、誰に介護して欲しいか。お葬式への希望（場所・写真・服装など）など




**わ ん ノ ー ト**

**どんなことを書くの？**

**3 緊急時に役立つ  
緊急連絡票**

家族の連絡先、かかりつけ病院・薬局利用しているサービス、見守りをしてくださるご近所の人、病気や延命治療に関することなど

緊急連絡票

救急/火事 119  
事件/事故 110

【家族・介護関係者】

氏名	性別	年齢	住所

【家族・近親者連絡先】

氏名	性別	年齢	住所

【見守り連絡票】


氏名	性別	年齢	住所

わんノートとセットで記入しておきましょう

**わ ん ノ ー ト**

**自分が元気なうちに！  
自分や家族が将来困らないように！  
備えとして作りましょう**

**ノート作りを良い機会として、  
家族や友人と共に、人生の振り返りや  
今後の人生の暮らし方について  
考えてみませんか？**




⑤ 龍郷町高齢者地域支え合いグループポイント事業

事業概要	65 歳以上の高齢者を含む任意のグループが行う互助活動に対し地域商品券に交換できるポイントを付与することにより地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域高齢者の地域包括ケアを促進する事業です。					
実施状況	平成 26 年度から実施し、現在 22 グループが登録しています。地域において高齢者を支援する活動や地域の活性化につながる自主活動を行っています。					
今後の方向性	地域のニーズの発見・支援地域の課題の発見・解決により、若い世代と高齢者がともに活動でき、地域の互助機能の強化につなげる必要があるため、当該事業がどのような促進因子になるのか評価も加え推進していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加活動団体	21 団体	21 団体	22 団体	23 団体	24 団体	25 団体
活動参加実人数	221 人	256 人	260 人	270 人	280 人	290 人

【龍郷町高齢者地域支え合いグループポイント事業】





(2) 介護者への支援の充実

① 家族介護支援事業

事業概要	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る事業です。対象者は、在宅の高齢者を、現に介護している同居の家族や近隣の援助者等となります。
実施状況	平成24年度から、たつごう在宅家族の会が発足し毎月第3水曜日に活動しています。在宅医師と介護経験者を中心に介護相談・お茶会を開催しています。介護家族の情報共有や知識の習得、精神的負担軽減を目的に集い、行政も後方支援を行っています。
今後の方向性	在宅で介護を行っている方への負担軽減策として、町内の介護保険施設等、たつごう在宅家族の会において事業が展開でき身近にできるよう実施していきます。

② 介護人手当

事業概要	重度心身障害児・者等を介護し、かつ、その生計を維持している方に手当を支給することにより、在宅重度心身障害児・者等の福祉の増進に寄与することを目的としています。					
実施状況	下記の①～③いずれかに該当する方を日常生活において常時介護し、生計を維持している方に、月額5,000円を介護人手当として、1年間を二期に分けて支給しています。 ①身体障害者程度等級が1級に該当し、かつ、常時臥床している状態にあるため、日常生活において、常時介護を必要とする方 ②障害の程度が重度に該当する方 ③要介護認定が要介護3以上の方					
今後の方向性	介護者の経済的負担の軽減を図る上で重要な事業であり、継続して実施していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数	84人	93人	92人	95人	95人	95人
支給額	230万円	249万円	249万円	260万円	260万円	260万円

(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

事業概要	寝具等の洗濯、乾燥、消毒をすることにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援する事業です。対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯等の方で、老衰、心身の障がい、傷病等により寝具等の衛生管理が困難であり、利用者本人が属する世帯全員が町民税非課税であるなどの要件を満たした方となります。					
実施状況	社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。					
今後の方向性	社会福祉協議会や民生委員等を中心に、利用者への啓発を図ります。					
実績値及び計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	0人	0人	1人	1人	1人	1人

② 食の自立支援事業

事業概要	毎日の食事を提供し、高齢者等の自立した生活の維持を支援し、安否の確認を行う事業です。					
実施状況	希望者の受付・認定は町で行い、給食サービス事業は事業所に委託をして実施しています。高齢者の独居世帯等の増加に伴い、近年利用者数が増加しています。					
今後の方向性	高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯や食事を作れない・作らない世帯が増加しています。今後は、単なる食事の提供ではなく、低栄養予防の普及啓発のため、利用者に応じた栄養食や治療食を提供するとともに、該当者の選定には、アセスメント表を活用し、事業の利用・普及を図ります。					
実績値及び計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数	965人	1,012人	910人	1,050人	1,050人	1,050人
年間配食数	29,039食	29,203食	27,745食	29,300食	29,300食	29,300食



## ③ 高齢者日常生活用具給付事業

事業概要	ひとり暮らしの高齢者等に対し、自動消火器・火災警報器を給付することで、日常生活の便宜を図っています。					
今後の方向性	高齢者の増加に伴い需要が伸びることが予想されます。今後も、利用者の必要性とニーズにあった給付・貸与事業を継続して実施していきます。また、介護給付以外の給付・貸与事業も継続して実施し、生活の不安を取り除き日常生活の便宜を図ります。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人

## ④ 緊急通報システム設置事業

事業概要	緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、また、相談通報、生活サポート及び定期的な安否確認を行う事業です。					
実施状況	緊急通報システムを貸与し設置することにより、緊急事態における不安を解消するとともに生活の安全を確保しています。また、大島地区消防組合との通報センター業務委託契約により連携を図っています。					
今後の方向性	高齢者の増加に伴い、緊急時の連絡手段としての需要の伸びが予想されます。今後も、利用者の必要性とニーズにあった事業を継続して実施し、生活の不安を取り除き緊急時に対応できる環境づくりを推進します。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	4人	5人	5人	5人	5人	5人

## ⑤ 敬老祝金支給事業

事業概要	町内在住の高齢者の長寿を祝福し、敬意を表することを目的として、満80歳以上の高齢者に対し、長寿祝金を支給する事業です。					
実施状況	町内在住の満80歳以上の高齢者に対し、長寿祝金を支給しています。					
今後の方向性	対象年齢、支給額について、現状に即した検討を行いながら継続して実施します。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	714人	716人	725人	798人	860人	932人
支給額	835万円	823万円	862万円	996万円	1,219万円	1,306万円

⑥ 高齢者無料バス乗車助成事業

事業概要	本町に居住し住民登録を有する70歳以上の方が対象であり、敬老の意を表し、積極的な社会参加を促進し、健康で明るく豊かな生きがいつくりのため、龍郷町内全区間の定期運行バスの無料乗車証を交付する事業です。					
実施状況	交通費の負担の軽減が図られるため、地域間の交流や役場や中央公民館などの公共施設の利用促進と、高齢者の積極的な社会参加が図られています。また、高齢者の運転免許証返納促進により、交通事故の減少につながっています。					
今後の方向性	交通費の負担の軽減を図り、高齢者の積極的な社会参加を促進し、地域間の交流促進に努めます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	409人	420人	430人	440人	450人	460人

⑦ 養護老人ホーム

事業概要	65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を入所させる施設です。					
実施状況	入所希望者が多くなっており、入所待機期間が長くなっている状況があります。					
今後の方向性	入所判定会や地域ケア会議の中で、本人の状況により入所判定や待機順序について検討し必要性の高い待機者から入所させていきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
龍郷町入所者数	40人	41人	41人	41人	41人	41人

⑧ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化

今後の方向性	全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。こうした状況を踏まえ、必要に応じて有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、県との情報連携を強化します。なお、本町においては本計画期間中の整備は予定していません。
--------	---

### 3 安心・安全の暮らしづくり

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備の充実を図ります。

また、高齢者自ら災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう、意識の向上を目指します。

#### (1) 高齢者の住みよいまちづくり

実施状況	建築物、道路、公園等の公共施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう住みよいまちづくりに努めています。
今後の方向性	高齢者にとって、加齢とともに身体機能が低下したり障がいが生じたりする場合でも、安心して、そのまま住み続けることができるまちづくりを推進する必要があります。建築物、道路、公園等の公共的施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準等を定め、高齢者の住みよいまちづくりに努めます。

#### (2) 高齢者の交通安全対策

実施状況	町、老人クラブ連合会が主催して警察署の協力により交通安全教室を実施し、交通意識の高揚に努めています。
今後の方向性	交通機関の発達や道路網の整備により、交通事故も増加傾向にあり、「自分の命は自分で守る」を前提に幼児から高齢者までの交通安全教育を行うとともに関係機関・団体との連携を充実させ、地域ぐるみで交通安全を進めていくことが必要です。そのため、交通事故の防止を図るため関係機関と連携をとり、交通危険箇所の点検活動や交通安全指導を充実し、高齢者等の弱者に考慮した交通安全施設の整備に努めます。また、学校、家庭、職場、地域が連携し、交通安全運動の実施や各種講演会等を通じて、交通安全意識の高揚に努めます。

#### (3) 高齢者の防犯・防災対策

実施状況	ひとり暮らしの高齢者等への訪問のなかで安否確認、点検や声掛け等を実施しています。
今後の方向性	防犯活動に対する住民の意識の高揚を図りながら、地域ぐるみの防犯活動を関係機関・団体などと連携し、積極的に進める必要があることから、犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりのため、学校・家庭・警察署・地域社会と連携し広報活動の充実を図り、防犯意識の啓発・高揚に努めます。また、住民の安全を確保するため防犯灯・防犯用看板等の設置など、防犯施設の整備を促進します。

**(4) 災害時における支援を要する高齢者への対策**

<p>実施状況</p>	<p>実態把握調査高齢者マップを作成し、災害時の見守り体制の確認や構築などに活用しています。また、各集落における支え合いマップづくりを行うことで、見守り体制を確認する地域ネットワークづくりにもつながっています。見守り隊を結成している集落もあり、台風前の声かけ活動や高齢者の戸締まり支援など未然に災害を防ぐ活動も行っています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>消防団員の高齢化や定員割れなど、若年層の不足は消防、防災活動の円滑な遂行や自主防災の観点から課題もみられます。今後は、各自治会組織における自主防災組織の推進に努める必要があることから、住民の生命と財産を守り、災害のないまちづくりを進めるため、地区消防組合や関係団体と連携し、危険箇所の点検を充実し、消防ポンプ自動車等の最新化や防犯システムの整備、消防水利の確保に努めます。また、住民が安心して生活できる防災・防火体制を確立するため自主防災組織の育成や広報活動の充実を図りながら消防署や関係機関と連携し、消火器や消火設備の取扱い方法等を指導しながら火災予防教育を推進します。今後策定予定の地区防災計画の中でも要援護者である高齢者への対策を検討していきます。</p>

**(5) 災害時における介護事業所等との連携**

<p>実施状況</p>	<p>日頃から介護事業所等と連携し、防災啓発活動や食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況について情報共有します。 町防災計画と整合を図りながら、災害時においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう、介護事業所等に対する総合的な防災対策に取り組めます。</p>
-------------	--

**(6) 感染症に対する備えと検討**

<p>実施状況</p>	<p>介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。 また、町新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。 感染症の流行期等においても、要介護者が必要な支援を受けることができるよう、居宅介護支援事業所との連携を図ります。また介護予防の取り組み等が中止・縮小となった場合も、高齢者が自宅で介護予防の取り組み等を続けていけるよう、関係者と連携しながらフォローアップを図ります。</p>
-------------	---

**(7) 高齢者の消費者対策**

実施状況	ひとり暮らしの高齢者等に声掛けや見守り等を実施するなかで注意、呼びかけを行っています。また、消費生活センターと連携して民生委員定例会等で消費者問題に関する情報提供を行ったり、チラシの全戸配布を行ったり等町民への周知に取り組んでいます。
今後の方向性	近隣保健福祉ネットワークを通じ啓発に努めるとともに、町広報誌等を通じて、住民に情報を提供していきます。

**(8) 高齢者虐待防止の推進**

実施状況	高齢者虐待は年間数件発生しており、「龍郷町高齢者虐待マニュアル」に沿って実態把握や早期に対応を行っています。また、高齢者虐待について広報誌を通じて住民へ普及啓発を行い、安全・安心して生活できるよう支援しています。
今後の方向性	高齢者虐待についての普及啓発に努め、地域ぐるみで早期発見や早期対応を行い、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、高齢者が安全・安心して生活できるよう支援していきます。

**(9) Iターン高齢者の受け入れと支援**

実施状況	<p>高齢者の転入があった際は介護保険サービス利用の確認を行い、必要に応じて以前の住所地の市町村及び介護事業所や医療機関との連携を図っています。また、家庭訪問にて実態把握調査を行い、介護サービスを利用していない高齢者についても健康状態等の確認を行うとともに、各集落における通いの場の紹介や、必要な方には定期訪問につなげる等の支援を行っています。</p> <p>他にも、物件を貸出・売却したい大家と移住希望者のマッチングを行う制度の「龍郷町空き家バンク」や、たつごう移住ガイドセンター「住もうディ！」にて、移住支援を行っています。</p>
今後の方向性	令和3年度より、町内の住宅を移住者に貸し出すためのリフォーム等の補助金制度を始めることにより、移住者の受け入れ支援をさらに強化していきます。



## 4 社会参加・生きがいくくり

老人クラブについては、リーダーの育成や魅力あるクラブ活動への見直し、活動に関する広報など、各種の支援をおこなうことにより、多くの高齢者の参加が得られるような取り組みを進めていきます。

また、高齢者は地域づくりを支える活動や、他の高齢者の生活を支える様々なサービスの担い手として期待されることから、今後、地域内で積極的な役割を果たしていけるような社会づくりに努めます。

### (1) 高齢者スポーツ事業

事業概要	65歳以上が対象の高齢者スポーツ事業です。					
実施状況	高齢者スポーツ大会やグラウンドゴルフ大会を実施しています。					
今後の方向性	健康づくりや閉じこもりの防止において効果が期待されることから、事業を通して高齢者の心身の健康増進と、社会参加や生きがいくくりの推進を図ります。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	3回	0回	3回	3回	3回

### (2) 花いっぱい事業

事業概要	地域内の道路及び公共の場に花又は樹木を植え、地域内の美化を行う事業です。
実施状況	各集落の老人クラブ等において、地域内の道路及び公共の場に花又は樹木を植え、地域内の美化に努めています。
今後の方向性	事業の推進により、健康づくり・生きがいくくりや地域社会への貢献ができることから、健康づくり・生きがいくくり事業として定着させていきます。また、参加者の意識の転換を図り、参加率の向上に努めます。

### (3) 郷土文化伝承普及事業

事業概要	高齢者の経験を生かして地域の環境、文化財保存等の整備を図る事業です。
実施状況	各集落の老人クラブ等において、郷土文化伝承普及に取り組んでおり、高齢者の経験を生かした地域の環境、文化財保存等の整備を図っています。

今後の方向性	<p>前期高齢者会員の加入を促し、老人クラブ等のさらなる参加を目指しながら、今後も主要事業として積極的に展開します。貴重な有形・無形文化財を保存し後世に伝承するため、地区の活性化や融和が大いに図られるよう支援に努めます。</p>
--------	--

#### (4) 老人クラブ活動助成事業

事業概要	<p>地域の老人クラブ活動を助成することで、活発で充実した活動の促進を図る事業です。</p>					
実施状況	<p>町老人クラブ連合会では、平成 25 年度に発足した若手委員会等各専門部会の活性化を図りながら、自主運営を目指し活動しています。</p>					
今後の方向性	<p>前期高齢者の会員の加入率向上を目指しながら、会員のニーズや地域の実情に適応した活動ができるよう支援します。また、自主運営により自主性、独創性のある魅力的な活動が実施されるために、効果的な成果をあげる組織の育成を目指し、各種指導者養成のための研修充実を図ります。さらに、地域社会における活動を進め、高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として重要な役割を果たしていきます。</p>					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位老人クラブ活動 運営費補助事業費用額	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
町老人クラブ連合会活動 運営費補助事業費用額	64 万円	54 万円	54 万円	99 万円	54 万円	54 万円

#### (5) ボランティア活動事業

事業概要	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターと連携しながら、ボランティア活動の普及・啓発に努め、研修・広報などを通じて参加者の拡充や人材育成を図りながら、各地域の活動を支援する事業です。</p>
実施状況	<p>協働のまちづくりを進めるボランティアの人材育成と、ボランティアが還元できるようなシステムづくりが課題です。</p>
今後の方向性	<p>高齢者が安心して地域で生活していくために、ボランティアによる地域福祉活動が重要な役割を果たしています。今後も、地域の特異性を活かして行われるさまざまな情報を共有し、自助・互助の精神をもって地域福祉を支えていきます。</p>

(6) シルバー人材センター育成事業

事業概要	平成14年に社会福祉協議会が設立して以来、高齢者の就業・就労支援を推進しています。					
実施状況	社会福祉協議会に委託し、高齢者の就業・就労支援を推進しています。現在会員数は35名となっています。					
今後の方向性	事業の周知と利用者のニーズに対応した事業の展開を図ります。また、今後は高齢者の生活を支援する買物等や農業支援などのサービスの提供が多くなると予想されるため、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの促進のために、事業の周知と利用促進を図ります。また本事業を通じて就労可能・就労希望の方の把握にも努め、介護施設等とのマッチングができるよう取り組んでいきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	33人	34人	35人	37人	39人	41人

(7) 龍郷町元気度アップポイント事業（どくさポイント）

事業概要	65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域の商品券に交換できるポイントを付与することにより、高齢者の方々の健康維持や、介護予防、社会参加の促進を図る事業です。					
実施状況	平成24年度から実施しています。令和元年度で住民登録活動団体が58団体、団体住民活動参加実人員が521人で、高齢者の健康づくりや社会参加活動への意欲が高まっています。					
今後の方向性	住民の生きがいづくりや、介護予防・社会参加の促進に資するよう事業を推進していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加活動団体数	55団体	58団体	61団体	64団体	67団体	70団体
活動参加実人数	597人	521人	525人	550人	570人	590人



## 第5章 地域支援事業

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

全ての町民が生活の質を高め、健やかな高齢期を迎えられるよう健康的な生活習慣の定着に向けて関係機関と連携しながら、各々の世代や特性に応じた支援を行い、介護予防事業の内容を広く住民に周知することにより参加を促し、要介護化の防止を図ります。

#### (1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

要介護認定を受けた方や基本チェックリストで該当とされた方を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと、龍郷町の実情に応じて、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。

##### ① 訪問型サービス

事業概要	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行います。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれます。					
実施状況	従来型の訪問型サービスを実施し、国の指針に基づき介護予防を目的に専門職である訪問介護員の支援により、日常生活の自立や悪化予防のための身体介護や生活支援を実施しています。また、訪問型サービスCも実施し、理学療法士等のリハビリ専門職や地域包括職員（保健師・看護師等）により短期集中型として自立支援を目的に実施できるよう体制を整えています。					
今後の方向性	訪問型サービスAなど緩和した多様なサービス形態について、今後のニーズを把握し、実施を検討します。訪問型サービスCについては、地域包括職員だけでなく理学療法士による訪問も開始しており、今後もリハビリ専門職を活用した訪問を進めていきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数	12人	33人	56人	60人	60人	60人



② 通所型サービス

事業概要	要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。					
実施状況	従来型の通所サービスと、基準を緩和した通所型サービス A、短期集中サービス C を実施し、それぞれ、状態に応じながら国の指針に基づき介護予防や自立支援を目的に、日常生活上の支援及び機能訓練を行っています。通所型短期集中サービス C については訪問型サービス C と組み合わせ、自宅での介護予防プログラムも同時に行っています。					
今後の方向性	対象者の状態に応じて、従来型の通所サービスや多様なサービス形態を組み合わせ、介護予防や自立支援を目的に、日常生活上の支援及び機能訓練を行い、順調に利用が推移しており、今後もニーズに合わせて実施していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ人数	101 人	108 人	144 人	150 人	150 人	150 人

③ その他生活支援サービス

事業概要	<p>要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとし、具体的には、以下のサービスとします。</p> <p>①栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに                  ②定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り                  ③その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして町が定める生活支援</p>
実施状況	<p>宅配給食及び緊急通報システムについては高齢福祉サービスで実施しており、年々需要が高まっています。住民ボランティア等による見守りや簡易な生活支援については、支え合い活動の中で実施されつつあります。</p>
今後の方向性	<p>介護保険外の家事支援等の生活支援や見守り等については、地域の実情に応じて、住民ボランティアや有償ボランティア育成を行い、体制を構築していきます。</p>

## ④ 介護予防ケアマネジメント

事業概要	要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や町の独自施策等、要支援者等の状態等にあつた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。					
実施状況	高齢者実態把握調査や相談窓口、健康増進事業、関係機関等との連携により要支援のハイリスク者を早期に把握し、要支援・要介護化や重症化予防対策として、介護予防及び日常生活支援サービスについてケアマネジメントを実施しています。					
今後の方向性	要支援のハイリスク者を早期に把握し、要支援・要介護化や重症化予防の対策ができるよう、利用者の状態等にあつた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行っていきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値		計画値	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数	98人	96人	148人	150人	148人	150人

## 【通所型サービスC はつらつ教室】



## (2) 一般介護予防事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

### ① 介護予防把握事業

<p>事業概要</p>	<p>次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携による把握</li> <li>②訪問活動を実施している後期高齢者保健部局・国保部局との連携による把握</li> <li>③医療機関からの情報提供による把握</li> <li>④民生委員等地域住民からの情報提供による把握</li> <li>⑤地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握</li> <li>⑥本人、家族等からの相談による把握</li> <li>⑦特定健康診査・長寿健康診査の担当課との連携による把握</li> <li>⑧その他町が適当と認める方法による把握</li> </ul>
<p>実施状況</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、保健師や看護師による家庭訪問や長寿健診や各種保健事業、民生委員や関係機関との連携により把握調査を行い要支援者の把握に努め、必要なサービスを提供できるよう支援しています。65歳到達者だけでなく、後期高齢者保健事業部局と連携し、後期高齢の独居や高齢夫婦世帯などを重点的に実施しています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>介護予防を必要とするハイリスク者の把握のため、色々な機会を通じて把握事業を実施していきます。</p>

### ② 介護予防普及啓発事業

<p>事業概要</p>	<p>町が介護予防の普及啓発に資すると判断した内容を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。</p>
<p>実施状況</p>	<p>介護予防に資する基本的な知識の普及啓発については、介護予防教室(どっくさ会)において、運動・栄養・口腔等についての知識や技術の習得などを図っています。また専門講師等による講演会などを行い、普及に努めています。令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでおり、後期高齢者保健事業と連携して健康教育・健康相談に取り組んでいます。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>今後も、定期的に各集落において介護予防についての普及啓発及び集落リーダーとなる地域福祉推進員(世話焼きさん)の育成により住民主体で介護予防活動が身近な場所で実施できるよう支援していきます。</p>



【介護予防普及啓発事業 その1】



【介護予防普及啓発事業 その2】



③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としています。
実施状況	介護予防に資する住民主体の集いの場として「どうくさ会」や「楽しく体操・てくてく体操教室」、「茶話会」を行っており、世話係として地域福祉推進員（世話焼きさん）を養成しています。また、定期的に研修会を実施し、介護予防の普及啓発を行い地域で普及を図ってもらうよう支援しています。推進員の活動については、地域支え合い活動として「龍郷町元気度アップ地域包括ケア推進事業」としてポイント付与を行い、活動の支援を行っています。
今後の方向性	今後も、住民主体の集いの場づくりを増やし、全集落において実施できるように推進します。そのためにも、地域福祉推進員（世話焼きさん）などの地域の人材育成に努め、各集落で地域特性に応じた取組が推進できるように支援していきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	介護予防の取組を機能強化すると効果が見込まれると判断した内容について、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するよう努めます。実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。
実施状況	奄美圏域地域リハビリテーション広域支援センターやリハビリ専門職を有する町内事業所と連携し、専門職による個別事例への助言指導や、集落における介護予防教室等での集団指導を実施しています。
今後の方向性	リハビリ専門職による指導助言を必要とする機会の増加が見込まれることから、奄美圏域地域リハビリテーション広域支援センターとの連携を進めていきます。またリハ職だけでなく、栄養士、歯科衛生士等の協力も得ながら、地域での介護予防活動や個別支援が行えるよう推進します。

## 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

高齢化の進展とともに、今後もひとり暮らしの高齢者等の増加が予想され、さらには、高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者の増加への対応等、高齢者に関わる様々な支援が求められます。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等さまざまな支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアを実現する機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っています。

### （1）総合相談支援事業

事業概要	<p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断します。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決できると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。また、初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認します。</p>
実施状況	<p>地域包括支援センターの周知により、住民からの認知度も向上しており相談内容も多様化しています。高齢者実態把握や、相談窓口、健康増進事業や関係機関との連携により、支援を必要とする高齢者を早期発見し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守り、更なる問題の発生の防止を図るなど支援しています。</p>
今後の方向性	<p>高齢者人口の増加により、独居や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者や在宅医療・介護連携を必要とする高齢者の増加、様々な問題を抱えた高齢者など相談内容も多様化しているため、相談支援や他機関等の連携の強化を図っていきます。</p>

### （2）権利擁護事業

事業概要	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。</p>
------	---

実施状況	認知症高齢者の増加や、虐待事例等において権利擁護の必要な高齢者が毎年数件あり必要な支援を行っています。
今後の方向性	権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図っていきます。また、成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う、中核機関の整備に向け検討を進めていきます。成年後見制度利用促進基本計画についても、地域福祉計画の中で一体的な策定に向けて取り組んでいきます。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

事業概要	主治医やケアマネジャーなどとの他職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、個別相談窓口の設置によるケアプランの作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設ボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。					
実施状況	在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアの実施のため、介護支援専門員や介護保険事業所への研修会や連携を図るための機会を設け、サービスの質の向上や連携体制構築に努めています。介護支援専門員連絡会は研修だけでなく、相互の情報交換やネットワークづくりの場ともなっています。介護支援専門員への支援として相談窓口の設置、プラン作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行い、困難事例等への助言指導を行っています。					
今後の方向性	在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアの実施のため、関係機関の連携体制の構築や介護支援専門員の質の向上及び、業務支援に努めていきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ研修会 開催回数	4回	8回	7回	7回	7回	7回



## 【介護支援専門員研修会の様子】



### 3 包括的支援事業（社会保障充実分）

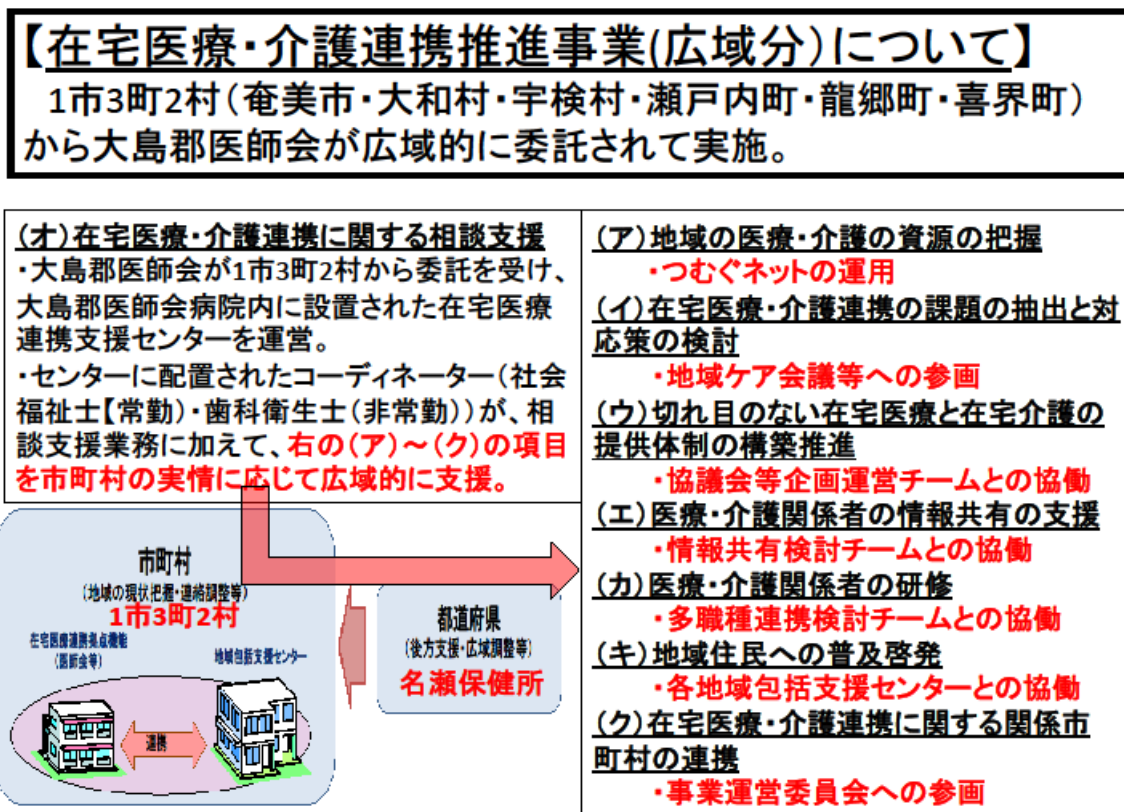
地域包括支援センターを中核とし、地域ネットワークをはじめとした関係者や、保健・医療・福祉関係者等との連携を強化し、地域ケア会議の推進を図る等、高齢者等を地域で支える「地域包括ケア体制」を多職種間の連携により目指します。

#### （1）在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	<p>疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、資源の情報収集及び整理、課題の抽出・対応策の検討、地域住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修、関係市町村の連携・情報共有を行う事業です。</p>
実施状況	<p>町単独で行っている事業に加え、平成28年度から大島郡医師会の在宅医療連携支援センターへ委託し、在宅医療・介護連携推進事業を行っています。看取りや認知症への対応等について医療と介護の連携が進むよう支援体制の強化を図り、医療・介護関係者の情報共有の支援として、入退院時連携の情報共有ルールを作成や、多職種連携に向けての研修会を実施する等取り組んでいます</p> <p>具体的事業内容は、図表【在宅医療・介護連携推進事業】を参照ください。</p>

今後の方向性	<p>今後、病床数の編成等により、在宅医療を必要とする高齢者の増加が予想されます。切れ目のない在宅医療・介護が提供できるよう、町内だけでなく広域的に取り組んでいく必要があるため、大島本島・喜界島の6市町村協働で取り組んでいます。今後も在宅医療・介護連携推進が図られるよう、入退院時連携の情報共有ルールも活用しながら、退院に向けたカンファレンスの充実に取り組んでいきます。また、町内においては、地域ケア会議等を活用し連携体制構築を推進していきます。</p>
--------	---

図表【在宅医療・介護連携推進事業】(その1)



## 【在宅医療・介護連携推進事業】



## (2) 生活支援体制整備事業

## ① 生活支援コーディネーターの配置

事業概要	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を有するものを「生活支援コーディネーター」とし、町区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区域等）（第2層）に配置する事業です。</p>
実施状況	<p>平成27年度から生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を図っています。各集落の資源把握を行い、介護予防の拠点づくりや生活支援に資する支え合い活動の推進、地域福祉推進員（世話焼きさん）の育成などの人材育成を行っています。令和元年度からは、独居男性の健康づくりの一環として男性料理教室を実施しています。</p>
今後の方向性	<p>地区訪問や高齢者支え合いマップ作りなどを行い、地域のニーズを把握しながら必要なサービスの創出や支え合い体制づくりにつなげていきます。</p>



【支え合いマップ作りの様子】



【男性料理教室の様子】



## ② 協議体の設置

事業概要	生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、町が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する事業です。
実施状況	協議体については他の会議と兼ねながら検討を行っています。住民や各専門職がコーディネーターと共に、本町の困りごと調査結果や地域資源などから、今後必要とする生活支援等サービスの検討を行っています。
今後の方向性	現在は第1層協議体のみとなっていますが、中学校区域においても協議体が設置でき、各区域のニーズに応じた生活支援サービスを検討・創出できるよう推進します。

## ③ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

事業概要	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため。「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置する事業です。
今後の方向性	今後のニーズや国の動向を踏まえ、配置を検討します。

## (3) 認知症総合支援事業

## ① 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を推進する事業です。
実施状況	認知症初期集中支援チームを設置し、訪問支援対象者の把握・訪問支援・チーム員会議の開催等を行い、困難ケースの対応を行っています。
今後の方向性	高齢化に伴う認知症高齢者の増加により、今後も需要が高まることが予想されることから、多職種で検討を行い、認知症当事者及び家族にとって、より適切な支援となるよう努めていきます。

【認知症初期集中支援事業】



② 認知症地域支援・ケア向上事業

事業概要	認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業です。
実施状況	現在、認知症地域支援推進員を2人配置し、認知症の普及啓発や地域における支援体制の構築、個別事例のケア会議などを行い、認知症ケアの向上を図っています。
今後の方向性	マンパワーの確保をはかりながら、事業目的が達成できるよう努めています。

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係官僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とした事業です。
今後の方向性	チームオレンジコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ早期から継続して支援する仕組みとして「チームオレンジ」を整備します。また、チームオレンジの整備に向けて、認知症サポーターへのステップアップ研修を実施していきます。



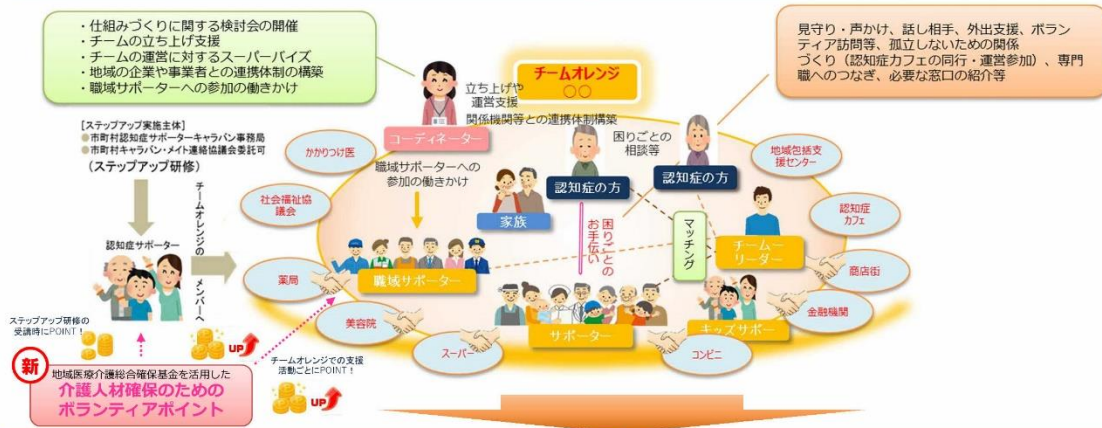
【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 概要】

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の創設

認知症総合支援事業 令和2年度予算案（令和元年度予算額）：86億円の内数（86億円の内数）

- ◆ 診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みとして『チームオレンジ』を地域ごとに整備。（※）認知症地域支援推進員を活用しても可
- ◆ これらの整備費用に対して、地域支援事業交付金により（現行の介護保険事業費補助金から組み替え）財政支援を行うことで、2025年を目標に全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム（チームオレンジ等）の整備を目指す。

【予算項目】(項) 高齢者日常生活支援等推進費 (目) 地域支援事業交付金 【実施主体】 市町村  
 【負担割合】 国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100



これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに1千万人超が養成されている認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

出典：厚生労働省資料

【認知症施策推進大綱（概要）】

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
  - ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
  - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
  - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
  - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
  - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
  - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
  - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
  - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
  - ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

出典：厚生労働省資料



【認知症サポーター養成】



④ チームオレンジの構築

<p>事業概要</p>	<p>チームオレンジコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、住民や関係機関で早期から継続して支援する仕組みとして「チームオレンジ」を整備します。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>チームオレンジの設置に向け、チームオレンジコーディネーターが仕組みづくりに関する検討会の開催や、チームの立ち上げ支援、チームの運営に対するスーパーバイズ、地域の企業や事業者との連携体制の構築、地域サポーターへの参加の働きかけ等を行います。認知症サポーターへのステップアップ研修を実施し、地域での見守り・声掛けや居場所づくり、認知症への理解普及等が図られるよう地域の実情に応じた体制づくりに取り組んでいきます。</p>

## ⑤ 普及啓発・本人発信支援

実施状況	認知症サポーター養成講座を実施し、普及啓発を図っています。世界アルツハイマーデー月間（9月）には、広報誌を活用した普及啓発・町生涯学習センターでの認知症関連図書コーナー設置・のぼり旗の設置等を行っています。認知症ケアパスをホームページに掲載する他、広報誌で相談先の周知を行っています。
今後の方向性	今後はグループホームの開設に伴い認知症カフェ（認知症の方と家族、地域住民、専門家等の誰でも集える場）の開催も予定されている為、本人や家族からの発信支援につなげていけるよう認知症カフェとの連携を進めていきます。また、たつごう在宅家族の会における、介護家族の思いに寄り添った支援ができるよう連携を進めていきます。その他、若年性認知症の方を含む認知症の方と家族の交流会の開催や、ホームページ・広報誌等を通じての普及啓発を行っています。

## ⑥ 認知症サポーター養成

事業概要	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する事業です。
実施状況	キャラバンメイトを配置し、地域住民や学校・職域において、認知症についての知識の普及のためサポーター養成活動を行っています。
今後の方向性	地域ぐるみで認知症の人と家族を支えていけるよう、各世代において養成講座を実施し、地域で認知症を見守る体制づくりを強化していきます。小中学生に養成講座を実施することで、孫の世代から認知症理解や共生の考えをつちかえるよう取り組んでいきます。

## ⑦ 認知症ケアパスの周知

事業概要	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を作成し、その内容を広く周知する事業です。地域で安心して暮らせるよう、各機関や地域の支え合い活動などの認知症ネットワークにより支援を行っています。
実施状況	認知症ケアパスを作成し、相談窓口での案内や講演会や集落での説明、ホームページ掲載などを行い普及啓発に努めています。
今後の方向性	定期的に認知症ケアパスを見直しながら、住民が利用しやすいよう普及啓発に努めていきます。



## 【龍郷町認知症ネットワーク】

# 龍郷町認知症ネットワーク



**認知症になっても地域で支えられながら、住み慣れた地域で最後まで安心して尊厳を保ち、笑顔で豊かに暮らせる**

### 【認知症ケアパス】

認知症の進行に合わせて受けられるサービスの支援体制図

龍郷町

		認知症の進行(右に行く程発症から時間が経過し、進行している状態)				
		認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	本人の様子 (みられる症状や行動の例ですが個人差があります)	・物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	・買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している ・新しい事がなかなか覚えられない ・料理、片付け、計算などのミスが多くなる ・些細なことでも怒りっぽくなる ・作り話等を取り繕うようになる	・服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい ・慣れた道を迷ってしまう ・買い物など今までできたことにミスが目立つ	・着替えや食事、トイレ等がうまくできない ・財布などを盗られたと言い出す(物盗られ妄想) ・自宅がわからなくなった ・時間、日時、季節が分からなくなる ・感覚が鈍くなる	・ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である ・言葉によるコミュニケーションが難しくなる ・声掛けや介護を拒む ・飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
	家族の心構え (やっておきたいこと・決めておきたいこと)(ご家族へのお願い)	・認知症を予防するため規則正しい生活を心がけましょう ・認知症に関する正しい知識や理解を深めていきましょう(関わる人がうまく対応することで穏やかな経過をたどる事も可能です。間違った対応は本人の症状を悪化させる原因にもなります。) ・親戚、家族や親しい友人など周囲の人に病気のことを伝えておきましょう	・介護保険サービスを利用したり、家族の集いの場に参加しましょう →戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。家族が休息する時間をとったり、いざという時の為に家族以外の人の介護に慣れておくことも対応できます。介護保険制度をうまく利用しましょう。 ・介護で困った事があたら抱え込まずにケアマネジャーや地域包括支援センターに相談しましょう ・今後の生活設計(介護・金銭管理・財産等)についての備えをしましょう	・認知症が進行した後の心づもりと備えをしましょう →本人の視点に立って、家族間で相談しておきましょう		
認知症の人を支援する体制等	介護予防 悪化予防 他者とのつながり	特定・長寿健診 みんなで交流する場・地域サロン活動<どうくさ会> 介護にならない為の健康づくり教室<元氣はつらつ教室・ミニデイサービス・でいでいクラブ>・楽しく体操・てくてく体操教室 老人クラブ 元氣度アップ・ポイント活動 集落伝統行事			悪化させないためにリハビリや、入浴・食事のサービスが利用できる通所系サービス<通所介護・通所リハビリ> 自宅に来て食事などの生活支援や入浴介助などの身体介護をもらえる訪問系サービス<訪問介護・訪問リハビリ>	
	仕事・役割支援	シルバー人材センター 地域サロン支援 元氣度アップ活動 老人クラブ活動 集落伝統行事 介護サポーター			元氣度アップ活動 老人クラブ活動 集落伝統行事	
	安否確認・見守り	民生委員・見守り応援隊・地域福祉推進員・認知症サポーター・民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社)・警察・消防・龍郷町消防団・緊急通報システム				
	生活支援	福祉サービスの利用手続き・金銭管理等の支援 <福祉サービス利用支援事業> 成年後見制度 消費者トラブル相談窓口 掃除・調理・買い物など介護保険外の家事援助<有償ヘルパー・ふれあいサポート・シルバー人材> 食事を届けてくれる<宅配給食サービス> 移動販売車 商品配達サービス 高齢者無料バス・保健福祉センター入浴料助成(75歳以上は無料)				
	介護医療	総合事業サービス(元氣はつらつ教室・ミニデイサービス)		悪化させないためにリハビリや、身体介護・生活支援が利用できる<訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ> 診断を受ける(かかりつけ医・認知症疾患医療センター・もの忘れ外来)		
	家族支援	地域包括支援センター 認知症サポーター 認知症について勉強したり、家族同士の情報交換・交流をしたいとき <たつごう在宅家族の会>				
緊急時支援 (精神症状が見られる等)	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・龍郷町消防団					
住まいの支援	養護老人ホーム愛寿園		介護をうけられる施設<特別養護老人ホーム 龍郷の里・愛寿園>			

⑧ 地域における見守り体制の強化

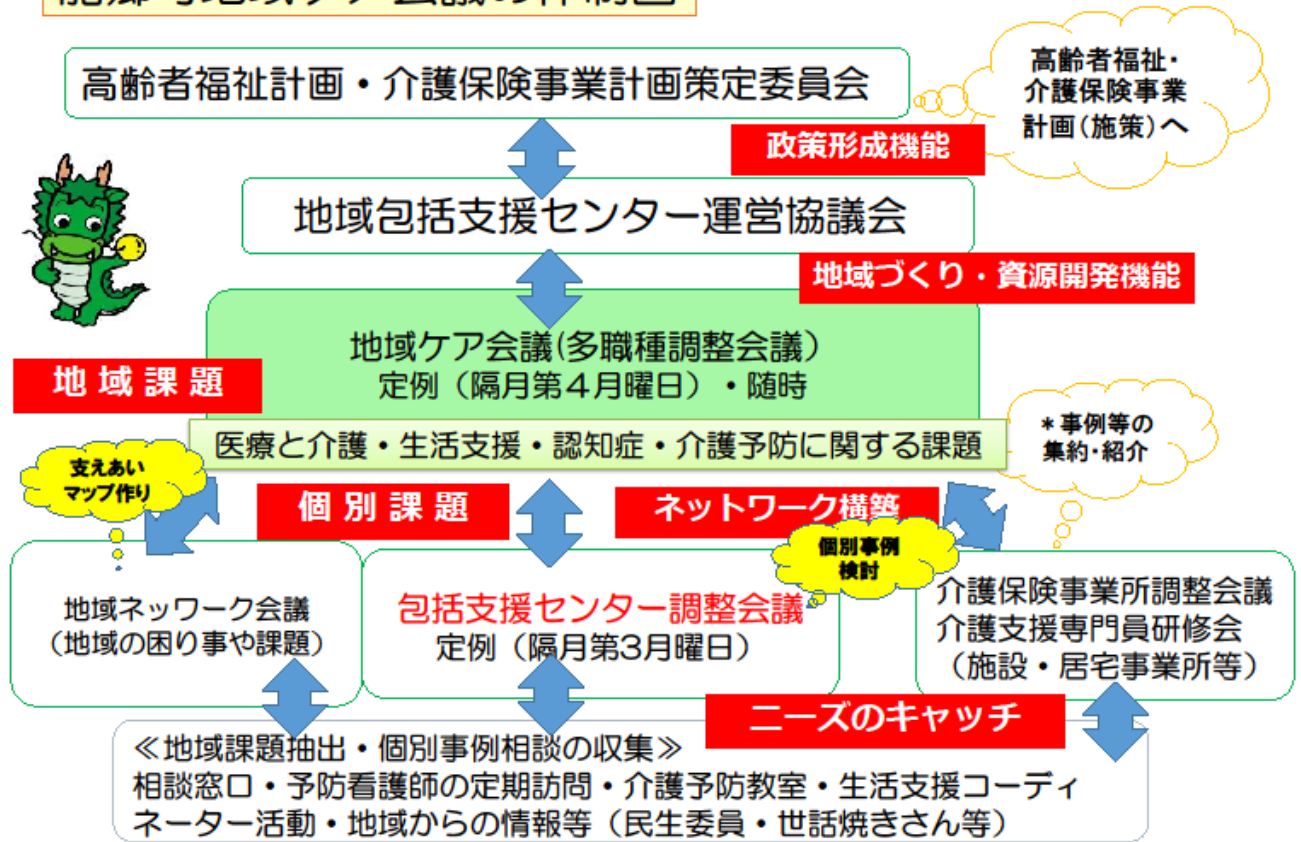
事業概要	地域における見守り体制を充実させ、認知症の方の事故防止や安心した生活を確保できるようにする事業です。
実施状況	見守り応援隊・地域福祉推進員・介護サポーター・地域福祉コーディネーター等地域の協力や介護保険事業所・障がい者事業所・医療関係事業所等との連携を図り認知症の方を見守る体制づくりに努めています。町内の金融機関や新聞配達、ガス会社等 18 民間事業所と「高齢者等見守りに関する協定」を締結し見守り体制の強化を図っています。
今後の方向性	事業所の拡大等更なる体制強化及び徘徊SOSネットワーク登録及び模擬訓練等の実施など、地域における見守り体制を充実させ、認知症の方の事故防止や安心した生活を確保できるように努めます。

(4) 地域ケア会議の推進

事業概要	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する事業です。					
実施状況	地域ケア会議は定例で月 1 回行い、多職種協働による個別事例の検討や地域課題の把握、地域ネットワーク構築等を検討しています。検討により抽出された地域の共通課題や有効な支援策について、施策化できるよう努めています。					
今後の方向性	多職種協働による地域ケア会議を充実させ、地域包括ケア体制づくりに必要な課題の検討や必要な事業の施策化について検討していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
多職種	10 回	5 回	4 回	6 回	6 回	6 回
個別ケア会議	8 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回



## 龍郷町地域ケア会議の体制図



【地域ケア会議の様子 その1】





## 4 任意事業

介護保険事業の運営の安定を図るとともに、要介護者を介護している方に対し、必要な事業を行うことで、地域での生活を安心して続けることを目的とする事業です。

### (1) 介護給付等費用適正化事業

事業概要	介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、介護給付等に要する費用の適正化を目的として実施する事業です。
実施状況	ケアマネジメントの質の向上のため、ケアプラン点検やケアマネジャーの研修会・介護事業所研修会を実施しています。
今後の方向性	介護給付費の適正利用のため、主任ケアマネジャー強化支援事業を行い、ケアマネジメントの質の向上を図り、適切なサービス利用となるよう支援していきます。

#### 【介護給付費適正化事業 その1】



【介護給付費適正化事業 その2】



(2) 家族介護支援事業

事業概要	在宅の高齢者等（要介護 3 以上または要介護 2 以上の方で認知症高齢者日常生活自立度がⅡ以上の方）を在宅で介護している方に対し、その労をねぎらい、介護慰労金を支給する事業です。					
実施状況	対象者を要介護認定の調査内容や実際の状況、介護保険給付の実績等から把握し、介護慰労金を支給しています。					
今後の方向性	介護者の経済的負担の軽減を図る上で重要な事業であり、継続して実施していきます。					
実績値及び 計画値	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象人数	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人

## 第6章 介護保険サービス

### 1 居宅サービス等・介護予防サービス等

#### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を行います。なお、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	51,984	59,320	68,220	64,901	64,937	64,937	64,937	64,937	64,937	64,937
	回数(回/月)	1,280.9	1,450.8	1,681.9	1,588.4	1,588.4	1,588.4	1,588.4	1,588.4	1,588.4	1,588.4
	人数(人/月)	42	52	57	55	55	55	55	55	55	55

#### (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で自宅を訪問して、サービス事業者が持参した浴槽で入浴の介助を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	6,222	3,727	2,921	2,657	2,658	2,658	2,658	2,658	2,658	2,658
	回数(回/月)	37.9	22.7	17.7	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
	人数(人/月)	6	4	2	2	2	2	2	2	2	2

#### (3) 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	1,222	2,025	1,369	1,438	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,918
	回数(回/月)	21.1	43.6	34.2	35.7	35.7	35.7	35.7	35.7	35.7	47.6
	人数(人/月)	3	5	2	3	3	3	3	3	3	4
介護 給付	給付費(千円)	10,804	9,742	10,596	9,490	9,733	9,496	9,496	9,496	10,281	10,828
	回数(回/月)	162.7	150.3	193.5	173.3	176.1	173.3	173.3	173.3	186.7	197.3
	人数(人/月)	24	25	23	22	23	22	22	22	24	25

**(4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション**

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	104	243	0	278	278	278	278	278	278	278
	回数(回/月)	2.5	6.0	0.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
	人数(人/月)	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	992	1,115	1,522	1,496	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497
	回数(回/月)	27.3	29.8	39.8	38.9	38.9	38.9	38.9	38.9	38.9	38.9
	人数(人/月)	4	3	5	6	6	6	6	6	6	6

**(5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導**

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	223	141	0	226	226	226	226	226	226	226
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	928	1,208	1,155	1,117	1,097	980	980	980	1,235	1,235
	人数(人/月)	8	9	10	10	10	9	9	9	11	11

**(6) 通所介護（デイサービス）**

通所介護施設にて、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	15,093	23,414	32,553	35,088	30,135	25,920	25,920	25,920	25,920	25,920
	回数(回/月)	176.0	279.7	391.8	421.6	363.2	312.1	312.1	312.1	312.1	312.1
	人数(人/月)	20	31	37	40	35	30	30	30	30	30

**(7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）**

介護老人保健施設や医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	2,253	3,466	3,077	3,095	3,613	3,097	3,097	3,097	3,613	3,613
	人数(人/月)	6	8	6	6	7	6	6	6	7	7
介護 給付	給付費(千円)	21,481	16,646	23,721	17,670	18,491	17,680	17,680	17,680	18,491	18,491
	回数(回/月)	202.3	159.2	209.2	156.7	164.5	156.7	156.7	156.7	164.5	164.5
	人数(人/月)	21	18	21	17	18	17	17	17	18	18

**(8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）**

介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	246	190	0	290	290	290	290	290	290	290
	回数(日/月)	5.3	2.5	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数(人/月)	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	15,771	16,994	24,525	19,909	18,482	17,853	18,482	17,853	21,747	21,747
	回数(日/月)	176.3	177.3	254.9	206.5	192.1	185.2	192.1	185.2	224.0	224.0
	人数(人/月)	18	19	17	17	16	15	16	15	18	18

**(9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）**

介護老人保健施設（老人保健施設）や医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他の日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	222	25	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(日/月)	2.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	5,711	3,166	3,826	1,914	958	958	958	958	1,915	1,915
	回数(日/月)	47.1	27.3	31.0	15.2	7.6	7.6	7.6	7.6	15.2	15.2
	人数(人/月)	9	4	5	2	1	1	1	1	2	2



**(10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与**

車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置など、日常生活の便宜を図るための用具を要介護（支援）度に応じて貸与します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	391	688	469	469	469	469	469	522	522	522
	人数(人/月)	3	6	7	7	7	7	7	8	8	8
介護 給付	給付費(千円)	7,734	8,497	10,930	9,799	9,740	9,265	9,544	9,672	10,474	11,193
	人数(人/月)	57	64	74	67	67	64	65	66	71	76

**(11) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費**

心身の機能が低下した人に、腰掛便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能分品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分など、入浴や排泄に用いる購入費の一部を支給します。ただし、都道府県から指定を受けた事業者から購入した場合のみ対象になります。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	293	286	0	254	254	254	254	254	254	254
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	432	273	388	388	388	388	388	388	388	388
	人数(人/月)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

**(12) 介護予防住宅改修・住宅改修**

手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り換え、洋式便器等への便器の取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。ただし、事前の申請が必要になります。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	1,365	1,346	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179
	人数(人/月)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	1,594	1,304	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669
	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

**(13) 介護予防特定入居者生活介護・特定入居者生活介護**

指定を受けた有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	2,185	1,957	0	2,153	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1

**(14) 介護予防支援・居宅介護支援**

介護予防は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連携調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	673	901	830	778	833	833	833	833	833	946
	人数(人/月)	12	16	15	14	15	15	15	15	15	17
介護 給付	給付費(千円)	19,385	21,616	24,875	22,499	22,101	21,210	21,905	21,949	23,532	24,952
	人数(人/月)	112	124	142	128	126	121	125	125	134	142

## 2 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、龍郷町の特性に応じたサービスを提供しています。原則として、龍郷町民のみサービスを利用できます。

### (1) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	35,745	43,615	41,145	37,696	32,846	28,301	25,433	25,433	25,433	25,433
	回数(回/月)	353.3	416.0	385.3	352.9	308.6	264.0	237.9	237.9	237.9	237.9
	人数(人/月)	35	41	42	40	35	30	27	27	27	27

### (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

本町では、令和元年度と令和2年度中は施設がなかったため、サービス提供はありませんでした。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	32,468	0	0	27,749	55,245	55,245	55,245	55,245	55,245	55,245
	人数(人/月)	11	0	0	9	18	18	18	18	18	18

### (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行います。

本町では、令和3年度からサービスの提供を開始します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	973	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503
	人数(人/月)	0	0	0	1	3	3	3	3	3	3
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	32,980	60,969	60,969	60,969	60,969	60,969	60,969
	人数(人/月)	0	0	0	14	26	26	26	26	26	26

**(4) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護**

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。今後のニーズを踏まえ、整備を検討します。

**(6) 夜間対応型訪問介護**

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(9) 看護小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所で、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

【地域密着型サービスの必要利用定員総数の設定】

第8期介護保険事業計画において定める、本町内の施設・事業所の3年間の利用定員総数は、以下のとおりとします。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
<b>地域密着型介護老人福祉施設</b>				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
<b>認知症対応型共同生活介護</b>				
新規整備数		新規整備 1 か所 18 床		
整備総数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
定員総数	0 床	18 床	18 床	18 床



### 3 施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の方は利用できません。

#### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、日常生活上の介助や機能訓練、健康管理、療養上の介護を行う施設サービスです。新規入所者は、原則要介護3以上です。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	145,590	158,119	181,325	178,950	179,049	179,049	176,039	176,039	185,681	205,096
	人数(人/月)	50	51	57	56	56	56	55	55	58	64

#### (2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行い、在宅の生活への復帰を目指す施設サービスです。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	99,765	108,913	114,567	108,727	108,787	108,787	108,787	108,787	108,787	128,109
	人数(人/月)	35	37	36	34	34	34	34	34	34	40

#### (3) 介護医療院

今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学的管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	13,300	13,308	13,308	13,308	13,308	13,308	13,308
	人数(人/月)	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3

#### (4) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

## 第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定

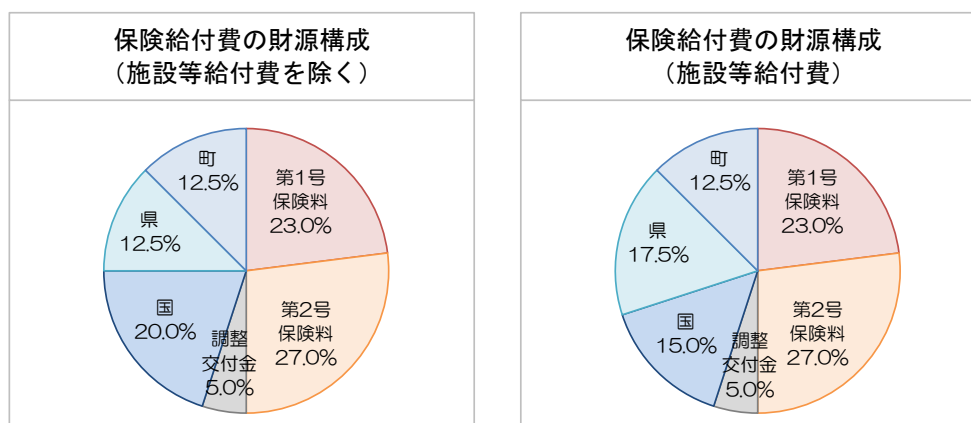
### 1 財源構成

全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。

本計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の第1号被保険者の負担割合は、第7期計画と同様に23%となります。

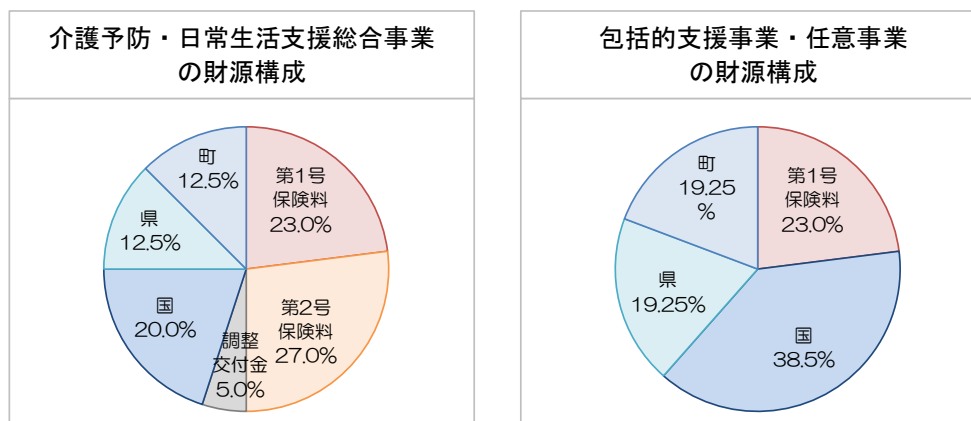
#### （1）介護給付費の財源構成

介護給付に係る財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料でまかなわれており、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



#### （2）地域支援事業費

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とは異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



## 2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計

### (1) 被保険者数推計

(単位：人)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
第1号被保険者数	1,890	1,926	1,935	1,967	2,013	1,968	1,943
前期高齢者	873	921	902	886	850	749	706
後期高齢者	1,017	1,005	1,033	1,081	1,163	1,219	1,237
第2号被保険者数	1,944	1,939	1,944	1,930	1,910	1,984	2,021
総数	3,834	3,865	3,879	3,897	3,923	3,952	3,964

### (2) 要介護（要支援）認定者数推計

(単位：人)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総 数	要支援1	18	17	17	18	20	21
	要支援2	44	48	47	46	47	52
	要介護1	47	46	46	48	48	51
	要介護2	70	72	69	70	69	80
	要介護3	46	46	45	44	45	51
	要介護4	65	66	65	65	65	75
	要介護5	29	28	28	29	29	34
	合計	319	323	317	320	323	338

うち 第1号 被保険者	要支援1	17	16	16	17	19	20
	要支援2	43	47	46	45	46	51
	要介護1	45	44	44	46	46	50
	要介護2	69	71	68	69	68	79
	要介護3	45	45	44	43	44	50
	要介護4	64	65	64	64	64	74
	要介護5	28	27	27	28	28	33
	合計	311	315	309	312	315	330

### 3 サービスごとの給付費の見込み

#### (1) 介護予防サービス給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,438	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,918
介護予防訪問リハビリテーション	278	278	278	278	278	278	278
介護予防居宅療養管理指導	226	226	226	226	226	226	226
介護予防通所リハビリテーション	3,095	3,613	3,097	3,097	3,097	3,613	3,613
介護予防短期入所生活介護	290	290	290	290	290	290	290
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	469	469	469	469	522	522	522
介護予防特定福祉用具購入費	254	254	254	254	254	254	254
介護予防住宅改修費	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	973	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>778</b>	<b>833</b>	<b>833</b>	<b>833</b>	<b>833</b>	<b>833</b>	<b>946</b>
<b>予防給付費計</b>	<b>8,980</b>	<b>11,084</b>	<b>10,568</b>	<b>10,568</b>	<b>10,621</b>	<b>11,137</b>	<b>11,729</b>

## (2) 介護サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	64,901	64,937	64,937	64,937	64,937	64,937	64,937
訪問入浴介護	2,657	2,658	2,658	2,658	2,658	2,658	2,658
訪問看護	9,490	9,733	9,496	9,496	9,496	10,281	10,828
訪問リハビリテーション	1,496	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497
居宅療養管理指導	1,117	1,097	980	980	980	1,235	1,235
通所介護	35,088	30,135	25,920	25,920	25,920	25,920	25,920
通所リハビリテーション	17,670	18,491	17,680	17,680	17,680	18,491	18,491
短期入所生活介護	19,909	18,482	17,853	18,482	17,853	21,747	21,747
短期入所療養介護（老健）	1,914	958	958	958	958	1,915	1,915
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	9,799	9,740	9,265	9,544	9,672	10,474	11,193
特定福祉用具購入費	388	388	388	388	388	388	388
住宅改修費	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669
特定施設入居者生活介護	2,153	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	37,696	32,846	28,301	25,433	25,433	25,433	25,433
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	32,980	60,969	60,969	60,969	60,969	60,969	60,969
認知症対応型共同生活介護	27,749	55,245	55,245	55,245	55,245	55,245	55,245
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	178,950	179,049	179,049	176,039	176,039	185,681	205,096
介護老人保健施設	108,727	108,787	108,787	108,787	108,787	108,787	128,109
介護医療院	13,300	13,308	13,308	13,308	13,308	13,308	13,308
介護療養型医療施設	0	0	0	-	-	-	-
<b>(4) 居宅介護支援</b>	<b>22,499</b>	<b>22,101</b>	<b>21,210</b>	<b>21,905</b>	<b>21,949</b>	<b>23,532</b>	<b>24,952</b>
<b>介護給付費計</b>	<b>590,152</b>	<b>634,245</b>	<b>622,325</b>	<b>618,050</b>	<b>617,593</b>	<b>636,322</b>	<b>677,745</b>



(3) 総給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
予防給付費計	8,980	11,084	10,568	10,568	10,621	11,137	11,729
介護給付費計	590,152	634,245	622,325	618,050	617,593	636,322	677,745
給付費計	599,132	645,329	632,893	628,618	628,214	647,459	689,474

4 地域支援事業費の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護相当サービス	1,650	1,681	1,689	1,684	1,695	1,708	1,713
訪問型サービスA	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	495	495	495	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	4,260	4,260	4,260	4,206	4,234	4,265	4,278
通所型サービスA	400	400	400	400	400	400	400
通所型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	1,350	1,340	1,377	1,589	1,722	1,826	1,845
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービス の一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	673	666	682	548	594	630	636
介護予防把握事業	0	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	2,301	2,334	2,353	3,175	3,441	3,649	3,687
地域介護予防活動支援事業	5,931	5,864	6,038	6,455	6,995	7,417	7,495
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	169	168	171	106	115	122	123
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	26	26	27	21	23	24	25

## (2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	7,378	7,577	7,625	10,905	11,160	10,911	10,772
任意事業	200	200	200	105	107	105	104

## (3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
在宅医療・介護連携推進事業	1,287	1,287	1,287	830	830	830	830
生活支援体制整備事業	4,101	4,101	4,101	3,990	3,990	3,990	3,990
認知症初期集中支援推進事業	70	70	70	70	70	70	70
認知症地域支援・ケア向上事業	3,419	3,419	3,419	3,419	3,419	3,419	3,419
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	522	522	522	522	522	522	522

## (4) 地域支援事業費合計

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	17,255	17,234	17,492	18,184	19,220	20,041	20,202
包括的支援事業（地域包括支援セン ターの運営）及び任意事業費	7,578	7,777	7,825	11,010	11,267	11,015	10,875
包括的支援事業（社会保障充実分）	9,399	9,399	9,399	8,831	8,831	8,831	8,831
地域支援事業費	34,232	34,410	34,716	38,025	39,318	39,888	39,908

## 5 標準給付費等の見込み

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
総給付費	599,132,000	645,329,000	632,893,000	1,877,354,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	40,059,962	38,393,403	37,686,724	116,140,089
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	22,551,281	22,922,967	22,924,398	68,398,646
高額医療合算介護サービス費 等給付額	1,618,000	1,700,000	1,700,000	5,018,000
算定対象審査支払手数料	499,758	506,036	496,619	1,502,413
標準給付費見込額	663,861,001	708,851,406	695,700,741	2,068,413,148

(単位：円)

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	628,618,000	628,214,000	647,459,000	689,474,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	38,048,482	38,402,407	40,188,710	43,388,738
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	14,020,372	14,151,813	14,809,018	15,991,987
高額医療合算介護サービス費 等給付額	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
算定対象審査支払手数料	501,364	506,036	529,542	571,809
標準給付費見込額	682,888,218	682,974,256	704,686,270	751,126,534

## 6 第1号被保険者の所得段階区分

区分	対象者	保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護を受けている方</li> <li>●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方</li> <li>●世帯全員が町民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	0.50 (0.30)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員が住民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方</li> </ul>	0.75 (0.50)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員が住民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方</li> </ul>	0.75 (0.70)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が住民税非課税で、同居の世帯員に住民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	0.90
第5段階 【基準額】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が住民税非課税で、同居の世帯員の中に住民税課税者がいる方</li> </ul>	1.00
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.20
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が町民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	1.30
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	1.50
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人が町民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上の方</li> </ul>	1.70

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料率

※低所得者軽減：令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、第1段階から第3段階の非課税世帯の介護保険料が軽減される社会保障制度

## 7 所得段階別加入者数の推計

(単位：人)

所得段階区分	令和2年度 の人数割合	令和3年度 人数	令和4年度 人数	令和5年度 人数	第8期合計 人数
第1段階	38.5%	729	743	745	2,217
第2段階	11.0%	207	211	212	630
第3段階	6.8%	129	131	132	392
第4段階	8.7%	164	167	168	499
第5段階	8.3%	156	159	160	475
第6段階	12.8%	241	246	247	734
第7段階	8.6%	162	165	166	493
第8段階	2.9%	54	55	56	165
第9段階	2.5%	48	49	49	146
計	100.0%	1,890	1,926	1,935	5,751

所得段階区分	令和7年度 人数	令和12年度 人数	令和17年度 人数	令和22年度 人数
第1段階	757	776	758	749
第2段階	216	221	216	213
第3段階	134	137	134	132
第4段階	171	175	171	169
第5段階	162	166	162	160
第6段階	251	257	252	248
第7段階	169	173	169	166
第8段階	57	58	57	56
第9段階	50	50	49	50
計	1,967	2,013	1,968	1,943



## 8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

(単位：円)

標準給付費見込額	2,068,413,148
+	
地域支援事業費（3年間）	103,357,335
=	
介護保険事業費見込額（3年間）	2,171,770,483
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額（3年間）	499,507,211
+	
調整交付金相当額（3年間）	106,019,674
-	
調整交付金見込額（3年間）	219,355,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
準備基金取崩額	31,500,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額（3年間）	354,671,885
÷	
予定保険料収納率	98.97%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	4,817人
÷	
年額保険料	74,400
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	6,200
(参考) 第7期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	5,900

## 9 介護保険料の設定

### (1) 第8期介護保険料の設定

第8期の基準額（月額）	6,200円
-------------	--------

### (2) 令和7年度以降の介護保険料の推計

令和7年度以降の推計人口から算出した、将来の保険料の予想額です。

令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
7,125円	7,596円	8,138円	8,498円

## 10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階 区分	被保険者 人数割合	保険料率	保険料 月額（円）	保険料 年額（円）
第1段階	38.5%	0.50 (0.30)	3,100 (1,860)	37,200 (22,320)
第2段階	11.0%	0.75 (0.50)	4,650 (3,100)	55,800 (37,200)
第3段階	6.8%	0.75 (0.70)	4,650 (4,340)	55,800 (52,080)
第4段階	8.7%	0.90	5,580	66,960
第5段階	8.3%	1.00	6,200	74,400
第6段階	12.8%	1.20	7,440	89,280
第7段階	8.6%	1.30	8,060	96,720
第8段階	2.9%	1.50	9,300	111,600
第9段階	2.5%	1.70	10,540	126,480

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料率、月額保険料、年額保険料

## 第8章 計画の推進

### 1 サービス提供のための体制づくり

介護給付の適正化のために行う適正化事業は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者機能の一環として自ら積極的に取り組み、自らの課題認識の下に取組を進めます。

なお、介護給付適正化事業のうち、以下の(1)から(5)までの主要5事業に取り組んでいきます。

#### (1) 要介護認定の適正化

遠隔地を除くすべての認定調査を町の専門的な知識を有する調査員が行うことで、公正公平な認定調査を確保しています。地区別研修会や勉強会により課題解決へとつなげたり、業務分析データを全国の保険者と比較した分析を行ったりすることで調査員の質の向上を図り、要介護認定の適正化を行います。

#### (2) ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上でケアプランが作成されているかの点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントを支援します。主任介護支援専門員を加えたチームによる点検体制の下、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供できるよう進めていきます。

#### (3) 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

住宅改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうか、専門職の協力を得られる体制の下、確認を行う事業です。住宅改修は工事施工前、施工後の書面点検を行い、状況に応じて訪問による点検も行います。福祉用具についても必要性や利用状況を確認します。

#### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

鹿児島県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に、介護保険事業所に対してサービス実績を確認し、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。また、必要に応じて事業所の指導を実施します。

#### (5) 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、介護保険給付額、利用者負担額等を通知することで、適切なサービスの利用と提供の普及啓発や適正な請求に向けた抑制効果を推進します。

## 2 人材の確保及び資質の向上

サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要となります。

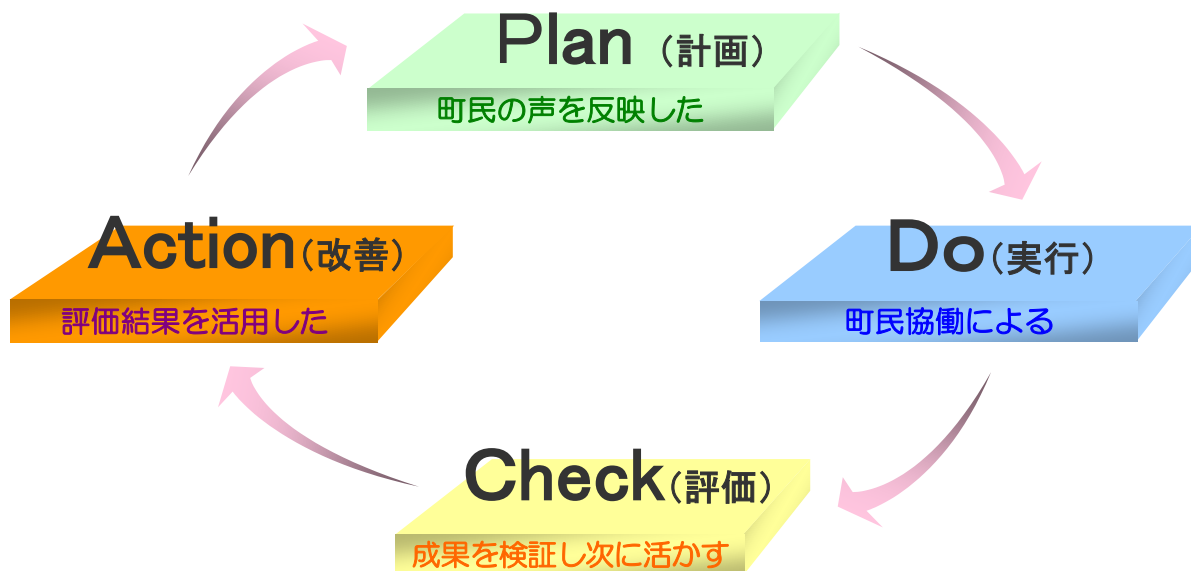
本町では、島内の看護福祉専門学校に通う学生に対し交通費の助成を行う等、看護・介護職の育成に向けて支援を行っています。また介護保険事業所研修や介護支援専門員研修を行い、介護分野で働く人材の資質向上や情報交換の場づくりに取り組んでいます。

今後も、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を推進していきます。

## 3 計画の点検と評価

本町の社会資源を形成する関係機関と地域包括ケアシステムの推進に向けた連携と協働を図りつつ、本計画に盛り込んだ施策の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



## 資料編

### 1 龍郷町老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 11 年 5 月 19 日告示第 5 号

改正

平成 14 年 6 月 12 日告示第 14 号

龍郷町老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 本町における老人保健福祉事業に関する総合的な計画及び介護保険制度における保険給付の円滑な実施を確保するため、龍郷町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（老人保健福祉計画等策定委員会と称し、以下単に「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の案を作成する。

- (1) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び運営管理に関すること。
- (3) 前各号に関連して必要な事項

(組織)

**第 3 条** 委員会は 25 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 医師
- (3) 駐在員
- (4) 地域婦人団体連絡協議会会員
- (5) 社会福祉協議会職員
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 老人クラブ会員
- (8) 老人福祉施設役員または職員
- (9) 被保険者
- (10) 町職員



(任期)

**第4条** 策定委員会の委員の任期は、3年とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員長は必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

**附 則**

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

**附 則** (平成14年6月12日告示第14号)

この要綱は、平成14年6月12日から施行する。

## 2 龍郷町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
議会議員	徳永 義郎	
医師	肥後 敦子	
駐在員	中田 留弘	
地域女性団体連絡協議会会員	伊勢 るり	
社会福祉協議会職員	前島 克幸	
民生委員・児童委員	山口 利博	
老人クラブ会員	重田 シオリ	
老人福祉施設等役員 または職員	重枝 祐介	特別養護老人ホーム 愛寿園
	米丸 龍一	特別養護老人ホーム 龍郷の里
	泉 公博	介護老人保健施設 秋名の郷
	白浜 幸高	株式会社 和月
	児玉 周子	龍郷町社会福祉協議会
被保険者	渡 麗子	第1号被保険者
	泉 一成	第1号被保険者
	隈元 康子	第2号被保険者
	圓山 和昭	第2号被保険者
町職員	岡江 敏幸	総務課長
	勝元 隆	建設課長

### 【アドバイザー】

大島支庁 保健福祉環境部	久保 倫子	健康企画課長
	奥 知依	地域保健福祉課 介護指導係

### 【担当事務局】

所 属	職 名	氏 名
保健福祉課	課 長	満永 たまよ
保健福祉課	課長補佐	音野 誠吾
保健福祉課	係 長	里園 育乃
保健福祉課	主 査	川口 真由美
保健福祉課	主 査	南 香澄
町民税務課	課 長	西田 栄三郎
町民税務課	主 事	染川 和晃

### 3 用語解説

あ行	
IADL (アイ・エー・ディー・エル)	「Instrumental activities of daily living (手段的日常生活動作)」の略で、家事動作や管理能力、交通機関の利用など、生活の中の応用的な動作群のこと。
ICT (アイ・シー・ティー)	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アセスメント	事前評価、初期評価。一般的には環境分野において使用される用語であるが、介護分野においては、介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。
インフォーマル	フォーマルは、制度や法律等で定められた公的なもの。インフォーマルは、民間や地域住民、ボランティア等が行う非公的なもの。
NPO (エヌ・ピー・オー)	英語の Non Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として利益配分をしない組織(団体)のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、官と民の間で「民間の手による公益活動の分野」を創造する。その活動分野としては保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。
ADL (エー・ディー・エル)	「Activity of daily living (日常生活動作)」の略で、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。具体的には、①身の回り動作(食事、更衣、整容、トイレ、入浴の各動作)、②移動動作、③その他(睡眠、コミュニケーション等)がある。
か行	
介護給付	要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費等について、保険給付が行われる。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設等との連絡・調整を行う人材。
介護予防ケアマネジメント	要介護状態になることの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメントをさす。
介護予防・ 日常生活支援総合事業	介護サービスの基盤強化のため地域支援事業の中に創設され、市町村の主体性を重視し、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供できる事業。

基本チェックリスト	65歳以上の高齢者で、介護の原因となりやすい生活機能低下の可能性について、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問票のこと。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
ケアプラン	要支援者・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望をとり入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。
ケアマネジメント	要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせ調整を行う。
KDB（ケイ・ディー・ビー）	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高額介護サービス費	所得に応じて一定額を超えた分の自己負担があった場合に、その超えた分を申請することにより高額介護サービス費として支給される制度。
<b>さ行</b>	
サロン活動	誰もが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする活動。
サービス付き高齢者住宅	平成23年5月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まい。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。
生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨そしょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。

成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。
<b>た行</b>	
団塊の世代	昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。この世代の人が高齢者になる時期を迎え、様々な社会的影響が予測される。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年から昭和 49 年までに生まれた世代をさす。最多は昭和 48 年出生の 210 万人で、団塊の世代の最多である昭和 24 年出生の 270 万人より少し少ない。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法又は協議体。
地域支援事業	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。
地域資源	地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティア等、人的・物的な様々な資源。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者等、何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支える仕組み。
地域包括支援センター	保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設置され、市町村又は市町村が委託した法人が運営する。
調整交付金	介護保険財政において、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生じる保険料基準額の格差調整のために国から交付されるもの。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。
<b>な行</b>	
2025年問題	昭和 22 年から昭和 24 年までに出生したいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75 歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題のこと。
2040年問題	昭和 46 年から昭和 49 年までに出生したいわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳に達し、65 歳以上の高齢者の人口がピークになることで起こりうる労働力不足や年金・医療費などの社会保障費が増大することが懸念される問題のこと。



認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。何かを特別に行うというのではなく、友人や家族にその知識を伝え、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動を行う。
認知症初期集中支援チーム	家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立した生活のサポートを行うチーム。
<b>は行</b>	
被保険者	介護保険に加入している本人をいう。介護保険制度においては、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）を被保険者としている。
フレイル	高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。
保険者	介護保険の運営を行う主体をいう。介護保険の保険者は、市町村と規定されている。保険者としての役割は、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務、サービス基盤整備を推進するための市区町村介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収などがある。
保険者機能強化推進交付金 保険者努力支援交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金。
包摂的な社会	社会的に弱い立場にある人々も含め住民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う社会のこと。
<b>や行</b>	
有料老人ホーム	食事提供などの日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅。
予防給付	要介護認定により要支援と判定された被保険者に対する保険給付。介護給付と比べると、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、施設サービス、一部の地域密着型サービスなどが給付対象にならない点で異なる。

---

---

龍郷町 高齢者保健福祉計画  
第8期介護保険事業計画

---

令和3年3月

発行・編集

龍郷町 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地  
TEL 0997-62-3111 FAX 0997-62-2535

---

---